

法務委員会
議 録 第 四 号

平成九年十一月五日(水曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 菅川 堯君
理事 太田 誠一君
理事 与謝野 馨君
理事 上田 勇君
理事 木島日出夫君
理事 柏谷 茂君
理事 古賀 誠君
理事 田中 和徳君
理事 西川 公也君
理事 渡辺 博道君
理事 安倍 基雄君
理事 加藤 六月君
理事 福岡 宗也君
理事 佐々木秀典君
理事 鴨下 一郎君

理事 橋本 康太郎君
理事 赤松 正雄君
理事 北村 哲男君
理事 河村 建夫君
理事 下村 博文君
理事 谷川 和徳君
理事 横内 正明君
理事 渡辺 喜美君
理事 漆原 良夫君
理事 西村 眞悟君
理事 枝野 幸男君
理事 保坂 展人君
理事 園田 博之君

出席政府委員

法務大臣 下福集耕吉君
法務政務次官 横内 正明君
法務大臣官房長 頃安 健司君
法務大臣官房副長 山崎 潮君
法制調査部長 森脇 勝君
法務省民事局長 原田 明夫君
法務省刑事局長 杉原 弘泰君
公安調査庁長官 田中 法昌君

委員外の出席者

内閣官房内閣内政審議室長 田中 法昌君
警察庁刑事局長 玉造 敏夫君
力闘対策部長 吉成 修一君
法務大臣官房審議官 渡辺 博史君
大蔵大臣官房秘書課長 渡辺 博史君

大蔵省銀行局銀行課長 内藤 純一君
通商産業省産業政策局企業行動課長 久郷 達也君
最高裁判所事務総局総務局長 涌井 紀夫君
法務委員会調査室長 海老原良宗君

委員の異動

十一月五日

辞任

西川 公也君

補欠選任

田中 和徳君

辞任

田中 和徳君

補欠選任

西川 公也君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例
に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出
第三号)

○菅川委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所補正総務局長から出席説明の
要求がありますので、これを承認するに御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○菅川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○菅川委員長 内閣提出、商法及び株式会社の監
査等に関する商法の特例に關する法律の一部を改

正する法律案を議題といたします。
この際、参考人出席要求に關する件についてお
諮りいたします。

本案審査のため、来る七日午前十時から参考人
の出席を求め、意見を聴取することとし、その人
選等につきましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○菅川委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○菅川委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。赤松正雄君。

○赤松(正)委員 おはようございます。新進党の
赤松正雄でございます。

きょうから商法及び株式会社の監査等に関する
商法の特例に關する法律の一部を改正する法律案
の審議が始まるわけでございますけれども、この
法案が出されなければならぬというこの現代日
本の社会的背景というものは実に深刻かつ重大な
問題をはらんでいる、こういうふうに私は思いま
す。日本を代表するような企業、味の素でありま
すとか野村証券、第一勧銀、山一証券、大和証券
といったふうな企業の総会屋への利益供与事件が
まさに毎日のように摘発される現状というのは極
めて異常な事態だと思えます。

しかも、大変重要なことは、こうした現状に対
して、多くの人々が、企業社会に寄生するやみ社
会の一端が明らかになっていっているのだから、文
字どおり水山の一角にすぎないのじゃないかとい
うふうな共通認識を持っているのではないかとい
うことであります。

日本の安全神話というのが阪神・淡路のあの
大震災あるいはオウム真理教事件などを通じて大

きく揺らいでいるといったふうな指摘がなされて
おりますけれども、もう一方で、この数年、一段
と激しさを増す、企業人をねらったテロ事件の発
生というのは、まさにやみ社会の表社会への公然
たる挑戦ともいえるべきものであつて、実に重要な
問題だらうと思えます。こうした一連のテロ事件
とまた総会屋をめぐる問題の土壌というのは決し
て無関係ではない、こんなふうに思います。

きょう五日は、財政構造改革に關する法案の衆
議院での委員会審議が最終局面を迎えようとして
おりますけれども、ある意味では、こちらの法案
の方がより日本の社会にとって、先ほど述べた
きたような理由によりまして、数段重要な意味を
持つのではないかとさえ言つても過言じゃないか
と思ひます。残念ながら、メディアの方の注目度
はいま一步のようでありまして、日本の行政
の中で最もおくれたものの一つと言われる組織
犯罪対策への本格的な取り組みのいわばプレ
リュードといえます。前奏曲として、私たちはこ
の法案を重要なものと考えている次第でございま
す。

我が党の方から、私の後、弁護士出身ですとか
あるいは公認会計士出身といった、専門的知識を
持った方々から順次細かく質問がある予定になつ
ておりますけれども、私の方からは、総括的とい
いますかマクロ的観点から幾つか質問をさせてい
ただきたい、こんなふうに思ひます。

前置きは以上とさせていただきます。本案に
入りますが、今回の法案は、最近の社会情勢及び
株式会社の運営の実態にかんがみて、いわゆる総
会屋の根絶を図るとともに、株式会社の運営の健
全性を確保するために、総会屋及び取締役等の不
正行為に対する罰則を整備するということが目的
に掲げられております。

うのは、昭和五十六年、一九八一年の商法改正で
行われたわけですが、以来十六年たつてい
るわけです。昭和五十六年時の商法改正は非常に
大変な審議だったようでありまされども、以来
十六年間でこの法整備の実際の効力、実効が
あったかどうか。少なくとも、最近の、ことし
に入ってから摘発されているような一連の事件の
発生を見る限り、極めて効果は疑わしいのではな
いかと思われまされども、この十六年間ににおき
ますところの総会屋の動向とその犯罪における特
徴といったようなものを、まず冒頭、警察庁の方
からお述べいただきたいと思ひます。

○玉造説明員 お答えいたします。

警察では、株主の権利行使に關しまして企業か
ら不正に利益を得るなどの活動を行う者、これを
総会屋というふうに一応考えております。必ずし
も暴力団そのものではないけれども、これに準じ
る脅威を与える者、こういうことで取り締まりの
対象としておられます。

総会屋の勢力でございますが、改正商法が施行
されました直後の昭和五十八年、約千七百人を把
握しておりました。以後、一貫した減少傾向にこ
ざいまして、平成八年末で約千人を把握してい
るところでございます。このうちで、いわゆる暴力
団勢力、これは暴力団員そのもの、そして、暴力
団の構成員ではございませんが、その周辺におり
ますところの準構成員、これを合せて約九
千人、構成員が五十人、いわゆる準構成員が四十
人というところでございますが、このほかにもか
なりいわゆる総会屋が暴力団と何らかのつながり
を有するものというふうに見えております。

一方で、暴力団の方でございますが、これも、
近時、企業の経済活動に絡みまして、企業恐喝で
あるとかあるいは総会屋活動といった不正な資金
獲得活動を行っているところがございます。

最近の総会屋の手法あるいはその動向でござ
います、総会屋による企業訪問、これは依然とし
て続いておりまして、過去の検挙事例から見ます

と、つき合いと称しまして情報誌の購読料名下に
金員を喝取しようとした事案、あるいは、情報誌
購読を打ち切られたことにつきまして因縁をつけ
まして、その購読再開を要求して金員を喝取しよ
うとして未遂に終わった事案、あるいは自己が出
版する機関誌への広告の掲載を要求した事案、さ
らには、下請参入名下に金員を喝取しようとした
事案、スキヤンダルにつけ込んで融資申し込みを
企てた事案等々がございまして、いろいろな名目
で経済取引を装いながら不当要求を執拗に行つて
いるという現状にございまして、総会屋がその生き
残りを取りまして、企業に巧妙に食い込もうとし
ているということがうかがえるところでございま
す。

ちなみに、平成八年におきます総会屋の検挙で
ございまして、検挙件数は二十二件、検挙人員三
十名でございまして。罪種別に見ますと、件数、人
員ともに恐喝及び恐喝未遂、これが合せて五
十六件、九人というところで最多でございまして。平成
九年九月までで見ますと、総会屋の検挙は、検挙
件数十一件、検挙人員二十六人でございまして。罪
種別で見ますと、件数では恐喝及び恐喝未遂が三
件、人員では商法違反が十一人というところで最多
でございまして。

○赤松(正)委員 量的な動向というのはこの十六
年間の間に若干減る傾向にあるけれども、この中
身、質というのはいさなり悪質なものになってきて
いるという傾向が読み取れる、こう思うわけで
す。その間にはバブル経済の崩壊という問題も
あったりして、そういう日本の経済における大変
な変革期のさなかにおける影響というものも大き
かったのだらうと思ひますけれども、特に最近の
この一年、ことしになってからの我々の前に展開
されているいわゆる小池何かがの被告による一連
の事件は、極めて巨額のお金がか動いている。従来
の、ここに資料としていただいております利益供
与事件の一覧のどの事件よりも圧倒的に大きなお
金が動いているわけですが、この人物によ
る事件というのは特殊なケースなのか、それと

も、従来の傾向と一線を画する流れがこの世界に
起こつていて、その新たな動きにおける一般的な
特徴、傾向というものを反映しているのかという
問題について、法務省、大臣の方からお願ひいた
します。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

最近摘発されました現在公判係属中の、いわゆ
る総会屋であります小池被告に係る利益供与・受
供と事件を見ますと、その第一の特徴といたしま
して、日本を代表するといふべき大手証券会社や
銀行の最高幹部までがこれに關与して、会社ぐる
みで利益供与に及んでいるということでございます
す。従来は、どちらかといひますと、株主總會対
策ということで会社の総務部の人たちが中心で
なつてやつていて、そこで総会屋との癒着ができ
るというふうな傾向であつたのですが、今回の特
徴としては、やはり企業のトップが会社ぐるみで
やつていくというのが一つの特徴ではなからうか
と思ひます。

二番目の特徴といたしましては、その金額が従
来の事例と比べて格段に高額であるというこ
とでございまして。総会屋の活動が後を絶ていな
いばかりでなく、いわば我が国の経済社会に深く
浸透して内部からむきつある状況が明らか
になつた、そのように考えております。

○赤松(正)委員 先ほど申し上げましたように、
五十六年の改正で、四百九十七条、利益供与の禁
止という項目を新設されたわけですが、その当時
この委員会におきますところのやりとりを見て
もわかりますように、その中で政府の側、法務省
の側は、この四百九十七条を新設することによつ
て、従来困難であつた不正の請託の立証という部
分を乗り越えて一定の効果が大いに期待されると
いつた趣旨の答弁を繰り返されておりました。

ところが、今大臣がお述べになられたような、
企業のトップが利益供与に積極的に参画をする
といったふうな一連の事件が起こつて、現実には
さつぱり効果があらわれていない、こういう現状
についてどのように考えておられるか。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

いわゆる総会屋をめぐる事案につきましては、
お話がございましたように、昭和五十六年の商法
改正以降、これらの罪によりまして、現在まで二
百名をもう超えましたが、起訴されている
という現状でございます。また、ただいま警察
庁からもお話がございましたように、総会屋その
もの実数というふうなものも減少しているとい
うことでございまして、現行法のもとにおける捜
査当局の摘発活動というのは一定の効果は上げて
いたというふうなことは考えられると思ひます。
しかしながら、今なお総会屋の活動が根絶され
ていないということは事実でございまして、罰則
による犯罪の抑止力に問題があつたということも
否定できないところでございまして。そういうふう
なことで、今回の法改正によりまして罰則の強化
を図りたいということでお願いいたしてはいる次第
でございまして。

他面、議員からもお話がございましたように、
抑止力に問題があつたといひえ、罰則があるにも
かわらずこの種の事案が後を絶たなかつたこと
にかなりがみまして、その違法性を十分に知りなが
ら総会屋と癒着し利益供与を行う会社の側、特に
その幹部の意識に大きな問題があつたこともまた
事実でございまして、会社幹部の意識の改善が図
られる必要が非常に強い、このように認識いたし
ております。

○赤松(正)委員 今大臣の方から、罰則の軽さと
いうことから総会屋の抑止になつていないという
点、それから企業側の姿勢、特に幹部の姿勢に問
題あり、こういうふうなお話がございましたけれ
ども、昭和五十六年のときの衆議院法務委員会
で、十三項目にわたる附帯決議がなされたり、あ
るいは参議院でも十項目の附帯決議がなされたり
しました。いわゆる総会屋に対する狭い意味では
なく、もっと広い問題についての附帯決議であり
ますけれども、そういう決議がなされているにも
かわらず、今の現状がある。私は、そういう観
点からしますと、企業側の意識改革はもちろん必

要でありますけれども、法務省、検察当局、警察庁の断固たる取り締まりの姿勢が弱かったという面も強く指摘せざるを得ないというふうに感じます。

今回の法改正によりまして罰則規定を重くすることで、この種の犯罪を撲滅するためにどの程度の効果を発揮すると見られるのか。従来の罰則規定をこれぐらいの程度重くしてそんなに効果があると思えないという指摘もあるわけですが、でも、その辺の見方、また、利益供与要求罪の新設、それから威迫を伴う利益受供与罪、要求罪の新設、こういう二つの新設が行われているわけですから、こういう二つの新設がどのような効果があるというふうに考えておられるのか、その点についてお答え願いたい。

○下福澤国務大臣 今お話がございましたように、新しく、利益供与を要求する罪を今回お願いいたしているわけでございます。

これは、今までは利益供与、受供与ということをして犯罪としてとらえて処罰していたわけですが、今申し上げました点は新設になるわけですが、新しく設けることによりまして、会社側がいわゆる総会屋から不当な要求を受けた段階で、これを捜査当局に届け出てその処罰を求めるということができるようになったわけですが、これによって、会社関係者がその気になれば総会屋に対して毅然たる処置をとることも容易になるというふうに考えられます。

また、威迫を伴って利益供与を要求したり、受けたりする罪を新設いたしました。その懲役刑の上限を五年とすることにいたしました。こうしたことによりまして、悪質な態様の行為に一層厳正に対処することが可能となります。

加えて、公訴の時効期間も五年ということになるわけですが、従来は三年より長い五年というふうな形になるわけですが、

○赤松(正)委員 会社側が早期に総会屋の不当な要求行為を捜査当局に届けて処罰を求めるといふふうな形に果たしてなるのかどうか、いささか疑問

間だなという感じがいたします。

また、今度は警察庁に聞きたいのですが、しばしば金融・証券など、先ほど来話が出ていますような、巨大企業がこういった事件を起こす場合、私たち普通の市民感覚からしますと、自分の会社の持つウィークポイントを追及されると、自分を恐れ、利便に事を感じる。つまり、同業種の横並びで、自分のところだけやられるとまずいという感じで利益供与をするというのが、普通の、こういう犯罪が起る場合の感覚かな、こう思っていたのですが、実際には、現実に展開されている総会屋をめぐる事件を見ると、そうでもないという感じがします。

例えば、平成三年に四大証券が、今回より以前に、非常に金額は少ないわけですが、四大証券の幹部がそろって利益供与事件にかかわっているわけですね。これはボクシング興行のチケットとして賛助金を集められたというところのようですけれども、つまり、自分のところだけというのではなくて、四大証券という証券の世界の中において競い合っているグループが一括してねらわれている。

ということは、企業の側としても、本来、総会屋との関係というのは、企業経営にもとと所与のものというか、ビルトインされた、企業経営コストの中にもう最初から組み入れられているようなものだというのが、今回の事件をまたないで、もう随分前からそういうことが十分認識される事態がずっと続いていて、こんなふうに見えるわけですが、警察庁当局としてはそういった事態を僕は認識されていると思いますけれども、そういうのをしきりとチェックすれば今回の事件も防げたのではないかと、こういう観点からして、今日まで私が申し上げたような観点からどういう対策を講じてこられたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○玉造説明員 お答えいたします。

御指摘のように、企業の総会屋に対する利益供与事件が後を絶たない状況にあるわけですが、

す。総会屋の不当な要求に対しまして毅然として対処している企業が現に存在する反面で、一部の企業におきまして、改正商法が施行された昭和五十七年当時におきまして暴力団あるいは総会屋との関係を遮断できずに、その後も、総会屋との対決を避けて、あるいは総会屋等を利用することによって株主総会を無難に乗り切ろうというふうな試み、あるいは企業にかかりますスキャンダル等の表面化を忌避する、さらには総会屋等を情報源として利用するというようなことで、暴力団、総会屋等に対しまして毅然たる対応が徹底できなかった企業が存在するということはそのとおりであらうかと思えます。

警察といたしましては、改正商法が成立いたしました直後の昭和五十七年に、当時の警察庁長官が経団連におきまして、企業からの総会屋の排除について要請したのを初めとして、これまで繰り返し繰り返し、各種の経済団体の会合、あるいは各都道府県に設置されております企業防衛協議会等の場などを通じて、あらゆる機会を通じて、企業と暴力団、総会屋との関係遮断について働きかけをしてきたところでございます。また、個別企業からの暴力団、総会屋の排除につきまして相談を受けた場合におきましては、積極的に対応してきたところでございます。さらに、改正商法施行後、これまでに二十八件の利益供与事件を検挙してきたところでございます。

警察といたしましては、企業と暴力団、総会屋との関係遮断に向けた社会的な機運が大きく盛り上がっているところでございます。また、さきの、いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議における申し合せ事項もあるわけですが、この申し合せ事項の通りとして、今後さらにに暴力団、総会屋に対しまして取り締まりの強化、徹底、また、企業の暴力団、総会屋等の排除対策への支援の強化を行ってまいりたいと考えております。

○赤松(正)委員 対策部長のお話を聞いておりますと、繰り返し繰り返し企業に要請をしてきた

し、いろいろなことをやってきたのだけれども、企業側がなかなかこちらの対応に応じてくれない、そういう感じで聞かれましたけれども、新聞報道を見ますと、ようやく今回二百社の企業が総会屋と絶縁宣言をする、また、このうち百社が情報誌の講読打ち切りを踏み切った、また、経団連も明後七日には緊急合同会議を開いて、企業のトップの九百人ですか、のメンバーに企業倫理の徹底を改めて要請するというふうなことが言われております。

先ほど来玉造部長がおっしゃっているような感じで、従来もこれに類することは行われてきたのだらうと思いますが、正直言って効果がなかった、今大きな世論というものの動向もあるわけですが、今度までおくれれてきた、効果が発揮されなかった理由と、それから、今まで警察庁の暴力団対策関係の担当者を集めての説明会などを開いてきたというわけですが、この効果がなかったことに対する責任というものについて改めてお聞きしたいと思います。

○玉造説明員 これまでに企業等に対して繰り返し関係遮断を促してきたところでございますし、その結果として、現実には暴力団あるいは総会屋等との関係を大変厳しい状況の中で遮断をした企業も存在するということは承知しているところでございます。また、総会屋勢力の数的な減少ということも考え合わせますと、決して今まで行ってきた努力というものがむだであったとは考えておりません。

ただ、遺憾ながら、御指摘のように、いまだに利益供与事件が後を絶たないというのものは事実でございます。今後さらに一層そういう関係遮断を社会的機運の盛り上がりというものを追い風としながら強めていきますとともに、一方で、なおかつ遮断をしない企業に対しましては、これはしかるべく処置をさせていただくということにしたいと考えております。

○赤松(正)委員 先ほど部長の方から、いわゆる総会屋に対する関係遮断という意味で効果が上

がったケースもある。つまり、本気で総会屋と絶縁宣言をして総会屋を企業経営から排除したケースがあると思うのですけれども、例えば「ジス・イズ販売」のこししの十月号に、元内閣広報官の宮脇嘉介氏が書いている中を見ますと、「総会屋・暴力団などの闇社会と企業の癒着を一般論で語ると本質を見誤る。癒着の核心部分は銀行業界と証券業界」だ、こういう言い方をされています。効果が上がったケースの中で、今彼が述べているような、銀行、証券とほかの業界とははつきり分けた方がいいのだという言い方をしていますけれども、従来のケースの中でそういった傾向は指摘されるでしょうか。

○玉造説明員 過去に私どもが事件として取り扱ったケースを見た場合に、そういうきれいな線の引き方というものはできるかどうかとなりますと、若干自信がございません。各業種にわたっておるといふことだろうと思います。

ただ、これは私どもの取り扱ったケースではございませんので詳細については不明でございますけれども、本年、事件となりました金融あるいは証券業界のケースを仄聞したところによりますれば、他の業態では考えにくいようなスケールであろうというところは言えるかと思えます。

○赤松正委員 大臣、この問題に関して政府も関係閣僚会議を開かれて、対策をしばしば練っておられるということでございますけれども、当事者の企業経営者あるいは総会屋、これを除きますと、商法という法定刑そのものを扱う法務省、あるいは総会屋を取り締まる警察庁、また、その企業を指導する観点からすれば大蔵省や通産省といったふうにもさまざまな官庁が、関係閣僚会議といった場合に、法務大臣あるいはもちろん総理大臣を筆頭にさまざまなそういう部署からこの会議に出ておられると思うのですけれども、我々から見ますと、一体この総会屋をめぐる問題についての最終的責任者はだれなんだ、この問題を本当に真剣に考えて取り組んでいる人はだれなんだというところで非常にあいまいになっているような感じが

を感じるわけですが、政府の一体この部分にその責任の中核があるのだということについてぜひ法務大臣の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

○下福藤閣僚大臣 お答えいたします。

いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議におきましては、こししの九月五日に、いわゆる総会屋対策要綱というものを設けまして、「いわゆる総会屋等を排除するため、経済界の協力を得ながら、政府を挙げて」「対策を実施していく」という申し合わせをいたしましたわけでございます。

これはもう本当に、総会屋にかかわり合いのある政府のそれぞれのつかさつかさ、それから企業、これが一体となって総力を挙げてやらなければ目的をなかなか達成することは難しい、これは総力戦である、それぞれのつかさつかさが本当に必死になって取り組むか取り組まぬか、そこにかかっておるのじやなからうか、こういうふうには思っています。

そういうふうなことで、去る十月二十八日には、関係閣僚会議の申し合わせによりまして、業界団体に対する企業経営者の意識改革を支援するなどの諸対策を一層推進していくこと等をする旨の合意がなされました。明日は経団連の幹部の方にも来ていただいて、政府から御相談しながら申し入れをするというふうなことに、明日の朝でございますか、なろうかと思えます。

そういうふうなことで、どこが中核というよりも、これはもう関係のあるところが政府としても多うございします。それから企業としても、今警察庁の暴対部長がああいうふうな御答弁なさいましたけれども、いわゆる金融界が今度大きな問題になっていくわけでございますが、宮脇さんの言葉が金融界の特徴の一つだろう、このように私は思っています。しかし、それはもうあらゆる業界にわたっていることでもございします。

私自身もある企業の責任者から総会屋の問題についていろいろ伺ったこともございしますが、総会

屋を断ち切ろうということで最初のうちは大変苦労するそうです。しかし、一たん軌道に乗りますともう総会屋は寄りつかなくなるというふうなことでございまして、やはりその辺の苦労も大変なものだと思えますが、そこまで企業の経営者といふのはもう腹を決めて取りかかってももらわなければならない、そうでなければ、それは安易にこうとすれば癒着が生まれてくる、こういうふう

に思っています。法務省といいたしましても、今お願いいたしておりますような商法の罰則の強化でございますとか、あるいは、組織的犯罪に対処するための刑事法の整備というような法制面の問題、あるいは、検察当局における総会屋等の各種犯罪に対する厳正な対処ということ、いわゆる法の執行面、さらには、日本弁護士連合会に対しまして総会屋問題について一層積極的な対応の要請等、法務省としてはもう法務省の範囲内でできるだけの努力をいたしているつもりでございます、そういうふうなことの総合力が必要である、このように思っています。

○赤松正委員 大臣、総力戦とおっしゃいましたが、法務大臣のこの問題への果敢な取り組みを熱望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○笹川委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 新進党の漆原でございます。今お話がありましたように、昭和五十六年に総会屋対策としての商法改正がなされました、二百九十四条ノ二、四百九十七条が新設されたわけでございします。

この改正以前の実態をちょっと調べてみますと、大変な実態でございまして、総会屋の数が五十五年現在で五千八百人、暴力団構成員が千五百名、それから、一社当たりつき合っている総会屋の数というのが、これは五十四年現在の東証一部、二部上場会社三百三十社に対する調査でございしますけれども、五十人以上以下というのが二十八社、百人以下が五十四社、三百人以下というのが

百六十四社、五百人以下というのが五十四社、七百人以下が二十一社、千人以下が十四社、千五百人以下が九社、二千人以下が二社、三千人以下が二社という大変な数でございまして、一社当たり総会屋に年額払っている金額が平均して大体百万円ぐらいかなと。多いところでは一億円以上も払っていたというところが二社もあったという本

○玉造説明員 お答えいたします。

お尋ねの調査につきましては、商法改正前に警視庁が、警視庁管内特殊暴力防止対策連合協議会、現在の警視庁管内特殊暴力防止対策連合会でございますが、この加盟四百四十社に対してアンケート調査を行ったものでございまして、回答は三百三十五社だったと思えます。ここに對しまして総会屋の現状等に対するアンケート調査を実施したものでございします。

当時は、総会屋に言うなれば利益供与をすることはそれ自体犯罪でなかったわけでございますが、その後でございしますが、同種のアンケートはその後行っておりませんが、最近行ったものとしては、平成八年に、同じくこの警視庁管内特殊暴力防止対策連合会加盟の二千二十二社に対して、総会屋の企業訪問状況及びこれへの企業の対応であるとか、あるいは、総会屋の不当な要求の状況及びこれに対します企業の対応、このようなものについてアンケート調査を行ひまして、千二百二十八社から回答を得ておるところでございします。

それぞれの項目と申しましようか、先生御指摘の項目とうまくマッチしないのでございしますけれども、総会屋が相変わらずいろいろな形で企業に接近し利益の要求をしておるといふ実態、そして、このアンケートによりますれば、八四％の企業が要求を拒否している反面で、一部でも要求に

応じておる企業が二三%あるという結果が出ております。

○漆原委員 法改正後、五十六年から平成八年までの検査実績等を教えていただければと思います。

○玉造説明員 商法の利益供与に関する罪につきまして警察で検査した数は、これまでに二十八件でございます。

○漆原委員 検査の総人数等はどのくらいになっておりますでしょうか。特に総会屋に対してどのくらいの人数を検査したのか。いかがでしょうか。

○玉造説明員 商法改正以降、警察で検査した総会屋の人数でございますが、一番最近のケースまで合わせまして百四十人でございます。

○漆原委員 それでは、先ほど同僚議員の方からも質問がありましたが、総会屋による情報誌の購読料名義で企業から総会屋などに金が流れていると。新聞によりまして、年間百億円を超えるのではないかと。もういふうにも言われておりますが、この情報誌の購読料名義のお金の流れについて警視庁で調査を最近されているやに聞いておりますが、その調査結果を教えてくださいたいと思っております。

○玉造説明員 情報誌の購読というのが、言うなれば総会屋の企業に対するアプローチの第一歩と申しましょうか、となっておるわけでございます。これに関しましては関心を持っておるところでございます。

今おっしゃられましたのは、恐らく、警視庁の方で数字としてまとめた、本年十月末ぐらいでしょうか、における企業のこの総会屋等の情報誌の遮断状況の数ではなからうかと思えます。これは、全国的に見ますと、約九十社におきまして延べ一万一千部の打ち切りを行ったということでございます。

なお、この情報誌の關係に対します警察としての検査もあるわけでございます。御説明させていただきますと、ことしに入ってからのもので

も、大阪におきまして、総会屋でありなおかつ右翼団体の代表でもある者が、大阪市内のホテルから情報誌の購読を打ち切られたということにつきまして因縁をつけまして、購読復活名下に金品を要求したけれども未遂に終わった事案であるとか、あるいは、これは警視庁で扱った事案でございますが、打ち切りを通告され、これに因縁をつけまして、さらに購読を継続しろという要求をして未遂に終わったというような事案がございまして、未遂に終わったということとは、企業から御相談があつてその結果として未遂に終わったということでございます。進歩は見られるのかなというふうには思っております。

○漆原委員 その新聞によりまして、大体一冊一万円程度、年間九十億円ぐらいあるいは百億円ぐらいのお金が流れている、こういうふうな報道されているのですけれども、警察庁としてはこの情報誌の現物そのものを現認されておるのでしょうか。

それから、果たして一万円に相当する内容のあるものなのかどうか。私の知り合いの弁護士に聞いたところ、もう本当に二、三枚のぺらぺらした紙で、とてもそれが一万円の価値のあるものではない、もうあれは本当にゆすりたかりそのものではない、もういふうに言っておたのですが、その辺の、購読料という名前を使つての金のやりとり、実態として一万円の価値があるのかないのか、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○玉造説明員 情報誌につきましては、とりわけ現場であります警視庁等におきまして克明に關心を持って見ておるところでございます。

なお、その内容は情報誌によりましてある意味で千差万別でございます。総会屋等の発行する情報誌であるのかそうでないのかという線引きは非常に難しいところでございます。それはまさに、企業においてその情報誌の情報内容がその購読料にふさわしいと客観的に判断しているのか、それとも別の要素をもつて判断しているのかという

ことによらうと思ひます。したがひまして、一概にその内容が購読料に見合うかどうかというところは直ちに申せませんが、ただ、明らかに見合わないのではないかと。いふものが多数存在するとは事実でございます。

○漆原委員 九十億とか百億とかという金額は、総会屋にとつてみれば大変な資金源になる。この資金源を絶たないと総会屋は根絶できないだろうと私は思っております。

そういう意味で、情報誌の購読そのものを、先ほど御報告された例は恐喝みたいな事例でございますが、情報誌のストッパーを理由にして恐喝されたという事例でございますけれども、情報誌の購読そのものが、ある意味では商法の四百九十七条で言うところの「財産上ノ利益」にならないのだから、なるのではないかと、そう考えられますし、あるいはまた、客観的に見て価値のないものであればそう考へて検査、摘発してもいいのじゃないか。今までそういう事例があるのかないのか、また、なければなぜ摘発できなかったのか、その辺の事情はいかがでしようか。

○玉造説明員 お答えいたします。

情報誌というものの線引きが非常に難しいでございます。要するに、総会屋による、あるいは総会屋等いろいろ、会社ゴロなどという存在もございまして、情報誌であるのか、それとも一般の情報誌であるのかという線引きは、一概にはできないと考へております。

次に、情報誌の購読をいたしたということが直ちに利益供与になるかどうか。これは企業側がその情報に対していかなる価値判断をしたかという部分がございまして、そうしたことではないかと思ひますが、これ自体を検査したということとはしなかつたと思ひます。それとは別に、恐喝等々ということで検査ということでございます。

○漆原委員 検査は大変難しいことだと思ひますが、二百九十四条ノ二の二項というものが、この推定規定が四百九十七条違反に適用されないというところと相まって、どうもこの辺が脱法行為の

温床になるのじゃないかというふうな気がしてしやうがないのです。そういう意味では、何とか、通常取引を装った情報誌の購読そのものを禁止するような法的措置はとれないものかどうか、いかがでございましょうか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

大変微妙な申す申すか、いわゆる総会屋をめぐるさまざまな事象、企業との關係の恐らく根幹に触れてくる部分であらうかと思ひます。

一般的に法的な答えをいたしましては、利益供与・受供と罪は、株主の権利の行使に關して利益の供与がなされることにより成立するものでございます。すなわち、株主の権利の行使、不行使に對する対価と申しますか、その趣旨、例えば株主總會で会社に有利な発言をしたり不利な発言をしていないようにすることの見返りの趣旨が必要とされているわけでございます。

したがひまして、仮にそのような趣旨で、いわゆる総会屋が発行している情報誌の購読をいわば名目といたしまして利益の供与がなされた場合には、この利益供与と罪、受供と罪は成立するといふふうに考えられるわけでございます。

これに對しまして、通常の形態の雑誌の購入等はこのような趣旨のものではないという点で、両者は區別される面があるかと思ひます。

そういう株主権の行使に關してということが言われる以外に、先ほど御答弁がございましたように、一般的に、委員御指摘のような市場価値のないものを無理やり買わせるということになりますと、先ほど御指摘がございまして、恐喝罪というような犯罪が成立する余地は当然あるわけでございます。企業が情報誌の代金を支払つたか否かという点、それが幾らであつたという点、情報誌の内容とか企業における購読の必要性と相ま

ちまして、株主の権利の行使、不行使の対価という趣旨があるのかどうかということが判断されるというところにならうかと思ひます。

ただ、先ほど委員の御指摘にございまして、企業の方で、いわゆる総会屋と申しますか

不明朗な組織との癒着を断ち切るという意味で、かなり広範に、いわゆる業界誌と申しますか情報誌と申しますか、そういうもののおつき合いといった購読をやめるといふ動きが出てきております。これは、そもそもそういうところからつき合いが始まって、そして会社の中身に踏み込んでくるといふことに対する反省と申しますか、そこで線を引くことが一面で難しい反面、一律にということならばやりやすいという面もあると思えます。

そういった点で、さまざまな御議論の中でまた指摘を受けて、業界といたしまして、そのような事態に合せて、いかにしてそういうやみの部分といふか不明朗な部分との関係を断ち切っていくかといふことを考慮して対策がとられていくだろうというふうに考えているわけでございします。

ですから、法理論面と実務の面、確かに難しい面がございしますが、そうした点に、先ほど警察庁からも御答弁ございましたように、今後とも、企業の方々と十分そこは相談しながら、そして、企業が敢然としてそれを断ろうとした場合に、まさに暴力を背景にあるいは恐喝をしていくと、今度の法律を成立させていただきますと威迫ということについても取り上げられるという可能性が出てまいるわけでございしますので、いわば対策の幅は広がってくるので、そういうことを背景に幅広い対応ができるのではないかとということが期待されるわけでございします。

○漆原委員 その辺は、確かに一律に線を引くといふのは法的に難しかりうと私も思います。ただ、現実的にこれが総会屋の資金になっているということは事実でございしますから、ある意味では捜査当局の機敏な活動と、それから、こういう資金源を絶つのだという強い決意をひとつお願いしておきたいと思えます。

次に進みますが、先ほど話がありましたように、本年になってからの利益供与事件の摘発の事例は、味の素とか野村だとか第一勧銀、大和証

券、松坂屋、日興証券、山一証券、三菱とか、本に連日新聞をにぎわしてございまして、今後も拡大されることを予想されますが、日本を代表する会社の社長、前社長だとか、企業の上層部の方の人が逮捕、起訴されている、こういう現状を法務大臣はいかが御認識されていらっしゃるのでしょうか。○下種議員 閣下、お尋ねの問題につきましては、会社運営の健全性を著しく害するいわゆる総会屋の活動が依然として後を絶てないというばかりでなく、我が国の経済の中核まで浸透しつつあるという極めて遺憾な事態が明らかになっておるわけでございします。また、国際的に見ましても、外国にこのような総会屋が存在するということをは承知いたしております。それだけに、国際化、規制緩和、いろいろ進んでいる中でこういうふうな事案が外国に日本の国際的なそういうふうな地位の低下、極めて憂慮すべき問題ではなからうか、このように認識いたしております。

○漆原委員 このような大企業が本場にやすやすとなぜ利益供与をするのか、本場に私は理解できません。例えば、四大証券会社と言われている会社があった一人の総会屋に振り回されて、新聞によれば、たった一通の質問状をきっかけにして、野村は三億七千万とか山一は七千九百万とか大和は二十三億融資したとか日興は千四百万の利益供与をしたとか、国民からとって見ればどうしてなんだという疑問が本場にあるんですね。

お答えできるかどうかわかりませんが、なぜそういうことになったのかという疑問が根本的にあります。一体どんな事情なんだという、事情がわかればお答えしたいと思えます。○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の小池被告に係ります一連の事件の背景にどういふことがあったのかということでございますが、そのことがまさに本件のいわば起訴された犯罪の背景になっているわけでございます。そのことはいずれ公判廷において検察官から証拠により証明すべき事項ということで

提示させていただき、そして、それを証拠によって証明していくということがこれから求められているわけでございますので、ただいま法務当局の立場からそのことについて云々することは差し控えてさせていただきますと存じます。

○漆原委員 多分そういうお答えかなと思いがらお聞きしたのですが。一般論として結構でございますが、昭和十三年、五十六年の二回にわたって商法は法規制をしたわけですね。しかし、それにもかかわらず、日本の顔というべき大企業が法の目をくぐってこういう犯罪を犯している。その原因は一体どこにあるのだろうか。一般論で結構でございますが、どのようにお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 いわゆる総会屋をめぐる事犯につきまして、先ほど来御質問があり、またお答えがございましたように、これらの罪により約二百名近い人が起訴され、また、総会屋として把握されている者の数も数自体は減少しているというところで、一定の法執行の効果はあったというふうな考えられるわけでございしますが、まさに御指摘のとおり、従来では考えられなかったようなスケールと、そして関係者を巻き込んだ形で現在の事件が摘発され、これから公判が行われようとしているわけでございします。

委員御指摘のとおり、罰則があり、なおかつ一定の法執行があったにもかかわらず、どうしてそういうことがあるのだろうかということが、まさしく本件一連の事件の背景となるべき事項だと思えます。どの程度明らかになるかということにつきましても、これは公判廷において明らかにされるというのを私どもとしては期待すると申しします。そのような立場で検察官は努力するものと考えているわけでございします。

ただ、一般的に、さまざまな御議論の中で、企業の、しかも信用を重んずべき大企業、金融機関はまさにそういうものに当たるとののだと思いが、そういう企業が巻き込まれて、一般の方々が考えても予想を超えたこのような関係があるとい

うことの背景の中に、やはり社会全体の動きというものの、いわば利用しあるいは利用し合う関係というのがあったのではないかとすることはさまざまな形で論議されているところでございします。

そのあたりの具体的な事情について、現在、法務当局から申し上げることは差し控えていただきたいと思います。そういう中で御議論の一つに、仮にそういう動きの背景に暴力的なものがあつたとして、そういうものに対して十分対応できないおそれといふますか、むしろ正規の法執行に頼らないでそういう癒着した形の中で物事を図っていくというふうなことがあるいはあつたのかもしれないし、また逆に、そういうものから供与を受けた場合に、それを表に出して訴えていくということについてさまざまな障害があつたのかもしれないというふうなことも考えられるわけでございします。

いずれにいたしましても、これはもう一般論といふことでお答えにはならないと存じますが、私どもとしては、検察当局は、関係当局と一緒に努力をさせていただきまして、その根源となるべき事実がどういふことだったのかといふことをぜひ明らかにされるように期待いたしまして、そして、そのことがまた一般的な予防につながっていくものではないかと考えているわけでございします。

○漆原委員 本法案は、その理由説明によりまして、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社運営の健全性を確保するために、法定刑を引き上げたり、あるいは刑罰法を新設することをその内容としているわけでございします。

しかし、私は、過去二回の法規制にもかかわらず、企業と総会屋の癒着というのは現在も継続して、今やもう日本全部の大企業、日本を代表する顔といふべき企業が総会屋とのやみの取引に汚染されているという感があるわけでございします。この事実は、ある意味では法改正の、法律をもって規制するというこの限界を示しているのではな

いかなというふうな思いです。

それは、法改正によって刑罰規定を強化することとも一つの予防の方法でございしますが、これは必ずしも抜本的なものではないと思ひます。企業の方でも決してある意味では喜んで利益供与に依じているわけではなく、企業の利益供与には、今回のような逮捕、起訴、有罪判決ということ、エリート社員として築き上げた人生がだめになってしまふというリスクをしょっている、それにもかかわらず利益供与に依じているというこの現実があるわけにございしますが、このリスクを負つてもなお利益供与に依じているというその原因をもっと明確にした上で、その原因を解消する努力をすることが抜本的な総会屋対策ではないのかなというふうな考へております。

比喩的な言い方をしますと、私は、総会屋と企業との関係はアリと砂糖であらう、こう思うのですね。砂糖がある限り、どんな法律でもって障壁をつくつたとしても、必ずアリが砂糖に群がって入り込んでくるということでありまして、この刑罰法規を強くするというだけではやはり不十分であつて、この元凶である砂糖をどうなくしていくかというところが総会屋対策の抜本的な解決方法ではないかかと考へておるのですが、この点、法務大臣、いかがでしょうか。

○下福葉國務大臣 お話を承りまして、私も大変共感するところが多いわけにございします。

今回、商法改正によりまして罰則の強化をお願いいたしましたように、五十七年に初めて適用いたしましたときには、本当に大変、企業、総会屋にも関心を与え、緊張させたことは事実でございします。そして今日まで来ているわけにございしますが、なおかつ今議員お話しのような事実が後を絶たない。これは罰則としての抑止力が足りないという側面もあつたのだらうと思ひますし、そういうふうな面でも今度強化をお願いしているわけですが、しかし、それじゃこれで総会屋が根絶するかどうか、罰則の強化だけでいいかどうかと言われます

と、これはやはり企業自身の基本的な姿勢の問題にも返つてくると思うわけにございします。

私、こういうふうな席で個人的な見解を申し上げて恐縮でございしますが、どだい、総会屋という言葉が存在すること自身がおかしいと思うのです。これは、先ほどちょっと申し上げましたが、外国はいろいろ調べてみても日本みないな総会屋という存在はないのです。ところが、日本でそういうふうな総会屋の存在を許容している体質とは何だらうか。

これはやはり、企業にとりましては、株式会社にとりましては総会というの最高の決議機関でございします。それによつて企業の幹部以下の人事等々が決まるわけにございしますし、したがひまして、企業の経営者といつたしましては、株主総会といふものを大変重視する。何とかスムーズにいくな、総会が円満に終了するような方策を講じたいといふふうなことから、そこに総会屋との癒着の根源があるのじゃないだらうか。

総会屋といふものをなくして、株主総会におきまして、株主と企業の経営者が十分に円満な雰囲気の中で対話を繰り返し、そして会社の将来を論じ、会社の経営について議論し、そして、総会を円満に進めていくという形が望ましいわけにございします。私は、だから、株主総会は一分でも一秒でも早く終わらせた方がいい、そういうふうな基本的な考え方というのは大変疑問を持つておるのです。やはり総会といふのは今言ひましたような形で進めていく、そこまで企業の方々が踏み込まなければ、私はいい企業の経営なり株主総会といふものはできないと思ひます。

そのような形で、いろいろの問題がございします。いろいろの問題がございしますが、例えば会社の総務部の人たちは、これは会社の社員でございします。やはり偉くなりたいたいと思ひます。そうすると、企業のトップがもう一分でも一秒でも早く総会が終わることを願つておるといふふうなことが以心伝心でわかれれば、やはりそういうふうな努力をするだらうと思ひます。そういうふうな過

程の中でやはり総会屋との癒着というものが生まれてくる。一たん癒着というものが生まれてきまして、ずるずる引き込まれていく。そしてそれが、その総務部の人たちがかわればかわるなりにまた癒着が引き継がれて、今度の場合はそれがトップまで及んでいく。そして、トップもまた引き継いでいく。そういうふうな実態なんですね。

やはり、そういうような根幹にメスを入れなければ、私は総会屋の根絶というのは難しいと思ひます。そういうふうな意味で、今度の商法の改正も、私は、一つの力にはなると。それは、要求罪を新設したり何だかんだということ、側面では力にはなる。しかし、今申し上げましたように、企業が認識してもらふということが大事だと思ひますので、政府としても総力を挙げて、それぞれのかさつきでひとつ支援をし、できるだけの対策をとらう。要は、企業の方々がそういうふうな気持ちになるかならぬかということですから、そういうふうなことになるべく一生懸命頑張つてまいりたい、このように思ひます。

○漆原委員 今の大臣の株主総会に対するお言葉、私も大変そのとおりだと思つております。そういう意味で、平成九年九月五日、関係懇談会の申し合せ事項の中で、「企業経営者の意識改革」という項目がございします。「いわゆる総会屋等と会社との完全な絶縁を企業経営の基本とするよう企業経営者の意識改革を促すこと。」これはもう大変そのとおりだと思つておりますが、これはこの前提に、企業は株主のものであるという認識、したがつて、企業経営者は株主に對してできるだけ情報を公開して実質的な株主総会を開く、運営する責務があるのだといふところまで意識改革をしていただかないといけないのではないかと思ひます。

今まで企業経営者にそういう認識がなかったために、何とか株主に発言させない、短い時間で終わらせる、こういう株主総会のやり方をしていたところに実は総会屋との癒着があるわけでありま

して、そういう意味では、会社は自分たちのものではないのだ、株主のものなんだということ、根本的な意識を変えていくところにまず出発点があるのではないかなと思ひますが、法務大臣、いかがでしょうか。

○下福葉國務大臣 全く御説のとおりだと思ひます。そこが基本であらうと思ひます。

幾ら総会屋との絶縁を形式的に宣言したつて、実質が伴わなければ全然意味ないわけにございまして、それはやらぬよりやつた方がいいと思ひますけれども、問題は、一つ一つの企業が真剣になつて今先生御指摘のようなことで取り組むか取り組まないか、そこにかかっているといふふうに私どもも思ひますし、企業がそういうふうな形で進むように、政府としても、また私どもの立場といたしまして最大限の努力をしてまいりたい、このように思ひます。

○漆原委員 わかりました。企業経営者の株主総会に対する意識改革と、それから、総会屋とは決別するのだという毅然たる決意が総会屋対策のまず第一歩である、後は、これをどのように具体化し環境を整えていくことができるかということが、企業の意識をサポートする環境をどう整えるかということが重要だと思ひます。

そういう意味で、意識を促す一つの方法として、総会屋等から利益供与の要求があつた場合に、企業経営者に対して、そういう事実があつたのだといふことを捜査機関に告発しないし通報する義務を課してもいいのじゃないかという議論があると思ひますが、これについては、今回の法案にはないのですが、議論があつたのかどうか、あつたのであればなぜこの法案にならなかつたのか、その辺のいきさつを御説明いただきたいと思ひます。

○原田明政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のような、つまり、いわゆる総会屋等から利益の提供を要求されたということにつきまして、企業側が通報すると申しますか、そのことを捜査機関に申し出るといふ義務を

課したらどうかという点につきましては、確かに議論はございましたし、また、そうした方がいいのではないかと御議論もあつたと承知をしております。

ただ、現在の我が国の法律上、一般私人に犯罪の告発義務を課した規定はなく、また、通報義務を課しているものもいたしましたが、例えば爆発物取締罰則で、爆発物を発見した人の告知義務でございまして、爆発物使用等の犯罪を認知したときの告知義務でございまして、また、新しくはサリン等による人身被害の防止に関する法律によりまして、サリン等の極めて危険な物質を発見した人の通報義務というような形で、各種法令によりまして災害等の発見者の通報義務などもあるわけですが、いずれも不特定多数の人命、身体を害するおそれのある極めて危険なもの、毒物、災害等についての公共の危険に関するものでございまして、いわゆる総会屋の根絶が現下の重要課題であることを考慮いたしましたが、私人の義務としてこれを一律に論ずることはできないのではなからうかということで見送られたというふうな考えでございまして、

また、現在、いわゆる総会屋対策における、先ほど来御議論がございまして、関係閣僚会議が設置されるなどして、官民が一体となりましていわゆる総会屋の排除運動が展開されているというところで、要求罪の新設に加えて、そのような動きの中で、あえて通報等の義務を法定しなくとも、いわゆる総会屋による犯罪を有効に摘発していくことはできるのではないだろうかというふうな考えられた結果であらうというふうな考えでおります。

○漆原委員 もう一つ、この種の犯罪は、たまたま一般人が過つて起すという事件ではなくて、会社全体の雰囲気の中で利益供与ということがなされてくるという観点を考えますと、場合によっては、総会担当の事件ではあつても会社に罰則を設ける罰則規定を設けてはどうかとか、あるいは連座制を適用してはどうかというふうな意見も

ありますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○原田(明)政府委員 商法第二編第七章が所定しておりますが、会社をめぐり連座の罪につきましては、一般に、会社の構成、運営をめぐり会社に対する何らかの不当な行為を処罰して、主として会社財産の保全を直接間接に保護することをその趣旨としているものでございまして、原則として、罰則規定を設け会社に罰金を科することにはなじまないものと考えられているのでございまして、具体的に申し上げますと、例えば会社の計算によつて利益供与がなされた場合、会社は何らかの社会的非難をもちろん甘受すべき立場にはあるものでございまして、他方、利益供与罪の立法趣旨は、もともと会社財産の不当な支出によりまして会社運営の健全性が害されることを防止することであるので、株主の財産である会社資産の充実維持を保護法益の一つとしている側面も否定することができないことを考えますと、会社に対して罰金を科することはその立法趣旨に反するおそれがあると考えられた面が一つございまして、

また、御指摘の公職選挙法上の連座制のような規定を設けたらどうかという点につきましては、民主主義の根幹をなす公職選挙の公正を厳格に保持するため、総括主宰者等が選挙犯罪を犯して刑に処せられたことを理由といたしまして、公職の候補者等であった者の当選を無効とするにとり、その立候補の自由を所定の選挙及び期間に限って制限するものでございまして、その制度の趣旨と効果の両面から考えてみまして、商法所定の罰則には直ちにはなじまないのではないだろうかかと考えられたのがその理由でございまして、

○漆原委員 昭和五十六年から平成八年までの利益供与事件の二十五件の一覧表を見ますと、ほとんどが総務部長が処罰されている、二十五件中二件が前社長と会長というところでございまして、ある意味では本場にトカゲのしっぽ切りがなされているのではないかなという危惧もあります。もう一つは、仮にそうでなかったとしても、会社の

トップとしては、こういう利益供与がなされていることをわからなかったという大きな管理ミスがあるわけですね。

そういう点を考えますと、私は、商法の二百五十四条ノ二という条文では「取締役の欠格事由」というのが規定してございまして、罰則規定で刑罰を科することは酷としても、部下がこういう犯罪を行った場合には、企業トップは一種の連座制の適用によつて取締役の欠格事由に当たらせるといふような厳しい条文を置いた方が、トップは一体と下に向かつて、利益供与しちやいけないう、総会屋とつき合っちゃいけないという意識が明確に働くと思うのです。

そういう意味で、刑罰規定を科するのはかわいそうだし、取締役の欠格事由に当たるといふふうなことも一つの案かなというふうな私の頭をかすめているのですが、いかがでございましょうか。

○森脇政府委員 今、こうした事案が起きた場合には取締役等の欠格事由として、以後取締役に就任させないというぐらゐの厳しい態度で臨んではどうかという御提言でございまして、

非常に傾聴すべき部分があるというふうな考えでありますが、何分にも、それでは部下の不祥事が起きた場合に、どういふ要件のもとにそれが責任を負うのかといったような難しい問題が出てくるように感じております。

ただ、今までお聞きしてなかったような御提言でございまして、今後、研究の対象にもさせていただきます。どういふふうな考えでございましょうか。

○漆原委員 最後に、一点だけお聞きしたいと思

います。株式会社総会の議事運営の方法を、きちっと株主の権利を守り、さらに合理的な運営方法というのは僕はあると思うのです。それをやはりきちっと研究すべきだと思うのです。あさって参考人としていらっしゃる久保利さんがお書きになった「株主総会のすべて」という本でございまして、こ

には総会のやり方まで、議事の進め方まで書いてあるのです。こういう本がいっぱい出ております。

そういう意味では、議事の手導権を総会屋じゃなくて会社が握っていくのだというやり方、あるいは、総会屋の次から次の質問に対してはきちんと打ち切っていくこともできるのだというふうな方法、あるいは、取締役、監査役の説明義務はあるけれども、例外規定があります、どんな場合には説明しなくてもいいのかということもきちんと明確に打ち合わせをしておく、そういうマニュアルみたいなものがあれば、私は、株主総会は何も怖くないのじゃないか、総会屋は怖くないのじゃないかというふうな思いがする。この久保利先生も、自分が総会を担当して、総会屋がいても二時間あれば十分に処理できるのだというふうなこの本に書いていらつしやいます。

そういうマニュアルの作成、それから総会に対する弁護士への応援体制、この辺を法務省としては日弁連に強力に働きかけていくべきだ、場合によっては法務省と日弁連一緒にマニニアルをつくつてもいいし、あるいはいろいろな体制を検討してもいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 まさに先ほど来の御議論にございまして、株主総会を含めた会社の運営にかかわる問題ということで、さまざまな工夫がなされていくべきであり、また法務省といたしまして、あらゆる観点から御協力していかなくてはならないだらうと思ひます。

そして、特にただいまお触れになりました日弁連、日本弁護士連合会との関係では、政府全体の中で、日弁連にも弁護士の立場としての御協力をお願いしようということで、法務省を通じて日弁連に協力方をお願いいたしました。その結果、各単位弁護士会に企業等から相談があった場合のききんとした対応、また引き続き関係委員会でのそのような研究を進めていくということで、極めて前向きな回答を得ているところでござい

て、また、そのことをまた企業等にフィードバックして、そして官民あわせてこの問題に対応していくという体制がつくられつつあるというふうに考えております。

○津原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○西村委員 西村眞悟君。

今検討している法案を通じて、二点について法務省の御見解を承りたいと思います。

まず、我々が今、この法案も含めてですが、直面しているのは、やみの世界と申しますか、まだ実態が明らかにない状態なんですけれども、そこから市民社会のルール、モラルを守る、そのために、市民社会に脅威を与えるという組織、犯罪組織といえますか、やみの組織の実態を究明しなければならぬ。この法案において、二つだけ、私が立法の今後の検討課題としてはこれがあるのではないかなと思うことをちょっと申し上げます。

つまり、罰金刑のことでございまして、こういう事犯における罰金刑は、利益を目的としております犯罪ですから、有効なことは非常に有効なんですけれども、罰金の額を損益計算に入れてくる犯罪者に対しては、ある意味では無益なわけですね。罰金の上限以上の利益を得るというならば、また、実行犯をやらせるについても、現在日本では、二、三年間入ってきたら、出てくれば故郷へ帰って家を建てて一生安楽に暮らせる額を保証すればやる人はおるのだらう、こういうふうに思いますから。

罰金刑についてですけれども、上限五百万という決め方が今の法律としてはあるのですが、自由刑には不定期刑というものがありまして、少年法には不定期刑の思想が残っていると思うのです。まさにこのいわゆる経済事犯における罰金刑、不定額罰金というふうな発想の転換をして、得た利益を懲罰的にすべて取り上げるといふような発想でこれからの立法の工夫というのがなされていけ

ば、ある意味では防圧できるのではないかなというふうな思いをしておるのですが、これは私の考えなんです。法務省の御見解はいかがでしょう。

○原田(明)政府委員 ただいま御指摘の罰金刑の持つ犯罪の抑止効果といえますか、その犯罪に対する制裁としての意味という観点からの御指摘の趣旨は、いわば犯罪によって得た利益を剥奪するためには、それに応じた罰金刑を科し得るようになるべきではないのか、また、罰金刑でなくともその利益を剥奪する手段を考えていくべきではないのだらうかという御指摘だろうと思ひまして、その点につきましては、私どもも重大な関心を持って現在検討させていただいてるところでござい

ます。ただ、総会屋が供与を受けた利益という本件の商法上の罰則に關しては、商法の規定によりまして、会社法にそのものは返還すべき義務が課せられている上に、刑法の一般規定に従った没収、追徴も可能であり、また、それらの規定によつて実質上の効果は達し得るのではないかと、うふうに考えているわけでござい

ます。ただ、本改正案に關する罰金刑の抑止効果等につきましても、今後ともその運用を見守つてまいりたいというふうな考えでいる次第でござい

ます。○西村(眞)委員 今話題になつてゐる総会屋の方の背景も、私は非常に深いと思つてゐる。我々はまた実態を説明する手段を持つていない。銀行の副頭取また支店長が射殺されて、その背景がわからない。それ以上に私が重大な関心を持

っているのは、その前の、朝日新聞の記者が射殺されて、その背景もわからない。銀行の支店長また副頭取が射殺された背景はおおよそ推定がつきますけれども、朝日新聞の記者が射殺された背景は何があるのだらうか。この背景がわからないまま、マスコミが真実を何のいゆる拘束もなく我々国民に流しているというふうな安易に妄信することはできない。やはりマスコミの抑制とい

うのがそこで厳然として、背景がわからない以上あるのだらう。

また、銀行の副頭取また支店長が射殺された背景がわからないまま、つまり、銀行の債権の取り立てにいかにか抑制的にそれが働いているか、そして、現実に不良債権としていかに経済界の不安定要因になつてゐるか。この背景をわからないまま、我々は往々処理とかいろいろなことをやらざるを得なかつた。この背景をわかる手段として

は、今具体的に法務省が考えられてゐる通信傍受、私はこれが、通信傍受が今とり得る当面の手段であらう、このように思つてゐるわけ

です。これについては、今とり得る手段としては何かもあるのだ、検証令状によつて従来からやつてきたから、それは今この手段が必要で、この手段があれば組織犯罪の、いわゆるやみの組織の実態の究明ができるのだというところでしょうか。今

まで検証令状で五件ぐらい判例があるのですかね、通信傍受。今どうしても、私が今申し上げた、やみの組織の解明が必要だという観点からは、通信傍受というものはその手段としていかに位置づけられるのでしょうか、実際に捜査に当たられて

いる御経験からお教えいただきたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

近年、我が国におきまして、委員がまさに御指摘のように、各種の事件の背景に、組織的な動き、組織的な暴力の動きということが疑われるような事情は、十分私どもとしても認識いたして

いるところでござい

ます。そのこと

組織犯罪について、組織犯罪が行われる可能性のある事件につきまして通信傍受の制度を導入するという内容も含んでゐるわけ

でございます。その背景としては、従来、個人的な犯罪を摘発して、そしてそれに対して刑罰を科していくということでは賅えない犯罪の実態ということが背景にあることを御理解いただ

きたいと思ひます。そして、よく申されるのでござい

ますけれども、客観的な証拠によつて犯人を検挙し処罰すればいいではないかという議論が一方であるわけ

でございますが、その痕跡を残さないように、しかも罪証隠滅を図りながら行われるということがい

ていくためには、まさにその犯罪の背景と申しますか、その実態を明らかにするために

も必要だと思ひますが、その中で、各国ともやはり通信傍受の手続が近代国家における通信の実情から考えまして極めて有効に働

いてゐるということ

罪を行ないながら組織として陰の隠然たる支配を持っている、こういう実態がわかったときに、これを受けとめて網をかける構成要件が我々のいわゆる刑法典に用意されておるのかどうか。私はなかなか、ついで、やぶから蛇どころか妙なものが出来てきて、それを受けとめて処理できる箱を持たないという事態になりかねないのです。

私も、従来の日本の法の、責任をとる、個人に追及する法の体系と発想を転換した、新たな、組織を一網打尽に網をかける構成要件、どういふイメージになるかどうかわからないのですけれども、いやしくも立法の対象としてはここまで至っているわけですから検討を始めねばならぬ、このように思ふわけでございますけれども、この点については、いかが御見解をお持ちですか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、現行の実体法、刑法を中心とする実体法も、いわば個人犯罪を主としてとらえる形になっておりまして、組織的に犯罪が行われている場合、実際には非常に悪質に見える実行行為者がいけば手先にすぎない、そして、背後に本当の責任を負うべき人物が隠れているという場合もあるかと思ひます。そういうことを考慮いたしまして、現在検討中の法律案の中では、一定の場合に、組織的に行われた犯罪につきましては、刑法の加重類型を設けてその処罰を強化していくという面が一つ検討させていただいてある点でございます。

もう一つは、いわば犯罪をペイさせないといひますか、先ほどの冒頭の御質問にございましたように、犯罪によって得られた利益をそのままにしてはおけないという角度から、世界的にも現在マネーロンダリングということが行われておりますけれども、犯罪で得た利益を新たに投資いたしました、いわば表のお金にしていって、そして企業等の経済活動を支配していくということが考えられるわけですが、そういうものに対しては世界各國とも協調的に対処していくということで、その

ための法律を、法案を考えていきたいという点が一つございます。

それ以外に、やはりそのような犯罪によって得られた利益をより強力に没収するなり、あるいは追徴していくということが考えられるだろうと思ひます。

そういうことで、いずれにいたしましても、組織的に行われる、つまり犯罪がいわば利益を得るための手段として組織のために行われる犯罪ということになりまして、そこで得られた利益はそのままだに放置できないというのが現在の考え方になりつつあるように思ひます。そのための諸手続をできるだけ充実させていたきたいという観点から、さまざまな角度でもって検討させていただいていこうと思ひます。

○西村(眞)委員 ありがとうございます。

これから御質問申し上げることで委員の皆さんにも御反発があるかも知れませんが、推論を申し上げるのではなく、一つの、だれそれが言った内容という形で申し上げます。

今、経済事犯が主にあつて、我々は、泉井さんのことでも、金のやりとりがあつた、その部分で、倫理といへばしきの御旗、そこばかりで騒ぐ、しかし、その背景に何があるかわからぬまま騒いでおるというふうな状態。これは、犯罪の組織、また我々の市民社会の背後に何があるのかという部分については、この政界、経済界問わず、私はあるんだろうと。

例えば、二十年前に、レフチェンコというKGBのスパイがアメリカに亡命して、社会党を初め、社会党の政策はソビエトのいゆるコピーであつた、マスコミと社会党の議員二百名をエージェントとして操作したんだということを言っておる。これを言っておるわけだ。また、クレムリン秘密文書がソビエトが崩壊してあらわれたら、やはり共産党と社会党にクレムリンから、あの文書がですよ、文書の内容が、金が、選挙資金が行つていたんだ、こういうことが「クレムリン秘密文書は語る」という中公新書に書いてあ

る。

また、翻つて、公平のために申し上げますが、CIAの文書は、昭和四十年代に自民党の選挙資金としてCIAよりの資金が自民党に渡されたというふうに向こうの公文書が書いてあると。また、一昨年の米支援、考えてみますと、吉田猛なる、日本のマスコミで北のエージェントだと言われている人物がそこに介在しておる。また、日本人が拉致されたという事実一つとっても、あれは国外から来た人間が拉致したんじゃない、日本国内に拉致を支援する組織があつて初めて可能なんだ、その拉致を支援する組織に閣下した人物が、文芸春秋に、私はその組織によって日本人を拉致したんだと言つておるわけです。

こういうふうなもの、実態が何かわからない。普通の民主主義国家なら、こういう報道が真実であるか否かというよりも、こういう報道が出て弁明しなければ、社会党なり共産党なり自民党なりが弁明しなければ、党本部が焼き討ちを受けても不思議じゃない。こういう前提をちよつと置いておきますので、前提です。

橋本総理の報道が今あれば、普通の民主主義国家ならば弁明しなければならぬ。例えば、橋本総理が中国の情報部長とブライベートにつき合っているという疑惑の報道が流れるならば、それを放置しておれば、ロシアのエリツインさんも果たして橋本総理に本音を言われるのか、国益上にかかわることだ。これで私は質問を橋本総理に申し上げた。申し上げたら、情報部長であるかどうかかわからない。それで、質問が終わつた後で新聞記者さんに、情報部長であるかどうか、そんなの調べられるか、調べてわかるのなら情報部長とは言えないだろう、こういうふうな語っておる。

私は、こういうことを語れなかつたら、この場で法務大臣に質問する必要がある。昭和四十年以来一貫してスパイ天国だと言われている我が国の政界、そして総理大臣自身が、調べて情報部長だとわかるのなら情報部長とは言えない、調べてわか

るか、こういうふうな言っている。私の質問に対して、情けない質問を受けるものだ、こういうふうな言っておる。私に対して委員会が答えられるのならともかく、私が知らないところで言っておるから、日本の治安の責任者である法務大臣にお伺いしなければなりません。

我が国において、先ほどから御紹介したいろいろな情報昭和四十年代以後ある。占領されていた当時はともかく、独立してからもある。我が国においては、治安の責任者である法務大臣、本日に公人に接近してくる外国の人物がいわゆるスパイ、情報部長であるかどうか調べようがないのです。法務大臣、お答えいただきたいと思ひます。

○下福葉國務大臣 法務大臣の仕事は、一言で申し上げますと、法秩序の維持と国民の権利の保全ということになるのじゃないかと思ひますし、そこからすべてのことが出発しなければならぬ、このように認識いたしております。

今御質問の件につきましては、これは具体的なお話でもございまして、調べておるか調べておらぬとかいふようなことは答弁を差し控えていただきたいと思ひますが、一般的に申し上げますれば、今御質問のことも踏まえて、それは法令に違反するようなことがあれば厳然として検察では処置するものだ、こういうふうな認識いたしております。

○西村(眞)委員 今、調べられるかといふふうな総理の意見ではあるけれども、調べられるという御答弁でよろしいのですか。

○下福葉國務大臣 調べる調べぬという問題の前に、まず具体的な事件についての答弁は差し控えてさせていただきます。

ただ、法令に違反するようなことがあれば、これはもう検察において当然処置するものだ、このように認識いたしております。

○西村(眞)委員 外務省秘密漏えい事件というのがあつて、蓮見さんという女性が罰せられた。しかし、末端のアルバイトの外務省職員の間で情報

と総理大臣もしくは閣僚の持っている情報が違うという事は、もう既におわかりのとおりなんですがね。

一般的にお聞きしておるのです、具体的なことではなくて。我が国のいわゆる外務省の秘密漏えい事件、それ以上の情報を持っている公人、この公人と接触する外国の人物は法に違反すれば出るのは当たり前です。しかし、このスパイというものが、先ほどの組織犯罪ではないのですけれども、何の痕跡も残さず接近している、これをずっと追跡していつてしつぱをつかんだ途端にやらねばならない種類のものだ。しつぱが出てから二回目にしつぱを出すのはいつかと思っていれば、なかなか捜査も、レフチェンコ証言のとおり日本はスパイ天国になるのですね。

一般にお聞きしますけれども、法務大臣は御経験が長いわけですから、やはり日本にはスパイがいるのだらう、だから日本のいわゆる警察と云うものは、彼らの勘、鼻と云いますか、そういうことで、それがちょっと怪しいぞと思うような例え、ちょっと具体的に申しわけないのですけれども、単なる通訳のつき合いではなくて、それを度を越したつき合いをしている、端緒は例えはこういふことです。こういうことでも何でも、しつぱが出る前にずっと追跡しているものではないのでしょうか。人を殴ったとか物をとったとか、そういうことがあれば発動するといふよりも、捜査自体はその前の状況からずっと追跡していつてしつぱが出たとき捕まえる、こういうふうなプロセスになっているのじゃないのでしょうか。法務大臣、そうすなわ。ちょっと御答弁を。

○下種葉國務大臣 一般的とおっしゃりながらなかなか具体的な話になるようでございますけれども、これはあくまでも一般論として御答弁いたしますが、犯罪の捜査というのは地道な捜査を重ねて初めて成果が出てくるものでございます。ただ、何のたるべきがどういふふうな犯罪をやつて

いるか、あるいはこのことが予想されて捜査をやつていのかやつていないのか、そういうようなことは御答弁の限りではございせん。それはもう差し控えていただきます。

○西村(眞)委員 僕はちょっと不勉強でわからぬのです。國務大臣が国家秘密を漏らした場合は、連見事務官は罰せられるのですが、今どういふ罰則があるのですかね。それから、罰則規定とか、それを取り締まる規定がないとすれば、これは必要ないわゆる法的な整備ではないのだから、こう思うのですが、このことについてはいかが御見解をお持ちでしょうか。

○原田(明)政府委員 まず、國務大臣に關しましては、国家公務員法上、委員御承知のとおり特別職とされておまして、同法第二章五項によりまして、改正法律によつて別段の定めがなされない限り、同法の秘密漏えい罪の適用はないものと承知しております。

なお、新規立法といひますか、國政の重要な地位にある國務大臣につきまして国家公務員法上も特別の取り扱いがなされているということに照らしますと、御指摘の点については極めて慎重に検討されるべき問題と考えます。

○西村(眞)委員 再度法務大臣に、我が國のいわゆる捜査当局の能力といふものは、総理大臣が言うように調べてわかるものじゃないといふものじゃなくて、調べればわかる、そういう能力を持つておるといふふうにお聞きしてよろしいですね、先ほどの御答弁は。

○下種葉國務大臣 一般論として申し上げますならば、犯罪があれば検察が事件として適切に処理するといふ答弁以上に出ないわけでございます。

○西村(眞)委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○笹川委員長 福岡宗也君。
○福岡委員 新進党の福岡宗也でございます。ちょっと腰を痛めておりますので、着席のまま御質問することをお許し願ひたいと思ひます。

○笹川委員長 許可いたします。

○福岡委員 私は、商法の一部改正のうち、利益供与罪、受供与罪、すなわち、第四百九十七條の法定刑の加重に關する法律案の問題を中心に御質問を申し上げたいと存じます。

既に同僚の委員の方からいろいろな方面にわたつて質問をいたしておりますので、なるべくこれと重複しないような観点から質問をいたしたいと思います。若干の重複はお許しを願ひたいと思ひます。

そこで、まず、商法改正案の具体的な質問に入ります前に、最近の政府の、社会的に問題となつておる事件多発に対応するための立法政策といひますか、その姿勢について御質問をいたしたいと思ひます。

最近、政府は、凶悪なる事件が発生する、それから社会的に問題のある同種事件が多発する、これに対応するために、その犯罪を抑止するといふことで、直ちに新しい犯罪構成要件を創設したり、さらに既存の犯罪行為の法定刑を加重する、こういう法律案を提出してきております。

この数カ月で限定してみても、中国からの密入国者を入国させる組織としての蛇頭の暗躍を阻止するといふことで、出入国管理法の改正を行う。さらには、総会屋のばつこという現状を踏まえて、これを抑止するといふことで、今回の商法の改正案、罰則規定の強化といふ法案提出。さらには、組織的犯罪を抑止する必要があるといふことで、刑法のいろいろな刑罰の規定がおりますけれども、これを一律に、相当大幅に刑罰加重を加えるといふ改正案が提出されようとしておるわけでありませう。それから、少年の凶悪事件の発生といふことによつて、これはまだ法案化されておりませぬけれども、論議としては、少年法の改正をし、少年保護という観点以外に被害者等のことも考へて、やはり処罰といふか応報的な刑といふものを盛り込む必要があるのじゃないかといふことの論議さえされているといふのが現状であります。

もちろん、場合によっては非常に重い刑罰を科す必要のある場合もありますし、それからまた、刑罰を科すといふのも抑止の一つの方法ではあります。しかしながら、犯罪や社会悪の蔓延、ばつこといふのは、その原因となる社会的なまた経済的な要因があるわけでありませう。そして、社会のモラルそれから倫理の欠缺、こういうことも大きな要因になっているわけでありませう。

したがって、その原因をまず究明して、徹底的に要因を突きとめた上でこれを除去する適切な方策といふものをきちんとして、その上で、社会全体に定着するようなモラルの確立をするといふことが最も重要なことだらうといふふうに思ひます。

いたずらに、これに対する原因究明とか何もせず、直ちに刑罰の加重といふことだけ単独で犯罪抑止といふことにはならないといふふうにおもうわけでありませう。いたずらな加重といふのは、ともすれば、歴史の示すところ、警察国家、恐怖政治といふものを思い起こさせるわけでありませう。さういふ観点から見ても、民主國家の刑事政策としては好ましいといふことではないわけでありませう。本来必要最小限度であるべきだといふ観点を忘れてはならない、こう思うわけでありませう。

さういふ意味で、法務大臣の刑罰法規、立法に關する、私の基本的な考え方は申し上げましたけれども、法務大臣としてどのような基本的な考え方を持つておられるのか、まず承りたいわけでありませう。

○下種葉國務大臣 お答えいたします。
今委員の御指摘のお話につきましては、私も基本的に賛成でございます。もともと、罰則で縛るといふことは本来じゃないと思ふのです。罰則がなくても、國民が自由闊達に秩序を維持しながら生活するやうな社会といふのが望ましい、これが基本であらうと思ひます。

そういうやうなことで、今お話がございましたが、犯罪を防止するために犯罪の原因である社会

的要因を除去することが重要である、これはもうそのとおりでございます。そういうふうな意味で今回の商法改正をお願いいたしておるわけでございしますが、その罰則の強化と相まって、総会屋のあり方、企業の倫理の問題、その辺のところを基本にあるのじゃないだろうかということを先ほど来お話ししておるわけでございまして、そういうふうなことが相まって、やはり今まで抑止力として十分ではなかったというふうなことで、罰則の強化、整備するというふうな考え方でいるわけでございします。

○福岡委員 どうもありがとうございます。率直な御答弁で、ありがとうございます。

ということになりますと、抜本的には法務大臣も社会的要因の除去というのが最も重要だということも御認識のようでありまして安心したのですけれども、この法案並びに蛇頭の問題についての出入国それから組織犯罪の問題も出てまいります。

そうすると、やはり社会的な要因というものの除去ということが重要だとすれば、加重法案は加重法案で通るにしても、すぐに政府の方としては、その要因をどういうふう除去したらいいか、それから立法的に除去できる法案を整備するかとか、それからまた、通産、大蔵等、関連のところの省とも連携をとって、新しい株式会社法の倫理確立のためについての具体的法案を立案したり指導するというようなことをしなきゃならぬと思うのです。

そういうような具体的なスケジュールというのが、今、政府の方で閣議の決定とか何とかでなされているか、また、検討されているのかどうか、それをまずお伺いしたいのです。法務大臣にお願いします。

○下村閣内務大臣 既に御説明申し上げましたように、政府といたしましては、総会屋対策の關係閣僚会議というものをつくりまして、数回、率直な意見交換をし、申し合わせ、決定等をいたしておるわけでございます。

そして、お話のとおり、大蔵あるいは通産

等々はそれぞれの企業、団体を抱えているわけでございますので、そういうふうな關係の団体に対してまして、総会屋対策についての厳しい対応、そういうようなことで御支援をお願いいたしておるわけでございます。

さらに、私もといたしましては、弁護士会にもお願いいたしまして、先ほど刑事局長の答弁にもございましたが、日弁連では傘下の各弁護士会にその趣旨を徹底していただきました。そしてまた、それぞれの委員会でも積極的に取り上げていただくというふうなことでやっていただいております。

さらに、そういうふうなものを、それぞれの各省でやっていくわけでございますが、政府としてひとつこの問題についてお願いしようというふうなことで、明日午前中、早い時間でございますけれども、経団連の幹部の方々にお願いいたしまして、政府の意のあるところを伝え、総力を挙げてこの問題に取り組もうというふうなことで今やっています。

○福岡委員 ぜひとも早急に、どういうところの原因があるかということ抜本的に検討し、その要因を探った上で、これに対する立法作業なりいろいろな行政のいわゆる指導というものを徹底するということを至急に講じていただきたいというふうに思うわけであります。

次の質問ですけれども、今回の商法改正の経緯とその目的については既に大臣の方から詳細に御答弁になっておるところでありますけれども、これを要約いたしますと、今お話にもありました閣議決定におきまして、日本を代表する企業による総会屋に対する利益供与が後を絶たない、そこで、その大きな対策として、まず、総会屋に対して利益を供与しないように所轄庁から各企業に対して要請をする、総会屋に対する絶縁宣言をする、さらに、警察当局の取り締まりも強化をする、万全を期す、そして第三が、本日提案されておる、利益供与罪並びに会社荒らしに対する贈収賄、これの法定刑を加重するというのが大きき三

本柱のように思うわけであります。

そこで、従来から議論されていきますので簡単に申し上げますけれども、この三つの柱、それぞれ効果はあるかとは思いますが、やはり、先ほどから私は総会屋撲滅にはならない、その社会的な要因を私に言っておりますように、その社会的な要因を完全に除去するという施策なくしてはとてどもこれを根絶するところまではいかないと思うわけであります。

そして、その一番の要因というのは、先ほどの、大臣もお認めになっておられますように、株式会社においては株主が所有者である。そして、株主は、その経営を専門的知識を有する取締役、取締役が経営に当たらせておる。その反面に、一般大衆投資家保護のために、株主総会、すなわち株主全員で構成するこれを最高の意思決定機関とし、重要な案件を決議する、業務、会計についても報告する、さらには、いろいろな意見を拝聴するというところによって経営に対するチェックをしていく。さらには、少数株主権として商業帳簿の閲覧請求権を設ける。また、代表訴訟の権利も認める。さらには、取締役の業務執行の適正を図るための監査制度、監査役による内部監査というものを設けて、さらに、それだけじゃ足りないというところでもって、公認会計士の監査人によるところの監査請求というものを設けておるわけです。すなわち、そういう一般大衆投資家保護のために、きちっとしたチェック機能を持たせるような法的構造にしているわけです。

しかしながら、現在では、残念ながら、これらの機関は一つとして機能しているものはないと言っているんじゃない。すべて形骸化しておる。ということは、信頼をして企業を任せておる株主の信頼を裏切って、これを保護するという機能というのが会社法に全くない。しかも、それは一社二社が例外だというのじゃなくて、すべての会社についてそのような体質が蔓延化してしまったというところに原因があるわけでありまして。

したがって、総会屋を追放すればいいということ

のじゃないのです。総会屋だけは追放できたけれども、株主が発言しようと思ったら発言を封じられる、五分六分でしゃんしゃん総会が終わるというような現状やら、この監視機能が現状のままで、これはもう健全な株式会社制度とは言えないということになってしまいい、将来的に株式会社制度自体が危殆に瀕するということは目に見えておるわけであります。

そういう意味で、若干具体的に申し上げますけれども、株主総会において問題なのは、したがって、その義務である説明義務というものが十分に果たされていないということ、資料の提供が十分ではない、発言が封じられている、こういうことだろうと思うのです。

それから、少数株主権については、要件が厳し過ぎるせいもあるとほとんど行使されたということがないわけで、最近では、代表訴訟の場合は単独でできる、これが費用が安くなったことによって若干ふえているという傾向にはあります。

それから、公認会計士の問題についても、資格のある立派な人であるからということで、前の五十六年の改正のときに、我々も頑張っていますというふうなお話がありましたけれども、そこでもやはり指摘されておりますことは、監査の公認会計士の選任方法、これが会社との契約だけだ。

したがって、公の機関の推薦、例えば公認会計士協会であるとか裁判所とか何かの推薦、チェックがあつてなされていなくて、取締役の気に入つた人がなる、しかも、十年も二十年も、一生近くやつてしまふという人もいて、こういうようなことでは、これは公認会計士の人がいい悪いじゃなくて、制度的にこれはチェック機能を果たすことはできないだろう。

ましてや監査役においては、従業員の中で取締役になれそうもないような人を回すとか、取締役を終ったOBを充てるということでありまして、このような人が、その上司筋に当たる権限を持っておる社長や専務等のなしておる経営に対して

チェックをしるというのが無理で、チェックを入れたために首になった人の例も聞いておるわけがあります。

したがって、これも機能的に完全に外部、そういった経歴のないような人たちを入れる、そして、内部の社員であった人、いわゆる従業員であった人とか取締役はいい、そのような抜本的な改定をしなければならぬわけでありまして、しかし、これは非常に経済界の反発もありまして、難しいと思いますよ。なぜかという、それはそういうふうな今までやってきたからです。

したがって、これを改定するということが、取締役はあくまでも、先ほど同僚議員も言いましたように、経営を預かっているだけという認識に立つ、株主本位の会社運営になるということ、非常に厳しい経営を迫られる部分があります。いわゆるガラス張りの経営ですから、素っ裸にされるようなところもあると思いますよ。したがって、今まででもそれは論議されているのですけれども、実際には、総会屋情いというながら、自分の方だけの改革はおろそかという中で見送られたというのが現状だというふうに思うわけでありまして、

これらの痛みを伴う会社経営の抜本的改革なくして、総会屋の根絶はあり得ないというふうに思うわけでありまして。そして、この私の言ったことは、私、前々からそう思っていますけれども、私だけが言っているのじゃなくて、もう昭和五十六年の、供与罪を新設しなければいかぬということに法案にかかったときに、もう既に国会の審議において十分にこれは論議されているのです、言い方は違いますが。したがって、この点について、この五十六年の、供与罪を設けてもいいけれども、このところも対策をしないと行われているのですよ。それは国会の法務委員会の論議もそうですし、法制審議会の論議もそうです。

それに付け加えて、その論議の末に附帯決議がなされております。先ほど同僚議員も言いました

けれども、衆議院と参議院と両方で附帯決議がなされておりますけれども、参議院の方がわかりやすいので、ちょっと参議院の方を朗読させていただきます。

「今次の法改正が国民一般に与える影響、とりわけ単位株制度の導入が株主等に与える影響の大きいことにかんがみ、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。」ということにしまして、その内容としまして、関連のあるところだけ申し上げますと、まず第一に、株主、債権者等の保護を図ること、企業の社会的責任の観点から、株式会社の業務、財務に関して公示・公開制度、これは株式会社の情報公開です、まずこれを徹底し、

さらに、その関連で、営業報告書、附属明細書記載に関する省令の制定に当たって、国会における審議の内容を尊重し、大会社の社会的責任を明らかに示すような内容のものとし、ということ、形式的な営業報告や附属明細じゃなくて、きちとしたものにしろと。

それから三番目に、株主総会の形骸化を防止し、その適正な運営を図るため、いわゆる総会屋の撲滅に一層努力をするということで、まずその形骸化の問題を強く指摘しております。

それから、監査役制度については、監査役の権限を強化する、それだけじゃなくて、独立性を確保するということを言っているわけですね。いわゆる経営者からもう独立させてしまえと。

それから、監査業務の公認会計士の外部監査、これについても、独立性と監査内容の充実ということと両方を図れ、こういうことを言っているわけですね。したがって、現在の会社の取締役が勝手に選任できるような形のものではだめだということ、これを明確に言って、すぐにこれをやれと言っているのですよ。

それから今日まで、十六年たっているのですね。それで、今度は加重するという法案はできたけれども、附帯決議の一番抜本的要因、これだけ具体的に示されておるにもかかわらず、法案化されたものとか、具体的に何もきいていないという

のが現状であるわけです。

そこで、今私が指摘しました附帯決議、大体全部で五項目ですけれども、この点について、今日まで政府の方でこの附帯決議の内容を取り上げて実現するために討議をし、法制審議会その他の関係の機関において諮問をしたとかそういう取り組みをしたことがあるのかないのか、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○森脇政府委員 お答えいたします。

ただいま多数の点について御指摘がございました。当然のことながら、株式会社は株主のものである、それをどう実現していくかという問題は、法制面の問題と商法の運用の問題、この二点があるろうかというふうに考えております。附帯決議につきましては、どう商法で築かれた法体制をきちんと運用できるものにしていくか、その両面から指摘されているものというふうに把握いたしております。

そのうち、代表訴訟あるいは監査役の充実強化といった面、これは法制面でございまして、これはいづれも平成五年の商法改正において、株主代表訴訟についてはより利用しやすいものとするための改正を、また、監査役制度につきましては、これを一層充実強化したものにすための法改正を実現していただいたところでございます。

さらに、会計監査人については、例えば実情はどういう形で会計監査人が選任されていくかといった面ににつきましては、私ども、必ずしもしっかりと把握しているわけではございませんが、一応資格を有する会計監査人の選任、それが株主のための株式会社を実現するという観点からどうあるべきかといった問題は、どちらかというと法制面で規制するといったような問題ではなくて、今申しましたような株式会社の原点に取締役あるいは監査役がその立場に立って、みずからの責任において会計監査人の選出に向けて努力していく、こういうことが必要なのではないかというふうに思っております。

現在、この運用面における努力というのが著しく欠けている部分があるのではないかと感じている部分があります。私どもとしては、こうした整備された制度を利用する側の方の意識の問題というのを今後とも一層喚起していかなければならないのではないかと今後に考えておるところでございます。

○福岡委員 ありがとうございます。今の御答弁ですと、一応の対策はいろいろ考えておられるということのようでありまして。

しかし、私が言いたいのは、そのような改革では改革とは言えないのです。いわゆるそれを運用する側の人たちの意識の問題だと言ってしまうばそれだけありますけれども、問題は、制度的に取締役という業務執行権を有する人と、その業務執行内容や会計内容などを、間違いないか不正がないかということ厳しくチェックする機能というものは相対立する立場なんですね。

だけれども人間というのは自分のやった行為に対して批判を受けたらチェックは受けたくないというの、これは人情ですけれども、それをあえて職務的にやるという場合には、任意に、モラルに任せるといったものではだめなので、やはりある程度の、会社の従業員や取締役であった人の構成比率を変えとか、それからさらには具体的な監査人の選任の場合においても、公認会計士協会の推薦が必要であるとか、場合によってはもっと公的な、裁判所とは言いませんけれども、その他の機関でもいいのですけれども、そういうところからの推薦というものが要件になるとか、そういう具体的な方策というものを講じなければいけないし、株主総会にしてもそうだと思うのです。そういう具体的な法改正や指導というものが無いと、これは改正にならないのであって、これをすぐに着手をしてもらうということだけ希望しておきます。

それからさらに、株主総会の形骸化の問題に絡んで、最近五六年ぐらいでいいのですけれども、上場会社の株主総会の所要時間は大体どれぐらいになっているか、もし資料があればお答え願いたいと思ひます。

○森脇政府委員 六月に株主総会が開催された上場会社でございますが、これについて最近五カ年の株主総会の平均所要時間、これは次のとおりでございます。

平成五年が二十八分、平成六年が二十五分、平成七年が二十七分、平成八年が二十六分、平成九年が二十九分ということでございます。これは資料版の「商事法務」に登載された数字でございます。

○権岡委員 ありがとうございます。

今の数字からすると、三十分以内がほとんどということですね。ましてや一時間を超えるものは平均ではなかったと。二十数分で、私がちょっと質問したってそれは三十分たつのですよ、一人で。これは株主総会、しかも大会社で、何十億、何百億という会社の営業と経営と、それからさらにいわゆる会計チェックについての報告から全部合わせて、これで株主のためのディスクロージーズができていてと考える方がむしろおかしいのですね。したがって、これはもう恥と考へなければいけないのですよ、日本の経済界全体が。やはりこれを抜本的に変えるという姿勢が本場に必要だろうというふうに今また改めて思うわけであります。よろしくまたそういった観点から施策を推進していただきたいというふうに思います。

それから次に、時間が大分来ましたので、ちょっと飛ばしまして、今回の刑の加重の内容、いわゆる利益供与罪とそれから利益受供与罪というのが大幅に加重されたのですけれども、これが妥当かどうかということについて御質問をいたしたいわけでありまして。

法務省の方に言うのは釈迦に説法かもしれないけれども、本来、人は自由に行動するものであります。できるものであります。ただ、その行為により、他人の生命、身体、財産を侵害する、国家の治安を危殆に陥れるようなとき、これはどうしても抑止しなければならぬわけであります。ただ、その抑止力には、モラル、倫理、それからさらには宗教的戒律もありましょう。これだけ

でも十分だという場合もありますけれども、その侵害の程度の著しい行為については、国家がその行為に対して犯罪として構成要件を定め、あらかじめ定めた法定刑の範囲内で刑罰を科する、こういうことが必要になってくるわけであります。これが近代民主国家の刑罰法規の行使の基本的考え方であると思うのです。

したがって、ある行為に対して刑罰を科するか否か、道徳に任せるかどうかということですね、また、その行為にどの程度の罪を科する法定刑を定めるのが妥当か、これは、その行為を禁止することによって保護される保護法益の重要性、それからその行為の違法の程度、さらに責任もありません。こういうものに見合った適正な妥当なものでなければならぬわけです。法益侵害を抑止するためとはいえ、いたずらに不適正な厳罰主義、とんでもない罪に死刑をやるとか、そんなことは許されないのです。刑罰は、やはり国家に対する重大な、人に対する人権侵害行為だけれども、それはそういう全体のために許されるということ、許される範囲は民主国家では適正な範囲なんだ、こういうことになっていくわけでありまして。

だから、歴史的にも、また今日でも、全体主義でどちらかといえば人権後進国ほど刑が重いのうのは公知の事実であります。それによって犯罪が減っているんじゃないのです。したがって、今回の法定刑も、増額するのはいいとして、適正かどうかをやはり吟味しておく必要があるわけでありまして。

そして、重要なことは、四百九十七条の利益供与・受供と罪というものは昭和五十六年に新設されたのです。それまでは、不正の請託、具体的にこういう質問はやめてくれと請託するとか、こういうことはやめてくれ、少数株主権の行使はやめてくれとか、そういう請託、いわゆる頼むのですね、そういうものがない限りは、こういう利益をもらったって、それは単なるモラルの問題として何十年も放置されてきたのです。ところが、今回になって、五十六年になって

から、やはり処罰をしないことには総会屋のばつこということがおさまらないということ、しかも暴力団の関与もあるだろうというようなことで、これが刑罰として六月以下の懲役または三十万円以下の罰金というものが制定されたという経緯があるのです。したがって、初めて犯罪を創設するときは、六月とか三十万円以下の罰金という、これについてかなりの論議がされているのです。その上で、十六年たって、今日になって、これが一向に犯罪がおさまらない、だからこれは値上げする、こういう形が加重の問題として法案になったわけでありまして。

それで、果たしてそれが適正かどうかということなんですけれども、先ほどから論議されていますように、これを根絶するというのは、まず会社経営者の方で完全に株主の権利を守るような形の総会に徹するということが、ディスクロージーズを徹底すること、これがなければならぬということ、これは法務省当局もお認めになっているわけでありまして。

したがって、そこらをおろそかにしておいて、今度は罰則の方だけを六倍にするわけです。六倍ですよ、法定刑、大変なことですよ。さらに、罰金刑は十倍に一遍にしてしまうのです。これが本場にいいことかということでもあります。

いわゆる犯罪多発と言いますが、この十年の間で検挙された総数は、供与罪で六十四名、四年の間で検挙された総数は、供与罪で六十四名、これは大体年に四・五人。さらに、総会屋側の受供との方については百十七名ということで資料に出ております。年間八名。これが多いかどうかというものは別としても、必ずしも刑罰にすれば犯罪が根絶できるはずのものもないのですから、ある程度の数は犯罪はあるに決まっているわけですから、五十六年に設けたからといって、これだけの数が多いか少ないかということも、まだはっきりとした断定するところまでいっていないのです。抜本的原因の対策も完全にはしていない、それから、必ずしも絶対にこれは軽減されると

までは断定できないというようなときにおいて、現在総会屋が絶えないということだけで六倍、十倍というのはいいのか、ここでありまして。

したがって、まず最初に六月と三十万円以下と五十六年になったときのこの審議、どういうことでそうなったのかということ、今回これを六倍と十倍にしなければならぬというこの根拠を御説明いただきたいわけでありまして。

ちなみに、私は、私の意見を申し上げておきますと、どうしても必要だとしても、これは一年が限度ですよ、本当を言えば、倍ですね。そして、もしそれでもなおいかにしても、百歩譲ったにしても、二年までだと思ふのです。それからさらに、罰金に至っては、貨幣価値の変動がありましかれども、やはり二百万円ぐらいでないといふとちょっとバランスがとれないのじゃないかなというふうに思うのですけれども、この点、どういう根拠でこういう数字が出てきたのか、お尋ねしたいと思ふいます。

○原田(明)政府委員 お尋ねの法定刑の点につきまして、まず、商法四百九十七条の利益供与罪が御指摘のとおり昭和五十六年の商法改正で新設されたものでございますが、この点は、御質問の際に御指摘いただきましたように、同じくいわゆる総会屋の排除を目的として昭和十三年に設けられました商法四百九十四条の会社荒らし等に関する贈収賄罪の法定刑が一年以下の懲役または五十万円以下の罰金とされておりましたところ、四百九十七条の罪につきましては、この点も御指摘いただきましたように、不正の請託が要件とされていないということから、実質的には四百九十四条の罪より一段軽いものと見ざるを得ないということ、現行の六月以下の懲役または三十万円以下の罰金ということが定められたものと承知しているわけでございます。

この株主の権利の行使に関する利益供与及び受供とに関する罰則の規定は、これも御指摘のとおり、総会屋の排除を期しまして昭和五十六年の商法改正により新設されたものでございますけれども

も、その後もいわゆる総会屋をめぐる事跡は後を絶っていない。特に最近の事件では、金融機関等の最高幹部が関与して、いわば会社ぐるみで高額の利益を供与していたことが認められ、総会屋の活動が我が国の経済社会に深く浸透して、これを内部からむしりみつめるという、まことに憂慮すべき事態が明らかとなっているのでございませう。

このような状況にかんがみますと、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに、会社の運営の健全性を確保するために、この際、大幅な罰則の強化を図ることが必要であり、本改正における法定刑の引き上げが妥当なものと考えられたわけでございませう。

もちろん、この法定刑につきましても、経過措置ではないだろうかという意見もさまざまございませう。しかし、これに關しましては、やはり罰則の均衡、商法における基本的な物の考え方というようなところをあわせ考慮いたしまして、妥当な形に整えさせていただいたというのが実情でございませう。

○福岡委員 ちよつと実際に説得力が余りない御説明だったと思ひますけれども。

法務省の方から提出されていまして、この十四年間の科刑の一覧表というのがありますね、皆さん方に資料は行っていますけれども、これを見て、百八十一件の事件のうち、罰金が六十七件なっていますね。四月未満が十四件、合計で八十一件で、約五〇％弱が罰金と四月未満の量刑で、まだ懲役五月、六月というのが三十六名である。そのうち、最高刑の六月は二分の一の十八名と推定でき、それほど多くないと考えられる。もちろん、最高刑が適用されているのは、併合罪を合わせてたくさんありますけれども、実際には半数以上はこういう状況だ。ということですが、それほど上げなくても、現実の刑罰を裁判において科刑するときには現行法より若干でも上げればそれで十分、先ほど私が申し上げた一年で十分だろうというふうに私は思ひます。

そういう意味で、刑の均衡とおっしゃるけれども

も、ちよつとこれは問題があるなということですが、やはり刑罰法規全体のバランスということを考えればもうちよつと慎重にお願いをしたいし、少なくともこれについては法制審議会、学者、刑法学者等々の、そういうものに諮問をして答申を求めざるがらうの姿勢が欲しいと思うのですね。答申をいただいておりますか、何かそういう専門家の。法務大臣、お願いいたします。一言でもいいです、あるかないかだけで。理由は結構です、時間がないから。

○森脇政府委員 この点につきましても、法制審議会の審議はなされておられません。ただ、商法部会におきまして、国会の方からこういう形での立法が緊急に迫られておるといふことを事務局から報告いたしまして、いわゆる総会屋の犯罪について、刑罰を加重するということの御了解を得たという手続はいたしております。

○福岡委員 非常に問題だということに私は思ひます。

そこで、最後の質問ですが、もう一つ問題なのは、今回の商法の改正によるところの刑罰と、それから公務員の贈賄事件との法定刑の均衡が非常に問題だと思ひます。

公務員の贈賄は、その職務に關してわいろを受受、要求、約束をしたときは五年以下、請託、すなわち頼まれたときは七年以下の懲役に処するといふふうになっておるわけですね。これは収賄罪です。それから、贈賄罪の方は、三年以下の懲役、二百五十万円以下の罰金ということでありませう。

御承知のように、公務員の贈賄の保護法益は何か。これは、公務員の職務の公正、清廉を守ることにあることはもう公知の事実であります。公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者であつてはならない、公正が強く要求されております。そのための憲法は、非常に違法性が高いと言われ、どの国家もこれを重く処罰しておるわけですね。

守らなければならぬということとは社会的に重要でありませうけれども、それはあくまでも、大衆投資家が利益追求をする、そういう人たちの利益を守らうという部分で、ある意味では限定的なところがあるわけですね。したがって、国民全体の奉仕者である公務員の職務の清廉さというものは決定的に重大性が違ふのですね。これはもう常識だと思ひます。

しかるに、今度の改正では、懲役三年というのは、先ほどの収賄罪は五年ですからもう二年に迫つてしまつた。前は、本当に四年半ぐらい差があつたということになるわけですね。罰金に至つては三百万円という、十倍ということになつていませう。さらに問題なのは、贈賄罪の場合には同じ三年になつてしまつたのですね。しかも、罰金刑の方は、公務員の贈賄の方が二百五十万なのに、それを上回つた三百万になつたのです。

これはいろいろ理由があるでしょうけれども、このような一見どうしても、その公正さといひますか、いかげんな、刑罰科刑、法定刑の制定という問題について、慎重さが僕はないといふふうには言へる。ある意味では、科刑の適正さといひます。その国の文化、人権度、民主度といふものを、はかるバロメーターだと言われているのですね。そういう意味では非常に問題があるといふふうには私は思ひます。この点についてのバランス、これをひとつ大臣の方でお答え願ひたいのです。

○下村國務大臣 一般に、犯罪に対する法定刑は、当該犯罪の重大さに応じ、これを抑止して法益を保護し、社会秩序を維持するためにはいかなる刑罰が相当かという観点から定められるべきであると思ひます。

具体的には、その犯罪が社会や国民にもたらす害悪、または危険の内容や程度、その犯罪の動機として類型的に考えられる事由、その犯罪から得らるべき利益の有無とその大きさ、他の犯罪の法定刑との均衡等を総合的に考慮して定められるべきものと考えております。

御指摘の贈賄罪の保護法益は、お話しございませう。

したように、公務員の職務の公正とこれに対する社会の信頼であらうかと思ひます。利益供与罪の保護法益は、会社運営の健全性と資本の充実に維持でありまして、これらをそのまま比較することは困難でございますが、今申し上げましたようなさまざまな要素を総合的に考えました場合、法定刑の均衡を失するものとは考えておりませう。

○福岡委員 これが均衡していないと……

○笹川委員長 ちよつと福岡さんに注意しますが、委員長と言つてからお願ひいたします。

○福岡委員 失礼しました。

この贈賄罪、収賄罪の規定と利益供与罪が均衡を失していないとすれば、均衡を失したようなものはないと私は断言できるわけでありませうけれども、やはりその基本的な姿勢として、その辺のところの法定刑をどう決めるかということについての責任ある検討がなされていなくことの証拠だと思ひます。そうですね。今も後から声がありましたけれども、専門家の声を聞いてもう一度見直すぐらいの慎重さが、国民の人権を奪う、そういう刑罰権の法規については必要だろうといふふうに思ひます。

そして、私の方としましては、最後に、今回の改正については、やはり社会的な抜本的な総会对策その他、株主保護のための株式制度というものが確立されていないという現状、これをいかに打破するかという問題について早急に着手をしていただくこと、それから、あくまでも、刑罰権の行使という問題については、民主国家においては特に国民の人権にかかわる重大な問題だといふ認識のもとに、慎重な立法手続をしていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○笹川委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二分開議

○佐川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木でございます。

商法の改正に絡んでお尋ねをしたり、私の意見も述べさせていただきたいと存じます。

今回の改正は昭和五十六年のいわゆる大改正以来の改正になるわけでございますけれども、先ほど同僚の委員からも、この改正が少し拙速ではないか、あるいは、処罰を重くするあるいは犯罪構成要件を新設するなどについて法制審議会の議を経ないではないかという御指摘もございました。

また、昭和五十六年の改正のときには、先ほど御紹介がありましたように、衆議院の当法務委員会での熱心な議論があって、そしてその採決の際には、十三項目にわたる附帯決議もつけられて、総会屋の根絶を図るとともに、株式会社健全性、そしてそれを支えるものとしての株主総会の充実などについても提言がなされ、政府としても関係省庁としてもそれぞれの対策を講じ、あるいは企業についても、責任を自覚してその目的に資するようにという提言がなされているわけでございます。

にもかかわらず、先ほどの質疑の中で交わされましたけれども、確かに数としては、総会屋の数などは減ってはきている。しかし、なお残っている。ごめいっている総会屋というのは相当な数に上り、その活動の実態というのむしろ質的には大変大きな問題になり、大臣の御答弁によりまして、企業の中核部分にまで入り込んで、しかも、そのトップまでも巻き込むような形で不正行為が行われている、企業と総会屋との癒着の中でこうした不正行為が行われているという御指摘があったわけです。

しかし、それにしても、ここでこの法律の改正をし、新たな構成要件を設ける緊急の必要性についての事情、しかも今度の場合には、本来ならや

はり法制審議会の議を経るべきだったろうと私は思うのですけれども、それができなかったという緊急性といえますか、その動機及び経緯。先ほどのお話の中でも、本年の七月に政府が総会屋対策関係閣僚会議を設置して、総会屋対策を強化していくことを確認したのだと。その結果によるものだとも思われるわけですが、それとまた、最近の一連のこの犯罪の摘発に触発をされているのだらうと思えますけれども、今回の法改正が法制審議会を経ずして政府の提案になった緊急性の背景といえますか、それをもう一度お話しただきたいと思えます。

○下稲葉國務大臣 お答えいたします。

けさほどから申し上げておりますように、昭和五十六年の商法改正、これは具体的には五十七年十月一日から先生御承知のとおり施行されたわけでございますが、それ以来今日まで、総会屋対策をそれぞれの分野でやってきたわけでございます。それで、検挙件数等あるいは起訴件数等々に見られるように、ある程度の効果はあったと私は思うのです。昭和五十六年以前は、総会屋のいわゆる株主権の、株主の権利行使に関連したさまざまな利益供与及び受供与の犯罪はなかった、それを新設して、そして今日まで来て、ある程度の効果はあったと思えます。

その当時の罰則は御承知のとおり非常に軽うございました。それは、いわゆる総会屋荒らしとの、不正の請託を受けてということの兼ね合いであらうふうな罰則になったというのはもう御承知のとおりでございます。

それで、やってまいったのでございますが、特に最近になりまして、日本の一流の金融機関、証券会社、銀行等々におきまして御承知のような事案が起きております。これは朝から申し上げておりますように、従来の、主として企業の総会屋が会社のためにやったというふうなことからさらに進みまして、今度は企業のトップが直接総会屋とのかかわり合いにおいて株主の権利の行使に関する利益供与、受供与をやっているというふう

な状態にまでなっている。おまけに金額も非常にかさんできている。企業の中核にまでそういうふうなことでむしばまれている。これは大変よくないことではないか。このまま放置できない。加えて、諸外国との関係を見ても、このようない行為が日本の経済界の中で、企業の中で行われているということは恥ずべき残念なことでございます。

政府といたしましても、それを受けて、何とか総会屋に関する対策というものを強化しなければいけないということで関係閣僚会議が設けられまして、そして、やはり一つの側面として、抑止力が弱くなってきているのではないかと、だから、そういうふうな意味から罰則の強化をやったらどうかというふうな意見が関係閣僚会議の中で出ていたわけでございます。そこで、法務省といたしまして、具体的に改正案の作成作業に入ったわけでございます。

御指摘のように、法制審議会にかけてその答申を得るということが本来の筋だろうと思えます。しかし、これもまた先生御承知のとおり、法制審にかけますと、普通の場合数年、短くても一年ぐらいいけるかどうか、それぐらいの期間がかかるわけでございます。片や、世の中の、日本を取り巻く国際情勢あるいは日本の中の金融情勢というふうなものは刻々と進んでおります。そういうふうなことで、私どもとしては法制審に正式に諮問するということを取り得る余裕もございませんでした。しかし、さりとて御意見も承らなければいけないというふうなことで、法制審の中の担当の商法部会の先生たちの御意見を承らうというふうなことで、そしてお話を承りまして、罰則を強化するというふうなことについては全員一致した、御了解をいただいているわけでございます。そういうふうな形で進めてまいっているわけでございまして、非常に緊急性を帯びているし、そういうふうな中で、私どもとしては、できるだけ手続を踏んでやろうというふうな形でやっているわけでございます。

○佐々木(秀)委員 緊急を要するという事情については理解できないでもないわけですが、しかし本来、こうした商法、これはいわゆる基本法でありまして、基本法の改正などについては、やはり所定の手続、そして法制審議会の議を経るべきものだと思う。

ただ、大臣お話しのように、法制審議会は時間がかかるというふうなこともあるとすれば、法制審議会の運営の問題も含めて、やはりこうした緊急事態にも即応できるような法制審議会のあり方もまた考えていく必要があるのではなからうかと思うわけですね。

話は変わりますけれども、きょうも新聞を見ますと、今度は少年法の改正の問題が、法曹三者の間で協議の結果取り組もうということにもなっているようですけれども、こんなこともあります。それからまた、これも話がちょっと離れるかもしれませんが、五、五月には商法の改正、いわゆるストックオプションの導入の問題が、これは議員立法で提案をされてこの委員会が成立をいたしました。実はこのときにも、私はいささか、我が民主党も提案者にはなっておりまして、けれども、この審議のやり方と採決の仕方については問題ありということで、質問をさせていただきました。

やはり法律の改正は、私は拙速であってはいけないと思うのです。議論を尽くす必要がある。そして、その中で緊急の場合には、緊急に対する即応体制を整える必要はあると思えますけれども、その議論の中で、国民の皆さんもこの議論にむしる参加できるような機会も提供して、国民の大方の納得が得られないと、せっかくつくった法律もその実効性を期したいということがあつたのではなからうかと心配しますので、このことも一つ申し添えておきます。

それと、先ほどこれも同僚委員から、罰則を強化するだけで、本当に取り締まりあるいは総会屋の根絶ができるのかというお話がございました。

確かに、これも私は考えるべきところがあると思うのです。

つまり、罰則を強化する、あるいは新しい構成要件をつくって、なかなか今までの法体系の中では犯罪として規制できない、あるいは検挙することができないという事案もないではなかった。それを犯罪とすることによって検挙がしやすくなるということはあると思うのです。あるとは思いますが、先ほど来お話しのように、これは後でまた私は議論したいと思えますけれども、それで抜本的な解決が図られるかというと、なかなかそうではなからうと思うのです。

一つには、これも本問題からちょっと離れて恐縮ですが、例えば、大臣も御承知のように、死刑の存廃論議というものが甚だあります。我が国としては、死刑は存置するという方針を政府としては変えていないわけですが、しかし、死刑という刑罰があることによって殺人罪が少なくなるだろうかと、どうもそうではないのではないかと。特に、最近の社会風潮を見ていますと、あの春の神戸の少年が少年を殺すという痛ましい悲惨な事件もありましたけれども、大人社会においても、結構陰惨な殺人事件がこのごろ頻発していることが報道されています。また、オウムの一連の事件などもそうです。

ですから、なかなか刑罰規定だけをもって犯罪を抑制することがどれだけの効果が上がるというところについては、これは刑事政策的にもやはり考えていかなければならない面があるのではなからうかと思うのです。しかし、警察としては、このつくられた刑罰規定を實際に運用して、摘発もされていくことになるわけで、五十六年の改正によってその効果はかなり上がったと言われているわけですが、しかし、實際にはなかなか根絶やしにできない。

先ほどちょっとお話がありましたけれども、これを運用する立場の警察としては、今度の処罰規定の改正と、それから、新たに設けられる犯罪行為ですね、構成要件、これによってどの程度摘

発の効果というものが期待できるのかどうか、あるいは意欲、それをあわせてお話しただけです。

○玉造説明員 今回御検討をいただいております商法の改正でございますが、いずれの点につきましても、今後の取り締まりにおきまして有力な武器になるものと考えております。与えていただきました意味では、この武器を有効に使いまして、本来の意味での企業社会からの総会屋等の遮断、これに努めてまいりたいと思っております。

○佐々木(秀)委員 そのことは期待するわけですが、ただ、総会屋の行為も、昭和十三年の商法の改正で、いわゆる会社荒らしに対する規制というものがあつたわけですね。これは、戦争が終つて、憲法が新しくなつて、そして世の中の価値観などというものが大幅に変わる。しかし、その中で、企業あるいはそれに關する商法の理念というのは、その大幅に変わることはなかつたと思うのです。

しかし、それにしても、憲法のもとで民主主義を標榜する日本にとって、会社のあり方、企業のあり方というものは、やはりそれを契機にして考え直すところはあつたろうと思う。そういう中で、企業の民主的な運営あるいは経営のあり方というものも強調されたのだらうと思うのです。だとすると、その中で、やはり企業、特に株式会社というものは、所有者が株主なんだ、株主が会社の所有者なんだというこの基本原則が立てられたわけだけれども、なかなか実態がそうでないところ、問題があるわけですね。これは後ほどまた外国との比較などもお尋ねをすることになると思います。

そんな中から、言ってみれば、日本における企業を取り巻く風土というものが外国とは一味違つていて、そんな中で、戦前からびこっている会社荒らしとかあるいは総会屋だとか、要は、そういうことをネタにしながら、自分の経済的な利得を図ろうとこめくやからが絶えない、あるいは

は戦後も、新しい形態を伴つて発生し、それが活動してきた、それが今日に至っている、こう思うわけです。殊に、また最近では、この総会屋なるものが暴力団と結びついたり、あるいは右翼と結びついたり、あるいは右翼や暴力団そのものが総会屋的な業務を形を変えてやるとか、いろいろな手口、やり方というのは複雑になつてくる、また巧妙になつてくるということですね。

最近のある情報によると、インターネットを使って情報を流したり、それを集めたり、そして企業の内部告発などをやりとりしたり、あるいはそれを電子メールで暴露するなどというやり方をとっているところもあるというように、取り締まる側としても、先様の方が頭をよく使つていろいろな手口を次々にやるものだから、なかなか対応できないというところがあるのではなからうかと思うので、そういうような最近の警察で把握されておられる総会屋の活動実態、組織がどのぐらいかということとは先ほどお話があつて、数字も挙げられましたからこれは結構ですけれども、その活動の実態あるいは活動の形態といひますか、あるいは今度の法改正でそういうことにちゃんと対処していけるのかどうか、その辺を含めて警察にちょっとお尋ねしたいと思うのです。

○玉造説明員 最近の総会屋の動きを検挙という立場から見ると、株主総会の会場の表見の違法事案の検挙、これは平成六年の二月以降でございます。

ただ一方で、総会屋が間口を広げまして、情報誌の購読要求であるとか、あるいは広告の掲載要求、下請あるいは元請の参入要求、さらには融資の要求等々、いろいろな名目で経済取引の形を装いながら不当な利益の要求をしておるわけですが、手口も非常に込み入つてまいりました。例えば、情報誌の購読要求の場合にも、被害会社に對しまして、同社の製品に欠陥があるというふうに因縁をつけてそこから入つていく、それで、つき合ひと称して情報誌の購読を求めるとか、あるいは下請の参入要求の場合にも、会社側

の担当者に対してまして、質問状を準備しましてこれをちらちらさせながら、下請参入させない場合には総会が荒れますよというような小道具まで用いるということ、いろいろな手の込んだことをやるようになってきているという実態がございます。

また、活動の形態といたしまして、先ほど御指摘のとおり、インターネットにホームページを開設する。そのホームページには、いわゆる会社側からの内部告発といひましようか、それを書き込めるような、そういうホームページの開設の仕方をしておるといふような動きがございます。

その辺の具体的な手口につきまして十分に目配りをして、取り締まりに遺漏のないようにいたしたいと思つております。

○佐々木(秀)委員 私ども間違つてはならないと思うのは、これもまた後で議論することになるかと思ひますけれども、株主が企業の情報を知りたいという要求に企業がこたえるべきものかということとは、私はこれは大事にしなければならぬことだらうと思うのです。

ただ問題は、ですから、その企業情報というものが企業にとって都合が悪いと企業が思うものを隠そうとするということ、これはどこまであり得ることかと思ふのだけれども、しかし、その中で、情報を知らうとする者を抑え込むようなことがあつてはならないし、先ほどもお話がありましたけれども、情報公開というものが、これは官ならず民の場合でもやはりこれからは拡大の方向に行くだらうと思うし、それが必要だらうと思うのです。

そもそも総会屋の取り締まりというのは、何もある特定の企業だけを守ろうとするものではない。企業あるいは会社というものが社会的な存在として非常に大事なものであるから、そしてその所有者は、建前かもしれないけれども、それこそ株主なんだからということなんです。

ただ、實際には大きな会社の株主さんというのは銀行だとかそれから他の大きな会社が持ち合ひ

になつてゐるというような現実はあるにしても、建前としてはやはり一般の国民もその所有者になれるのだということがあるから、そして、その企業が、従業員、家族とともにその生活のよりどころとしての場になつてゐる、あるいは、そのそれぞれの企業のつくるものとかあるいは商取引というものが社会、世の中に対して大きな貢献を果たしてゐる、そういう意義を持つてゐるからこそ、私は、法律がその企業のあり方を守らうとするのが商法の建前だろつと思ふし、だから、それを不正に犯そうとするものを処罰するというのがこの総会屋の取り締まりでもあらうと思ふ。

だから問題は、総会屋だからといって、情報を集める、あるいは交換する、流すなどということ自体はいわゆる表現の自由の範囲内になりますから、これは処罰するわけにはいかないけれども、それを手段として不正の利益を得ようとする、あるいは相手に対して危害を加えようとするところに問題があるわけですから、このところは私どもとしてもきつちりと認識をしながら対処していかなければならないのだらう、こんなふうな思つてゐるわけでありまして、その辺も、この法律運用に当たる警察としても十分御認識の上でなさると思ひますので、そのことをまた要望しておきたいと思ひます。

そこで、先ほどお話しのように、大臣からも最近の状況についてこの商法改正を必要とする事情の御説明もあつたわけですが、確かに最近の一連の事件を見ますと、本当に目に余る、私どもとしては情けない思ひがいたします。

昨年は、この国会でもいわゆる住車問題が大変な議論になりました、私も予算委員会でも質問させていただきながら、金融を取り巻く情勢、そして、借り手、貸し手、何というモラルの欠如のひどさということでも慨嘆をいたしました。

そして、今度は、それがさらに、四大証券からついに三菱グループというような大企業にまで発展をして、そしてまた、その間には第一勧銀を初めとする大きな銀行、金融機関、これが、大臣

お話しのように、そのトップまでが関与をして、そして総会屋と癒着をしてこれに不正の便宜を提供するなどということになつてきてゐるということは、一体、この国の経済を取り巻く状況の中でのモラルというものがどうなつてしまつたのだらうか。

確かに、企業というのは営利を目的とする団体である。商法でも商行為を業とするもの、そして営利を目的とする団体という規定が会社法ではあるわけですが、しかし、もうけようとするために何をやっていいかというものではないからう。そしてまた、見ておきますと、必ずしもそれがもうけにつながつてゐないではないかというところもあるわけですね。

そういうことを考えますと、本当に、先ほど来御指摘がおりますように、抜本的な総会屋退治のために、総会屋を取り締まるだけでなく、それに乗ぜられる企業の体質、あるいは経済界、金融界、証券界全体の体質というものが改まらなければ、なかなかそうはならないぞと思つてゐるわけですね。

さつきも御指摘がございましたけれども、今まで捜査陣によつて、検察、警察によつて摘発をされ、そして起訴されて裁判にかけられた場合でも、その多くはその企業の部長クラスであつて、しかも、それらの人々に対する処罰としてはどうも重いのではない、多くが執行猶予になつてゐるのではないかという御指摘もあるわけですね。

そんな中で、今度はついにトップが逮捕されるということが、証券の場合にも銀行の場合にも、そして大企業の場合にも出てきてゐるということ、で、本当に今こゝでしっかりしなければ二十一世紀を迎える我が日本の方向というのはどうなるのか。戦後五十年を経て、私は、もう社会のあらゆるところで総点検を必要とする時期だと思つてゐるのですけれども。

こんな中で、一体、経済界は、あるいは金融界は、総会屋対策ということだけでなしに、自分の企業あるいは業界をどうしようかということ考

えてゐるのか、それに対して、かかわりのある省庁はどんな指導をしてきたのか、その辺をお尋ねしたいと思ひますが、まず通産省、経済界の総会屋対策あるいは企業としてのあり方、この辺についてはどんな関与をしてこれ、あるいはどんな指導をしてこれたのか、それをお示しいただきたいと思ひます。

○久郷説明員 経済界の対応についてお尋ねでございますけれども、私どもいたしましては、このういふ総会屋問題、一部の企業とはいえ、企業活動に対する国民の信頼を揺るがすという意味で大変重く受けとめております。

それで、この問題につきましては、やはり、トップも含めまして、企業がまずみずから毅然とした対応をとつていただくというのが基本だろつと思ひます。それに対して、政府として、いろいろな意味で支援をしていくという格好で私ども取り組んでゐるところでございます。

これまで、夏以降、政府として、いわゆる総会屋対策の取りまとめ作業を関係省庁でやつてまいりましたけれども、それと並行いたしまして、私どもの方から、経団連及び通産省所管の七十二の業界団体に対して、業界団体ごとの協議会の開催でございますとか、あるいはそういう場を活用しました警察との連携等々、業界の自主的な取り組みというのを強く促してきております。

その結果、例えば一例を申し上げますと、経団連におきましては、九月十六日に企業行動憲章の運用の一層の強化を初めとした対策を決定いたしました。それから、幾つかの団体、例えば私どもの所管で申し上げますと、百貨店協会でございましてとかあるいは自動車工業会、こういったところで総会屋との絶縁宣言、あるいは電気事業連合会におきましては業界独自の企業行動指針、こういったものを決定するという格好でいろいろ取り組みが進んできております。

進んできておりますが、今般、十月二十八日に総会屋対策の関係閣僚会議で最終的な対策が取りまとめられました。私ども、その三日後から、大

臣名の文書によりまして業界団体に改めて周知徹底を行つたというのが第一点。それから第二点は、あらゆる機会をとらえまして、通産大臣あるいは各担当の局長から、直接業界に対してさらなる自主的な取り組みを要請してあります。

さらに、最近の状況にかんがみまして、これまで総会屋対策で定められた業界ごとの対策、これにつきまして、さらに強化をしていただくように、年内、十二月中旬を目途に所管団体の対策のフォローアップをいたすということにしておりまして、こういうことで企業の自主的な取り組みがさらに強化されるということを期待してあります。

○佐々木(秀)委員 大蔵省、金融関係に対してはどうですか。銀行関係ね。銀行だけではないかも知れない、いろいろな金融機関がありますからね。

○内藤説明員 お答え申し上げます。先ほど通産省の方から産業界の問題について御説明がございましたけれども、私ども大蔵省といつたしましても、今回の一連の金融関係の不祥事件につきましては大変重く受けとめております。

いわゆる総会屋をめぐる一連の不祥事の再発防止につきましては、まず、経営の自己責任に基づきまして金融機関がみずから課せられた社会的責任を自覚するとともに、企業として倫理を徹底をし、従来の経営姿勢や経営管理を見直すということによりまして投資家や預金者等の信頼にこたえていくということがまず基本的に重要であるというふうな考えでおります。

さらに、個々の証券会社、金融機関だけでなく、自主規制団体、例えば日本証券業協会でございますとか、業界団体における適切な対応も不可欠であるということでございます。こうした観点から、先般、日本証券業協会及び全国銀行協会連合会等におきまして、倫理憲章の制定でございますとか、法令遵守及びチェック体制の一層の強化でございますとか、そしてまた反社会的勢力との決別の明確化、こういったことを図りますとともに、その実施のための対策を既にスタートさせ

ているというところでございます。

一方、大蔵省といたしまして、この九月五日に取りまとめられましたいわゆる総会屋対策要綱に盛り込まれた対策を着実に実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、金融検査におきましては、これまでいわばローテーションによってや検査の時期がある程度予想できたのではないだろうか、こういうことで、例の一勘問題につきまして検査の忌避というものがあつたのではないかと、こういうふうな問題が生じたわけでございますが、法令遵守体制等のチェックというものも、十分これに着目していくとともに、抜き打ち検査の効果といったものを一層確保していくというところで、より実効性のある厳正な検査の実現を図っているところでございます。

また、この商法の罰則強化法案とあわせまして、私も、金融関係におきまして、金融の検査監督の実効性を確保していくという観点から、金融関係法律につきましての虚偽報告、検査忌避等に対する罰則の強化、そしてまた、今後の金融システム改革をにらみまして、公正取引を確保していくという観点から、インサイダー取引とかあるいは損失補てん等の罰則を強化するといったこともあわせて盛り込んだ法案を今国会に提出させていただいていくところでございます。

今後とも、大蔵省といたしましては、自主規制機関及び業界団体等とも連携しつつ、総会屋対策については積極的に取り組んでまいり所存でございます。まして、先般の不祥事案における処分等にもかんがみまして、金融機関等の不適正な取引あるいは違法な行為というのがございましたら、これについては法令に従い厳正に対応していくというふうな考えでいるところでございます。

○佐々木(秀)委員 大体私は、業界、情けないと思うのです。本場に、行政官庁から今のお話のような指導とか指摘とかを受けなければどうにもならないなんというの、子供の集まりじゃないんだからね。みんな、それこそ業界のトップ

の人たちなんというのは優秀なインテリで、それなりの経験を経て、社会的な責任や自覚を持つている人たちだと思ふのにもかかわらず、それこそ総会屋なんかにはよろよろやられて、それで自分も不正なことをやるなんというところは全く情けないことで、結局それにつけ込まれるということ、何かやはり後ろ暗いことがあるから、あるいは皆さんに情報公開されたら困るということがあるからだろうと思ふので、やはり業界自体がしっかりしてももらわないとどうしようもないと思うのです。

そういう意味では、九月十六日に経団連が対応策というものを示している。やはりここに書かれてあるようなことをそれぞれの企業の経営者あるいは経営に当たる人たちが、従業員を含めて自覚をしてもらって、そして対処してもらわないと、これは本場に抜本的な対策にはならぬと思うのです。

そういう点で、規制をするというよりも、関係する省庁は適切なやはり指導をしていただく、アドバイスをしていただく。そしてまた、確かに総会屋だとか暴力団だとか右翼だとかというのは、とにかくむちゃくちゃなことをやるわけですから、法があるうとなかろうとそんなことお構いなしのことをやるわけですから、怖いこともあるだろうとは思ふんだ。それは、生命を脅かされたら、あるいは生活の安全を脅かされるということもあるんだらうと思ふので、そういうようなことには、やはり頼りになるところというものをつくっておいであげないといかぬと思うのです。そういう上で、それぞれの企業の経営に当たる人が毅然とした態度をとることを求めていくという指導をぜひ各省庁はやっていただきたいと思うわけですね。

そこで、会社あるいは企業ということになると、例えば欧米諸国などは、日本よりはずっとはるかに先進国というか先達国であるわけです。先ほどお話があつて、企業と総会屋の関係は砂糖とアリのような関係だ、砂糖が企業だとすれば、そ

れにたかるアリというのはあるものだというお話があつたのだけれども、その日本よりはずっとそういう点では先進国である諸外国では、余りこのような総会屋の事例はないというお話もさつきあつたのですけれども、実際にそうなのか、あるいはそれに対する法的な対応というものも全く準備されておらないというか用意されておらないのかどうか、あるいはあるのか、それとまた、どうして我が国にこれだけあつて他の国にないのか、その辺のことについてお聞かせいただけますか。

をしない一般株主にかわつてというのか、それを守ろうとしたら攻撃しようとするためにわあややる。そういうことではないか。あるいは金銭を提供して、あるいは経済的な便益を供与することによってそれを抑えていくというふうなことが原点だつたらうと思ふのです。しかし、さつきもお話のように、そこから今度は自分のところの情報誌を売り込むとか、さまざまな形でやり口に発展してきたということなんではうね。だから、そう考えると、やはり原点は株主総会だと私は思うのです。

○下稲葉國務大臣 お答えいたします。いわゆる総会屋の有無でございますが、主要国でございますアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにつきましては調査しましたところ、そのような者及びこれに類似する行動を行う者は存在しないということでございます。したがって、総会屋に対する法制度は存在しないということでございます。

に、どうも日本のどこの会社でも、大企業の株主総会でも二十分くらいだと。私どもの質問の持ち時間よりも短い、こういうことなんですからね。外国の場合には、これはやはり徹底してやっているようです。

ただ、若干つけ加えますと、ドイツ及びフランスでは、いわゆる総会屋が活動しているという実態はありませぬけれども、議決権買収行為等に対する制裁規定は存在いたします。

例えば、ある方の紹介によると、特にドイツの株主総会是非常に活発なことで知られる、グイムラー・ベンツなどの場合には朝の十時から深夜にまで及んで株主総会をやることもあるのだと。そしてまた、総会の活性化に大きな役割を果たしているのが株主団体だ、株主が団体をつくっているというのです。その中には弁護士、会計士、退職後の官僚などのスタッフがいて、専門知識を背景にして株主の代表としてさまざまな質問をし、議決権などを代理で行使している、こういうことですね。

○佐々木(秀)委員 どうもその辺が不思議でならないのです。諸外国にもマフィアがあり、暴力団もありなんでしょうから、この企業犯罪、企業にかかわつてというようなことがどうもあつてもいいようにも思ふのだけれども、それがいいとなると、これは日本に極めて特殊な、日本的な風土の中から生まれてきたのが総会屋というもののなかにも思ふのですけれども、この辺についてはもう少し私どもとしても研究をしてみたいと思つております。

日本の場合でも、議決権の代理行使は商法上認められているのです。ですから、こういうことも、やはり我が日本の企業としては、株主総会の充実ということも本場に考えないと、どうもいろいろなところで実際にあつた株主総会を見ても非常におおざなりです。とにかく早く終わらせようと、早く終わらせるために事前に総会屋などを使つていろいろ対策を立ててきたというのが実情だつたわけですね。

そして、風土の違いというか、外国と日本との違いというのは、一つには、さつきも警察の方からお話があつたけれども、総会屋のものとの原型というのはやはり株主総会でしょう。株主総会で、片やその企業を守る側とあるいは攻める側、そういうふうなものがいて、それで、余り発言

だから、そんなことでなく、もう徹底して、株

主総会なんというのは年に一回のことなんだから、もう腹くくって、どれぐらい時間がかかってもいい、場合によっては二日がかりでもいいじゃないかというふうなつもりで私はやるべきものだと思うので、まず、その点を徹底するところから始めるのじゃないでしょうか。その中で、いいじゃないですか、総会屋みたいな者がむちゃくちゃな発言をするなら発言をさせたって、対応していけばいいのですから。

幸い、最近の情報によりますと、大変問題になった第一勧銀も、それから高島屋なんかも、株主総会のあり方をまず改めますということで、モニターを入れたり公開したりするようにしている。これはいいことだと思うのです。だれにでも見られるようにすれば、そんな株主総会の中でやんちゃな発言をしたり、不法な発言をしたり、むちゃくちゃな行為をやるというのはみんなわかるわけだから、見ている人はどっちが悪いかわかりますよ。それはいろいろな厳しい質問もあるかもしれないけれども、誠実に対応するという姿を見せていけばいいと思うのです。

そういう点では、我が国会では、予算委員会でも、橋本総理なんかはあんな非常に御苦労の中で何時間にも質問に耐えておられる。あの西村さんの非常に厳しい、肺臓をえぐるような質問にもぐっとこらえて、個人的な問題、お金の問題とか女性の問題まで聞かれながら、ちゃんとお答えになっているわけですから、私は、やはり経済界、各企業のトップは、経営者は橋本さんの態度を見習って、そして我慢して、ちゃんとお答えするものは答えていけば、何も国会のように、予算委員会のように、何日間も何日間もやるわけじゃないのだから、一日で時間をかければ終わることなんだから、それをしっかり対応していく、誠実にやっていくということに徹する必要があるだろうと私は思うのです。

そういう意味では、一定の時期に、大きな会社が一斉に同じ日に株主総会を開くなんというのものはいいかなものかと思えますね。これもやはり

り経済団体やあるいは金融業界の中で考えてもらわなければならぬことだろうと思うのです。やはり一つ一つ誠実に対応していく、その中から真つ当な解決の方法というのが出てくるのではないかと私は思うのです。

きょうはそういう業界の方々が来いていないから、まことに残念で、これからまた、あさっては参考人であられるかどうかかわかりませんが、私も、私もそういう議論もそういう方々とも必要もあると思うし、ぜひ各省庁の皆さんからも、特にあしたは、大臣、経団連の方々がおいでになるということですから、強くそのことは言っていた方がいいと思います。

まずそこから始めないと私は改まらないと思うし、そこがきちんとあれば、総会屋なんというのはは次第次第に、どうせやってもうけにならないといよというところになるわけですから、やはりそういう気持ちにさせないといかぬと思うのです。何かすればもうかと思うからやるので、そのもうけを切り離していくようにすればいいわけですから、そこをどうするかをあわせて考えていかないと、やはり刑罰的な規制だけではなかなか解決できないだろうと私は思うのです。そんな思いを強く持つておられます。

それから、今度新設される利益供与要求罪、これがあつたわけですね。それから威迫を伴う行為についての処罰規定がございます。これについては、実は、その規定の仕方が、犯罪の主体として総会屋と書いてあるわけではない。もちろんそれはなかなか書けないですね。構成要件の中には総会屋がなんというところは書けないわけですから、株主の権利を行使する者ということになつて、非常に一般的、概括的になつていくわけですね。そんなことから、利益供与要求ということですから、実際にその利益を受けなくても、要求したというだけで、さっきもお話がありましたけれども、要求を受けたという段階で、それを受けましたと通告があればそれで犯罪としては成立するのだというお話があつたということと絡んで、

実は、真つ当なというか正当な要求をするような株主だとか、あるいは関係者というのもないわけではなからうと思うのです。

特に、企業をめぐって、今、公害の問題とかあるいは欠陥商品の問題とかいろいろな問題がある中で、なかなかそこでその行為の正当性について分けをするのが難しい。というようなことから、この新たな犯罪構成要件ができることによって、株主の、しかも少数株主などの正当な権利や要求など、これは消費者だとか、あるいは住民の要求というふうにも言ってもいいと思いますし、あるいは、そこに働く従業員がつくる労働組合の企業との関係での要求などの運動を規制したり、あるいは抑え込んだりということに使われないうか、そういう心配が一部にあるのです。これについてはどういうように対処していくのか、どういう仕分けをするのか、これをひとつはつきりさせていきたいと思います。

○原田明政府委員 お答え申し上げます。

ただいま委員お尋ねの利益供与要求罪は、構成要件といたしまして、まず株主の権利の行使に關しての行為であるということがございます。そして、それにつきまして、会社の計算において財産上の利益を自己または第三者に供与することを会社の役員に要求するということによりまして成立するものでございます。

ここに言います「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」とは、株主の権利の行使またはそれを行使しないことに対する見返りと申しますか、対価関係に立つものだという趣旨を意味しているわけでございます。例えば、株主総会で会社に有利な発言をした、あるいは不利な発言をしないようにすること、あるいは、対価の趣旨で財産上の利益の供与を要求する場合はこれに該当するものでございます。これに対して、ただいま委員御指摘の株主の正当な権利行使でございまして、市民また少数株主を含みます株主の問題、あるいは消費者、住民の方々、さらには労働組合の会社に対する正当な要求というものはそのような趣旨のものではない

という点で、これは明確に区別できるものと考えているわけでございます。

現に、昭和五十六年の商法改正で新設されました利益供与・受供与罪につきましても「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」との要件が定められておりまして、基本的には今回新設される要求罪と構成要件を共通にしている面がございまして、正当な株主権等の行使を規制あるいは抑圧するようなことはなく、適切に解釈、適用されて現在に至っているというふうなことでございまして、本改正によりまして御指摘のような正当な権利行使が規制、抑圧されるような懸念は全くないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○佐々木憲秀委員 今、刑事局長から全くないというお話なんですけれども、全くないかどうかというのはこれから問題なので、これができた後でどういうように運用されていくかというその運用の問題と絡んでいくわけで、私どもとしても注意深くまた見ていきたいと思いますけれども、くれぐれもこの構成要件をつくる目的から逸脱しないようにぜひひとつお願いをしたいと思うわけです。

それと同時に、不正な利益を求めてうごくやからと、そうではなくて、本当にその企業の健全な発展を願ひ、あるいは株主の利益の保護を考へ、あるいはその企業の社会的責任を果たしてもらうために建設的な、しかしあるいは耳ざわりは悪いかもしれないけれども、そういう提言をしたり要求をしたりする人たちがいること、その区別をやはりしていただかないといけないだろうと私は思うので、これは言ってみればその株式会社の自覚の問題でもあろうかと思えますけれども、これを運用する側としても十分にひとつこの点はお気をつけになって、くれぐれも濫用にわたることがないようにということをお願いしておきたいと思ひます。

きょうは、裁判所、お見えになっておられると思います。時間も大分迫つてまいりましたが、先ほど各省庁の対応についてお尋ねをいたしました

裁判所にもお尋ねしたいと思ひますのは、一つは、総会屋問題がなかなか解決を見ないで、総会屋をはびこらせているという日本の社会的な風潮の一要因として、司法が十分に機能していないのではないだろうか、こういう指摘があるわけですが、私も、ある程度もつともだと思ふようなことがございます。かつての日弁連の会長で、今、例の住宅金融債権管理機構の社長をなさっている中坊公平さん、弁護士ですけれども、中坊さんも、我が国の司法は本来司法が果たすべき機能の二割しか果たしていないということをおっしゃっている。

住専のときもそうでしたけれども、この種企業と総会屋をめぐる問題にしても、もう少し裁判所あるいは司法が使いやすいようになっていたなら事情がまた大分違つていたのじゃないだろうか。さつき、法制審議会が時間が長くなるという話もあつたけれども、何分にも、裁判所にこれを持ち出して救済あるいは真つ当な処置を求めるということを考えようにも、余りにも時間がかかるとか、持ち出しにくい。

その原因としては、一つは法曹人口が少ないのだ、特に裁判官、これに対応していくだけの裁判官の人口が非常に少ないという指摘があるわけですが、これも、これをどう受けとめて、これに對して裁判所としてはどういうように対応されるおつもりなのか、これをひとつお聞かせください。

○涌井最高裁判所長官代理者 法的な紛争が起こりましたときの解決手段として、やはり裁判という手続の持つてくる特徴は、何よりも公平でありますし、また、透明な手続で紛争解決がされることだろうと思ひます。そういう意味で、この紛争解決手段としての裁判に対する社会の期待というもの、昨今の社会情勢からしますとますます強くなつてきておるといふに我々は考えております。委員御指摘のように、やはりもっとも裁判手続というものを国民が利用しやすい、また、わかりやすいものにしていくというところが一番の眼目になるだろうと思つております。

一つそのために必要なのは、やはり指摘のございました、事件を処理する場合の裁判官を中心とします人的な体制をどういうふうにかつて充実強化していくかというところでございます。このところ、毎年のように裁判官を初めとする裁判所職員の増員をお願いしてきておりますが、今後とも十分、事件の動向等を見ながら人的体制の充実強化に努めてまいりたいというふうにかつております。

○佐々木(秀)委員 法曹人口の増員問題というのはかねてから言われておりまして、最近ですけれども、法曹三者間で、司法試験の合格者の数を、現在七百名のところを千人にするという合意に達したわけですね。

これについては、実は日本弁護士連合会の中でもさまざまな議論があつて、この間も臨時総会で非常に熱心な議論がなされた結果、多数決で法務省提案の千人案というのが弁護士会としても同意することになつて、これから具体化していくわけですが、さらにこれを千五百人にすべきだということも検討事項の中に入つております。

ただ私は、確かに他の先進諸国から見た場合に法曹人口は少ない、弁護士も少ないと言われ、弁護士をふやすことは言われているのだけれども、弁護士だけではどうにもならないのです。やはり裁判官、検察官がふえなかったら、こうした問題にどうにも対応していけないのです。特に裁判官の増加問題というのが、弁護士の増加問題以上に緊要だと私は思つてゐるのです。これからまた機会があると思ひますので、この種の議論はしたいと思ひます。

しかし、指摘がありますように、やはりこの種の問題について司法が主要な役割を担う社会に改革する必要があるだろうという指摘は、私どもとしてはきちんと受けとめなければいけない。結局、司法が機能できないところにそういう不法な行動をする者を許すという温床ができてくるのだらうと思ふのです。ですから、御案内のように、地域では弁護士が少ないのに乗じていられる事件屋というのがまだはびこつてゐる。あるいは、その問題の早期の解決を求めるために、場合によつたら暴力団を使うなどということが、残念ながらまだ我が日本の社会の中では、大臣、あるわけですね。

やはりこういうことをなくしていく努力を私どもとしてはみんなできていかなければならないのじゃないかと思ひますし、裁判所としても、どうかその辺をお考えいただいて、体制を立てるために、私どももそのことについては十分に御協力も申し上げたいと思つておりますので、ひとつお願いしたいと思ふのです。

時間がなくなりましたので最後になりますけれども、ある週刊誌で、総会屋の意見を求めるという試みをやつてゐる週刊誌がございました。その中で、ある総会屋が、今度の商法の改正で厳しくなることによつて自分たちはますます生きにくくなるということ率直に言つてゐる。しかし、もしも総会屋がいなくなつたら、企業は不正も何もやりたい放題になる、企業の恥部について文句を言うやうがなくなると、それでもいいのかと居直つてゐる向きがあるのです。こういうような居直らせ方をすることとは全く恥ずかしいこと、企業としても恥ずかしい、規制する側としても恥ずかしい、私どもも本心に恥ずかしい。

だけれども、何も彼らがいなくなつて、そう言わなくたって、株主がいるわけですよ。株主が、それこそ少数株主であろうとなかろうと、きちんと株主として発言をし、あるいは不正があつたら不正を摘発していくことが出来るわけだ。そのためには、例えば少数株主の代表訴訟などというところもあるわけですね。さつきお話しもありましたけれども、帳簿閲覧請求権、少数株主権というのものもあるですね。何も総会屋が、おれたちが企業を真つ当にするために働いてゐるのだなどという、そんなふうにも思つてもらふ必要はちつともないので、そのかわり株主の権利保護というものは、私は、真つ当な株主の権利である以上、保護するということこそ大事にしていかなければならぬ。

どうも、仄聞するところによりますと、今、与党の中で、自民党さんの法務部会などがこの株主の代表訴訟、これについて若干手直ししようかということ検討されているやにも聞いているのですけれども、この辺もひとつ慎重にぜひやつていただきたいと思いますし、また、これが問題になりました場合には、私ども、しっかりと議論をさせていただきたいと思いますけれども、いづれにいたしましても、総会屋にこんな威張り方をされないように、それぞれが企業として頑張つていただきたいと思います。どうか大臣も、ひとつそういう点で規制の方をしっかりとお願いしたいと思ひます。ありがとうございます。

○笹川委員長 北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。佐々木議員に引き続き質問させていただきます。

総会屋対策が今回の商法改正の目的でありますけれども、ところで、午前中から大臣は、総会屋は日本特有の現象であるというふうに言つておられ、先ほども諸外国の例を出されて、同じような例はないというふうに言われました。なぜ日本に総会屋がはびこるのかというのは、一つには、明治以来、まさに日本の、株式会社ができ、以来、かつての博徒とか相場師あるいは右翼の人たちが伝統的なものとして日本にいたとも言われております。しかも、少なくとも昭和五十六年の改正前まではある意味では合法的な存在で、非常に多くの企業がこれにかかわつておつたということも午前中の警察庁の説明でもあつたとおりであります。

しかし、五十六年改正によつて違法とされてから、一時は身を潜めたものの、再度二年ぐらいたつてからはこし始め、最近では非常に手段は巧妙となつた。あるいは、質量ともに巨大化したものが現象としてあらわれてゐる。これは数年前のバブル経済のときに加速されたとは言われるものの、決して最近になって生じたものではなくて、五十六年改正によつて、実は総会屋を根絶さ

せるといふ目的でつくられたのだけれども、何にもなくなっていなかったのだというところが今の現象であらわれてきておる。ずっと続いておる。トップの人たちが今摘発されているのも、彼らがかつて、総務部ではなくても、その下に、幹部でないところからずっとつき合っていてここに来たというところは、決して最近の現象ではないと思うのです。

午前中大臣は、最近の現象として企業トップとか会社ぐるみがあると言われたのですけれども、これは何も今に始まったことではないし、ずっと根はそれこそ五十六年、あるいはさらに前から続いているというふうに見える。そうすると、悪く言うと、五十六年改正なんか何の効果もなかったのではないかとこのようにも言えなくはないのではないかと思うのです。

その原因は一体何だろうか。それは、午前中でも議論されましたけれども、日本の会社法のあり方と組織運営、それが決して法にのっとってないというところもその根本原因であるというふうに指摘された。私もある意味では同感であります。そして、最高決議機関である株主総会が形骸化されているということ。株主総会の所要時間が実際わずかに平均二十数分であることも、午前中そういう事実を明らかにされております。そういう意味では、すべての法的なチェックが会社法あるいは会社集団について機能していないということも言えると思うのです。

また、大会社の株式の持ち合い制度というのもこれまた日本の特徴であるというふうにも言われております。これは旧財閥系の企業集団、あるいは銀行企業集団の六大会社集団の平均の株式の持ち合いが二二%から二三%と言われているのを見ても、そして、このいわゆる持ち合い制度というのが日本型の企業システムの重要な基盤を形成したというふうには評価はされているという反面、会社法が会社を支配する、あるいは株主不在の会社支配とか、そして議決権行使の歪曲化、あるいは株主総会の形骸化ということをもその持ち合い制度が

あらわしている。まさに日本の企業そのものが持つ病理的現象が総会屋にあらわれているというふうに見えるのではないかと思ふのです。

この日本的な体質、あるいは構造的な病理現象の中に巣くう寄生虫のような総会屋は、まさに日本的な現象と言わざるを得ない。よその国にはないのではないかと思われます。

そこで大臣に、私が今まで述べてきましたけれども、その原因、単に企業のトップがしつかりすればいいのだとかモラルの問題とかいうふうな問題なのか。あるいは日本の企業の構造的な病理現象というふうに見えるのではないかと。そしてそれは、そういうことが原因であるならば、どういうことをもってそれを克服すべきであろうと考えるのか。その点について大臣の御意見を聞きたいと思ひます。

○下福園務大臣 お答えいたします。

最近、企業のトップにまで総会屋との癒着が進んでいるのではないかとこのようにも思ふ。いろいろなお話がございましたが、私が申し上げましたのは、表にあらわれております検挙事例から見ますと、総務部の人たちが検挙されている事例が多かったことを取り上げまして、そのように申し上げましたわけでございまして、今北村委員のおっしゃるように、まだ底辺にそのような本質的なものが、企業のトップの問題があるのではないかとこのようにも思ふ。私にも基本的には同感でございます。

そこで、先ほど来、砂糖に群がるアリだというようなお話も出ておりましたけれども、砂糖をなくすればアリは来ないのです。だから、砂糖をなくするようなことをこの際何とかやろうじゃないかというふうなことを私も努力しよう、これはもう総力戦でやらぬといかぬという気持ちでございまして、事実、砂糖をなくした企業もたくさんあるわけでございまして、そういうふうなところまで及ばなくてはいけないのではないかな、このように思ひます。

と、会社が体面を保つためにいわゆる総会屋に安易に妥協する、株主総会でも、お話がございましたように、できるだけ時間を短くして議論をせざるに平穩に運営をしよう、そういうふうな企業経営に対する経営者の意識の問題が私は基本にあるのではないかと思ひます。株主総会における総会屋の排除というものが完全に行われますと、それは、お話がございましたように、株主と企業とが真剣になって企業の運営なりなんなり議論ができる。そのためには時間がかかっても構わないわけでございますし、むしろそういうふうな実態こそ我々は望んでいるわけでございまして、そういうふうなことが私は原因だと思ひますし、おっしゃいましたように、株式の持ち合いの問題だとかなんだかんだということもそれはいいわけじゃないかと思ひます。ないわけじゃないかと思ひますが、基本的な問題からすれば、今私が申し上げましたようなことに帰着するのじゃないだろうか。そういうふうなことを目指しまして、もうここまで来ているのですから、それぞれのつかさつかさで努力をしていくということじゃなからうか、このように思ひます。

○北村(哲)委員 確かに大臣のおっしゃることももっともでございますが、私が言いたかったのは、砂糖とアリであれば、日本の企業の体質そのものが砂糖そのものに近いのではないかと。だけれども、それじゃ、なくしてしまえばいいかといえ、会社をなくしてしまえば日本の企業が全部なくなってしまうのですから、そうはいかない。ですから、先ほどから企業経営者の毅然たる態度が最も大事だというふうな話を何回も言われました。私はそういう倫理的な問題で解決するのだろうかというふうに一面思ふのです。

毎日新聞のアンケートが出されておりました資料にあるのですけれども、「総会屋などとの癒着、利益供与をなくすために重要な点」で一番大事なのは「経営トップの決意」で八六%、次に「総務部など担当者の意識改革、メンバー刷新」というのが三二%、その後「警察の取り締ま

り」と「商法改正」が二三%。下の方なんです。

私は、果たしてこれでいいのだろうかという気がするので。というのは、もっと構造的な病理現象を単にモラルの問題とか決意の問題でできるのだろうかという疑問があるもので、そういう意味では、その病理現象を切除する外科的手術というものが必要であらう。というのは、抜本的に体を治すことは必要だけれども、そういったら日本の社会の社会構造が全部なくなってしまう面もあるわけですから、ある意味でその病理現象を抱えたまま、しかし、それをなくすというからには相当外科的なものが必要であらう。

そのあたりで、このトップの決意とかなんだかというあたりではなくて、もうちょっと考えてみるべきではないかと思うのですけれども、大臣、その辺はいかがでしょう。

○下福園務大臣 先生のおっしゃる趣旨をそんなにたくさんと、もう少し根源に、日本の企業全体における司法のあり方、こういうふうな国際的に進んでいるいろいろな社会現象の中でそのようなところを御指摘なさっているのではないかなというふうにも思ひます。

その点につきましては同感でございますし、それは一つ一つ具体的に解決していかなければならぬ、このように思ひます。

○北村(哲)委員 どうも、難しい質問をしまして失礼しました。ありがとうございます。

ところで、次に移りますが、内政審議室からお見えになっていると思うのですけれども、これもしばしば質問に出ておるのですけれども、ことしの九月五日にいわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議の申し合わせというのがされました。

その中で、まず一番目に「所管官庁による経済界への要請」という項目がありまして、「各省庁から業界団体トップに対し、面会等により直接要請する。」と。これも私の質問を出しておりましてけれども、先ほど通産省、大蔵省からかなり詳

しい答弁がされました。

という中で、「直接要請する。」という中に六項目ほど記載してあります。「企業経営者の意識改革」「業界団体による協議会の開催」「行動規律の策定」「総会等との絶縁宣言」「警察との連携強化」「絶縁のための専門組織の設置。これがどのように具体的に進んでいるか。先ほどかなり詳しく言われたのですけれども、概括的に、具体的にどの程度まで進んでいるのかということをお説明ください。

○田中説明員 本年九月五日の関係閣僚会議で、いわゆる総会屋対策要綱が申し合わされたわけですが、九月末までに各官庁から百九十四の業界団体に対して、要綱に係る先生御指摘の要請を完了したところでございます。

現在、これを受けまして各業界で対応をとっておるところでございますけれども、例えば経済団体連合会では、企業行動憲章の改定、会員業界団体の長によるトップレベルの協議の場の設置、あるいは、警察庁と協力して運営しております暴力団対策連絡協議会の活動強化などを盛り込んだ「当面の総会屋等への対応策について」を決定するなどしてございまして、これを受けまして、これからその他の各業界団体においても現在鋭意対策の推進を図っているところでございます。

政府としても、今後とも諸対策の徹底に努めてまいり所存でございます。

○北村(哲)委員 今もちょっと聞きたいのですが、例えばこの六番目に「絶縁のための専門組織の設置」というふうにあります。いわゆる総会屋等と絶縁するための専門組織を各企業に設置すること。これは、もちろん言葉はそのとおりなんですけれども、どういうことを想定し、あるいは、企業はこれをどう受けとめて具体化するのでしょうか。

○田中説明員 絶縁のための組織と申しますのは、あくまでこれは政府側から各業界団体へ要請しておるものでございまして、それぞれの業界あるいは企業で判断されることになると思っております。

けれども、一応想定しておりましたのは、総会屋対策専門の弁護士等を雇いまして、あるいは総会屋対策に対するこれまでの経験等があるような人間を雇いまして、総会屋を使わない、絶縁するための組織というものをつくっていただきたいということをご予定しております。

○北村(哲)委員 わかりました。

次に、この関係閣僚会議の申し合わせの「警察による支援」という項目があります。警察による支援についても午前中からしばしばかなり詳しく御説明がありましたけれども、再度お聞きします。

これは今回に限ったことではなくて、前からずっと続けておられるということなんですけれども、今回、この関係閣僚会議の申し合わせによって新たに強化され、あるいは具体化されたことについてはどういふことがあるのでしょうか。

○玉造説明員 御指摘のように、警察におきましては、従来より企業社会からの総会屋等の排除に努めてきたところでございまして、このたびの関係閣僚会議の申し合わせを受けまして、すべての都道府県警察に企業対象暴力特別対策本部等を設置したところでございます。この問題に絞った対策本部を設置しております。

また、具体的には、取り締まりの強化に加えまして、企業あるいは業界団体に対する指導、そして、個別企業に対する支援の強化策の一環として、保護対策官というものをそれぞれの都道府県警察本部に置きまして、この者が企業に対する保護対策を統括するというシステムは、これは新たにつくったものでございます。

現在、こういうシステムの中で各企業あるいは業界団体と連携を図りながら、また業界団体、企業に対して指導に努めておるところでございまして、現実の成果をいたしまして、これまでに、約四千社と言っております。これまでもありますが、これが総会屋等との関係遮断を表明しております。そのうち、具体的に、例えばリトマス試験紙になるであろう情報誌の購読の遮断

を相手方に通告し、警察側にこういう者を遮断しましたという御連絡のあったところは約九千社でございます。これが合計いたしました延べで約一万一千誌ということでございます。

警察といたしましては、こういう動きに伴いまして、必要ないわゆる保護措置、これも企業関係者あるいは施設に対しておとるところでございます。もちろんこの保護措置もさらに努めてまいりたいと思っております。

○北村(哲)委員 実際には、この申し合わせの中の支援の中、例えば(1)の①に「指導を行うための支援窓口の設置等体制の強化」と云々とありますが、具体的に、企業からそういう窓口を通じての相談というのは、これを強化することによってふえていくのか、実効は上がっているのでしょうか。

○玉造説明員 ただいま申し上げましたように、いわゆる窓口をつくり、また企業対象暴力一〇番といったものを設置しておるわけでございまして、現在まで、この一〇番の設置以降の相談件数等の集計はしてございせんけれども、先ほど申し上げましたように、関係遮断を明示し、また、情報誌等につきまして遮断したということとを相手方に通告し私どもの方にも通告した、そういう企業から極めて具体的な御相談をいただき、この関係遮断についていろいろと私どももアドバイスをし申し上げるというふうなことは出ております。

○北村(哲)委員 それに関連することだと思えますけれども、エコノミストの七月二十九日号に須田慎一郎さんがある記事を書いているのですが、この五月二十六日、吉村刑事部長は、特暴協、都市銀行等特殊暴力防止対策協議会に加盟する十三の銀行の総務部長を前に、この最後通牒を突きつけた。「即刻、総会屋系情報紙の購読を断ち切れ。今回、この時期に切らないで、もし後になって発覚したら、そのときは最後だ……」というふうには、これはかなり強いですね。本当かどうか知りませんが、そういうふうに出ていた。この最後通牒を受けた形で、不測の事態に

なったらどうしてくれるのかというふうな、逆に総務部長さんが吉村刑事部長に何か上申書のようなものを出したというふうなことが書いてありました。御存じと思うのですけれども。

この記事の強さ弱さは別にしても、この後でこの大手銀行の総務部長は、こういうふうなやられたも、三年ぐらいいは一生懸命やるけれども、三年たったらまたもとに戻っちゃうのですよ、復活してしまふ、そういうふうなことをまた告白しておられる。それで、さらに「実は、」というふうにして、私のところに写真が送られてきたのです。それは娘が学校に行っている写真なんです。何にも書かないで送られてきたのです。本当かどうか分かりませんが、いかにも不気味ですね。それに対して、自分たちというのはどうしようもないのだというふうにも言われます。

一枚の写真が送られたというのは、今のような状態であれば、これはもう最高の脅迫ですけども、ただ普通の人がたった一枚の写真を送られた、怪文書が来たと言っても恐らく警察は受け付けてくれない。今まではそうです。ほとんど問題にしてくれないのです。そういうふうなまた、それは警察は幾ら言ってもやってくれないんだと。私たちがまたそういうことに関して例えば告訴に行っても、やれ民事絡みだとか、はつきり言ってもうまいかないとか言ってなかなか受け付けられないで、実際告訴が難しいような状態もあるのですけれども、この文書による積極的な警察の支援、今もお話いっぱいありましたけれども、具体的にこれから、今までの態度を変えて、この問題についてすぐに応じてくれるというふうな体制をとっていただけたらいいかな。

○玉造説明員 企業側にもいろいろ、恐らくこの遮断に伴う不安というものは多かれ少なかれあるだろうと思えます。それについては、極めて深い理由があるものもあるれば、漠然とした不安といったものもあるかと思えます。そういうものも含めまして、先ほど申し上げました保護対策官のところに御相談いただく、その実情にふさわしい対

應をさせていただきたいというふうに思っております。

なお保護対策の実施に当たりましては、やはり万全を期する意味でも、暴力団、総会屋等との関係はどうかという、本当のところをやはり全部打ち明けていただきませんか、私どももいわゆる脅威の見積もりと申しましょうか、どのくらい実際に危険なんでしょうかということもある意味でわかりかねるところもございしますのでも、そこだけはやはり企業にとっても積極的にこちらに教えていただくということが保護対策上も肝要かというふうに考えております。

○北村衛委員 よくわからないというか、私は、もうほとんどつながっている、あるいはお金の流れ先なんか、今保険を掛けると言われたのですけれども、総会屋自身が自分で保険を掛けるために暴力団にそれこそお金をばらまいて関係をつけておくというふうに見ると、もう暴力団と総会屋と一緒にしてしまつて、一つは、暴力団という一つの組織、いわゆる暴力団対策法とかいろいろありまして一つの集団として見るのですけれども、それに含めてしまふか、あるいは総会屋という一つの犯罪集団というふうなものを規定してもいいのではないかという気もする。重複させるか

○北村(哲)委員　ちょっと話はずれますけれども、過去の例についての実績を聞くのですけれども、その前に、総会屋と暴力団との関係なんです、大体、事件は暴力団絡みでできたり、いろいろなことで発覚するときは暴力事件が多いのです。先ほどの統計で、今、千人ぐらいの総会屋に組織暴力団絡みが六十人とかというふうな数字を言われたのですけれども、実際出てくる場合はすべて通じているわけですね。

だから、一つの質問は、現実にはほとんどがもう重複しているのじゃないかというふうな疑問があるですけれども、それはどうなんだろうかというところが一つ。まずそれを聞きましょうか、今の件。

○玉造説明員 数字的に見ますと、私ども、申し上げましたように約一千人の総会屋のうちの約九十人、これが暴力団勢力に属する者として把握しておるものでございます。

それ以外の者はどうかということでございますが、暴力団と何らかの関係を有し、暴力団に言うなれば上納しているような関係、あるいは特定の暴力団と結びつかずにある意味で保険を掛けておる、そういうものも数多く見られるというふうに考えております。ただ、それはすべてその暴力団の威力を直接背景として活動するかといえます。それは千差万別であらうというふうに思います。

別々に分けるかは別にしまして、そういう感じも少ししています、まだ整理がついていませんけれども。

ちよつと別の質問で、最後になりますけれども、かつて、住友銀行がいわゆる暴力団からの攻撃を数多く受けたという一連の事件がありました。

た。八七年一月に、丸の内の東京営業部に銃弾が十発撃ち込まれた。八七年四月には、住友銀行丸の内内営業所及び都内の二支店にバキュームカーでふん尿を噴射された。九三年二月に、異頭取宅に火炎瓶が投げ込まれた。九三年五月に、森川敏雄副頭取のうちに火炎瓶が投げ込まれた。九四年九

月、畑中名古屋支店長が射殺された。そのほか、幾つかの支店に火炎瓶が投げ込まれたり、電話線が切られたり、右翼の宣伝カーが押しかけたり、嫌がらせをしてきた。

ち実行犯の三名は暴力団の構成員の肩書もあわせ
て持っておった者でございます。九三年二月の罷
頭取方への火炎瓶投てき事件、そして九三年五月
の森川副頭取方への火炎瓶投てき事件及び九四年
九月の名古屋支店長射殺事件につきましては、い
ずれも未検挙でございます。

檢舉された二件につきましては、いずれも政治団体名乗る者が絡んでおりまして、犯行の動機といたしましては、住友銀行を含む同企業グループに又省を足す、住友グループに又省を足すとい

うようなことを供述しておるといふ状況でございます。未検挙事件につきましては、被疑者を含めまして原因、背景等まだ判明しておりませんけれども

も、暴力団等の関与を視野に入れて、あらゆる角度から検挙に相努めておるところでございます。

○北村(哲)委員　とても一連の關係が完結していると思えませんが、これはこれとしてお同

いしておきます。

それで、残余の質問はまた次の機会がありますので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○笹川委員長 木島日出夫君。
○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

本法案は、いわゆる総会屋の根絶を図るのが目的であります。

午前中の審議を通じて、法務大臣から最近の一連の企業をめぐる不祥事、いわゆる総会屋に

一つは、これらの事件が日本を代表する証券、

銀行など大企業の中核、トップが会社ぐるみで行っている事件だということ、そして二つが、金額が格段に高額になっている、そして日本の経済社会に浸透し、これを内部からむしんでいると

私も全くこの点については、三点について同感であります。そのとおりだと思ふのです。三つの側面からメスが入らなければならぬと私は思います。

一つは、何といつても企業経営者の倫理問題。これは、企業経営者の自覚にまっところでありま
す。二つは、現在の警察、検察の取り締まり、捜
査の状況がどうか、不十分ではないか、行政にま

つところだと思うのです。もう一つは、日本の会社法、商法、商法特例法、この制度上の欠陥はないのか。これは国会の仕事、当委員会の仕事だとい

あれかこれかではなくて、この三つの側面から徹底的に問題をえぐるということなしに、このゆゆしい総会屋や暴力団根絶はできないのじゃないか、と思うのです。

かと思わざるを得ないわけであります。そういう意味で、私どもはこの罰則強化は賛成であります。

しかし、それだけに今日の重大な総会屋が杜絶されるに到底考えられないわけでありまして、この委員会は幅広くいろいろな分野から問題をえぐるものが求められているのではないかというふう

に思います。

そこで、私は、問題の根幹は何か、問題の核心の一つは、なぜ日本の企業が、特に大企業が総会屋や暴力団などとの関係を断ち切れないでいるのか

摘を書いていきます。

腐敗との決別には、

要するに、総会屋と企業との癒着、腐敗。

腐敗との決別には、もう一つ行政情報の公開も欠かせない。金融・証券業界はかなりの情報を大蔵省にだけは報告している。だが、大蔵省は業界の庇護者であって、公表するようなことはない。こうした場合の情報の開け込みが官・業の癒着を生み、裏社会に付け入るスキを与えているのではないか。

こういう指摘なんです。

こういう角度からの指摘というのは、非常に最近目立って多くなっております。

ことしの五月二十七日の読売新聞の社説も、見出しは「かき握る経営者の意識改革」という題ではありますが、一番末尾に、

忘れてならないのは、情報を開示し、企業を社会に開かれた存在にすることだ。株主総会は、経営者が経営内容や経営理念を株主に説明し、理解を得る絶好の機会だ。それなのに、先ほども同僚委員からありましたが、

今年も開催日が特定日に集中するという。総会を短時間で終わらせようとする動きも見え隠れしている。

経営トップは、総会屋などとの関係断絶を明確に打ち出すのはもちろん、長時間の総会をいとうことなく、さまざまな株主からの質問に真正面から対応すべきだ。毅然とした態度の表明は、総会屋締め出しの道につながるに違いない。

このとおりだと思うのです。

それからもう一つだけ、ことしの七月二日の毎日新聞の社説であります。見出しは「企業社会に何を問うたか」。「今年の株主総会は異常だった。」と書き起こして、こういう指摘があります。

元来、銀行は信用が命だ、と考えられてきた。ささいなもめごとや私的なスキャンダルさえ、外部に漏れることを恥としてきた。そこに

闇の世界との接点が生まれ、彼らのつけ込むスキが生まれた。こういう指摘があります。まさにこのとおりだと思うのです。

このところコーポレートガバナンス（企業統治）をめぐる論議が再び活発となってきた。相次ぐ一流企業の不祥事がきっかけである。問題の源は、日本の大企業の、外に向かつて閉鎖的な「従業員共同体」にあるといわれる。

要するに、閉鎖的なところが問題なんだ。

つまりメインバンク制、系列取引、終身雇用という日本の経営の特徴がそこにある。

こういう、やはり情報公開がいかに大事かということが指摘されています。

最後に一つだけ、くだいようですが、ことし十月二十二日の東京新聞の社説、「総会屋事件を根絶するには」。

なぜ、利益供与せねばならないのか。企業側に付け込まれるスキがあるからという。

これは松坂屋事件についての論評ですが、松坂屋の場合、このスキは三重県でのゴルフ場建設の失敗だったようだが、なぜ正面きって、

ゴルフ場問題を議論できないのか。本筋の議論を避けようとするほど、総会屋に付け込まれるスキが大きくなる。

やはりここだと思ふのです。

やみの勢力は表ざたになることを一番嫌がるわけですから、徹底して情報公開する、株主総会も徹底して議論もやる、公然と議論をやる、そして、

俗語で言えばおてんとさまの光を当てれば、こういうやみの勢力は介在する余地がなくなってくるのじゃないかと思ふわけであり。

そこで、一つだけ法務大臣にお聞きしたいのですが、毎日新聞のさっきの社説は、そういうことをやる言った上で、最近、行政改革委員会が情報公開についての要綱をつくったと論評しているの

です。来年これを法案化すると橋本総理は本会議で答弁しましたが、その中に、企業から行政に

渡った情報について、非公開特約がついた情報については公開しなさいという、そういう行政改革委員会の要綱になっているのです。

これは企業から行政に行った情報はほとんど公開されないことになってしまおうということで、我が党の案は、こういう非公開特約はやめるべきだという立場であります。ほかの党の案も、こういふ非公開特約は情報公開法から取り去るべきだということが多いわけですが、これは来年法案化して、

法務大臣のもとで内閣で審議がされる可能性があるわけですが、どうでしょう。

この関係で、やはり情報公開を進めるといふ立場から、こういう非公開特約はつけるべきでない

と考えるのですが、一言だけ御意見を。

○下稲葉國務大臣 十分検討させていただきます。

○木島委員 これは別途また議論したいと思うの私、本当に残念なことは、ことしの七月十五日

の閣議口頭了解、「いわゆる総会屋対策のための関係閣僚会議の開催について」と題する文書、また、九月五日のいわゆる総会屋対策要綱、関係閣僚申し合わせ、それから、さきの十月二十八日の「いわゆる総会屋対策の推進について」、非常に多

面的に対策は書かれてはいるのですが、この根本として、マスコミからも厳しく指摘されている情報公開については全然ないですね。そういう方向でやみ世界をなくしようという発想が全然ないのですが、ちょっと残念なんです、法務大臣、いかがでしょう。

○下稲葉國務大臣 それも、具体的な個々の問題について十分検討してまいりたい、このように思っています。

○木島委員 ぜひ検討を進めていただきたい。そこで、私は、きょうは、実は日本の企業はディスクロージャーの点については終始一貫非常に消極的な立場をとり続けてきた、そして、残念ながら自民党・政府も、この間、商法改正の議論を見ますと、大企業の要請に沿って企業の情報公

開にはやはり非常に消極的な姿勢をとり続けてきた、そこが問題だということをこの場をおかりして指摘をしたいと思うのです。

その一つとして、私は、昭和五十六年、先ほど来問題になっております商法改正、この改正によって、総会屋に対する株主の権利行使にかかわる利益供与事件に罰則が設けられた、そういう法案なので、それは積極面だったのですが、実はこの法案は、一方で利益供与罪を新設しておきながら、他方で企業のディスクロージャーについては後退させているのです。当時の現行商法を徹底的に後退させてしまっているということがあるのです。

どんな点で後退しているかというと、三つ述べます。

一つは、この法案は株主総会を形骸化させているのですよ、もう法律になったのですが、まことにおかしい話です。具体的には、商法二百八十三条の営業報告書ですが、これを株主総会の承認事項から報告事項に格下げしてしまっているのです。

それから、大規模会社について、貸借対照表、損益計算書について、会計監査人や監査役が適法だという意見がいたら、もう株主総会の承認、必要ないよというふうな株主総会を形骸化してしまっているのです。これが一つ。

それから、二つ目としては、取締役会の議事録の閲覧、謄写の問題ですが、これが営業時間内は自由だったのです、それまでは。ところが、この法によって、営業時間内に株主が取締役会の議事録を閲覧、謄写するのも裁判所の許可を必要とするようにしてしまおうと。

せっかく利益供与罪を新設して、総会屋を排除しようというのがこの法案の目的です。今度の法案は根絶ですね、総会屋の根絶、この法案のときは総会屋の排除という言葉を使われているのですが、せっかくそういう法律をつくっておきながら、他方では暗やみにしてしまおう。

もう一つ、私は、この場で詳しく質問をした点を触れます。それは、ディスクロージャーそ

開にはやはり非常に消極的な姿勢をとり続けてきた、そこが問題だということをこの場をおかりして指摘をしたいと思うのです。

のものの問題です。株式会社計算、公開に関する問題であります。

実は、この法案の基本になったものとして、これは昭和五十六年ですが、昭和五十四年十二月二十五日に法務省民事局参事官室は、「昭和五十四年法務省試案をめぐって」という改正のための試案を正式に取りまとめて発表しているのです。法務省の試案です。この試案をもとにこの法案がつけられたわけなのですが、ディスクロージャーの面での試案は大変立派な試案なのですね。これは、単に思いつきで法務省がやったのではなくて、法制審議会の論議を踏まえて、当時の法務省が試案としてまとめ上げたものであります。ディスクロージャー、総会屋にかかわる一点についてのみ明らかにします。

その試案の第五には、株主総会にかけるのは、損益計算書、貸借対照表と営業報告書が現行法なんです。営業報告書というのを言葉をかえて、業務報告書に言葉をかえます。中身も、試案「5業務報告書」には、法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならぬ。この基本で書いて、それはどういふ情報を業務報告書に盛り込むべきかについて、試案は、(四)でこういう文言が入っています。大変大事な文言だったのです。「会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与(反対給付に比し著しく過大な給付を含む。)の総額」。要するに、まさに総会屋に裏金を渡した、そういう金の総額を業務報告書に書きなさいよ、これが法務省の試案だったのです。

さらに、法務省の試案は、附属明細書について書いています。試案第六項「附属明細書に記載しなければならない事項は、法務省令で定める。」そして、(五)のところで、「会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与(反対給付に比し著しく過大な給付を含む。)」まさに海の家なんかの問題がそうでしょうね、反対給付に比較して著しく……。これの明細も書きなさい、しかしそれは附属明細書でいいですよ、経費がか

りますからね。

こういう本当に立派な試案を法務省は出しているのです。なぜこういうのを出したかについて、解説も書いてあります。

本来、いわゆる総会屋に対する金品の供与を防止するための措置として検討事項とされたものをここににおいて結論を出したものである。ただ、本項にもついで開示されたものは、総会屋その他に対する不当な金品の供与だけでなく、福祉事業や神社に対する寄附のような、株式会社が社会的存在として果たさなければならぬ義務の履行も含まれるのであって、本項により記載される金額は、違法、不当のもののみを示すものではない。むしろ、会社が正当な社会活動を行っている限り、その金額は、正当なもののみを示すことになる。

ということまできっちり書いて、要するに、会社が一般社会に、会社外に払った無償の金あるいは相当な対価の金は、おかしい、いかにわしい連中に渡した金であろうと、まともな寄附であろうと、きっちり載せなさいよ、そしてこれを株主総会に明らかにして、そして社会の批判を受ける、これが総会屋対策の非常に大事な一つだという位置づけで実は法務省が五十四年に試案を出したのです。

法務省、そのとおりですね。

○森脇政府委員 ます、五十六年の法改正におきましては、先ほど来問題になっております利益供与、受供与の刑罰だけではなく、民事上、会社が株主権の行使に関して財産上の利益を供与することを禁止したという規定も設けております。これに違反して供与した利益というのは、会社がその供与を受けた者に対して返還請求できるという規定も設けております。さらに、会社が返還請求をしない場合には、株主が会社のためにその返還請求権を代行するという規定も設けているわけでございます。決して刑事上の罰則を設けたというだけではないという点を御指摘させていただきたいと思ひます。

それから次に、ディスクロージャーの關係でございますが、これは、ただいま先生が御指摘になりましたとおり、昭和五十四年十二月二十五日に公表した「株式会社計算・公開に関する改正試案」におきまして、今御指摘のような案が示されたところでございます。そして、その後、昭和五十六年のたゞいまの商法改正を受けまして、その趣旨の具体的実現を図るものとして、昭和五十七年四月に、開示に関連する一連の法務省令の改正が行われたわけでございます。

その結果、利益供与に関するディスクロージャーに關しましては、取締役の職務執行に關して、法令に違反する重大な事実があるときにはその事実を監査報告書に記載しなければならぬという商法の規定になっておりますところ、いわゆる商法特例法上の、大会社の監査報告書には「会社が無償でした財産上の利益の供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む。)」につき取締役の職務違反があるときは、その事項に關する記載は、各別にしなければならぬ。ものと改めたところでございます。

さらに、附属明細書には、会社の営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細を記載すべきこととされましたが、この明細においては、無償の利益供与に關する取締役の職務違反の有無につき「監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならぬ。」ものとされております。この規定は、御指摘のとおり、無償供与があった場合には、それが計上される可能性が高いものとして、販売費、一般経費があったからでございます。

このように、五十六年商法改正に若干おくれれておりますけれども、改正後に制定された法務省令においては、前記改正試案の趣旨に沿ってディスクロージャーに關するルールが定められたというふうに承知しておるところでございます。

○木島委員 今報告あったとおりだと思うので、重大なのは、この法務省の昭和五十四年の試案

は全然条件をつけていないということなんです。会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与の明細。ところが、これが法案の過程ですっかり脱落させられました。結局、一年おくれで昭和五十七年につくられた制度は、今の説明があったとおり、取締役の職務違反の場合でしよう。物すごい制約がついてしまったのですよ。取締役の職務違反に係る会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与の明細をつけなさい。これでは、取締役の職務違反なんて取締役は思いませんから、自分がつくる明細に。実効性がないのは当たり前です。決定的な違いでしよう。なぜ無条件にしなければならぬのか、取締役の職務違反に係る無償提供の金員のみに絞ってしまったのですか。骨を何で抜いてしまったのですか、法務省。

○森脇政府委員 ます、今御質問の中での、言葉の間違ひだらうと思ひますけれども、これは監査報告書にはということですから、取締役という点ではございません。

それで、これが寄附等が含まれるところからそれを除くという趣旨で、こういう制約がつけられたというふうな当時説明されておったところでございます。

○木島委員 だから、法務省は五十四年の試案でわざわざ書いていないではないですか。確かに、この法務省案だとすべての寄附が表へ出る。総会屋に対するやましい金だけではない、福祉事業や神社に対する正当なものも出る。それでいいではないか、公然と出したらいけないじゃないか、そこまでわざわざ、これは法務省の試案ですよ、書いているのですよ。

もしこの試案のとおり法律がつくられていたならば、せっかくおっしゃるよう利益供与罪ができたのですから、返還義務もできたのですから、罰則もできたのですから、全部これがあるから、出されて、もうここで総会屋が存在する余地は私にはなかったと思うのです。総会屋の名前、全部出ますよ。第一勤銀から総会屋だれに昭和五十

七年の寄附幾ら、全部出るのですよ、この明細。そうやってディスクロージャーが行われたら、私は今日の事件は起こりようがなかったと思うのです。ましてや、会社の幹部、殺害もされました。私の知人もいます。こんな痛ましい事件は起きなかった。

何でこういう、せっかく法務省が、民事局参事官室が、法制審議会のいろいろな議論も踏まえ、いろいろ書いてありますよ、いろいろなところからいろいろな意見も聞いたというのです、徹底的に国内から意見を聴取してつくられたこの試案の一番大事なところを換骨奪胎してしまったのか、そこを聞きたいのです。寄附だから消した、隠したというのは理屈が通らないです。どうですか。

○森脇政府委員 これは立法の問題でございまして、一たんこういう案が出たから、それについて動かしてはならないという性格のものではございませんので、その当時の議論を詳しく精査してみないとわかりませんが、御指摘の経過があるということだけは間違いないということでございます。

○木島委員 だから、その経過を聞きたいのですよ。

もっとざっくりばらんに言いますか。せっかくこういう立派な試案を法務省は出したのだが、圧力でつぶされたということじゃないのでしょうか。経団連が圧力をかけたからじゃないのでしょうか。そして、その圧力に自民党が一緒になって同調したからじゃないのでしょうか。そういう経過はありませんでしたか。

○森脇政府委員 従来の商法の改正のあり方から見てまいりまして、そのようなことはないのではないかと私は思っております。

○木島委員 いや、とんでもないですよ。まさにそこがポイントだったのです。

私は、日本の法務省、本当に立派な試案を出したと思うのです。これは本当に総会屋根絶、根絶という言葉は使っていませんが、排除するという

目的でこの「株式会社計算・公開に関する改正試案」というのは買かれていますよ。それは、罰則もつくつたし、返還義務もつくつたし、おっしゃるようになります。こういうディスクロージャーというのは、本当に立派なディスクロージャーの試案を出したのです。しかし、そのやはり肝心な部分で、私は、経団連や自民党の圧力に法務省が屈してしまった。そして、この部分を脱落させて法案を出した。だから、私も日本共産党はこの法案には反対したのです。社会党さんも当時反対しました。

私も、利益供与罪新設だけなら賛成だったのです。それはいいことですから、刑罰をつくるのはいいことですから。しかし、そういう問題があったということ、当時、法務大臣は当然法務省には責任を負う立場ではありませんでしたから、法務大臣は責任ないと思うのですが、そういう経過をもう一つ踏まえていただいても、もう時期は遅いですが、十六年後だった今日です。今あの時代よりもはるかに総会屋や暴力団の跳梁はつひどくなっているわけですから、この立場に法務省は戻っていただきたいのです。

そして、罰則だけじゃなくて、罰則は私も共産党は賛成しますよ。しかし、それだけでは不十分なので、この一番根幹のディスクロージャーをやっていたきたい。そうすれば、警察がさつき私の質問に対して、大抵年間幾らぐらいの金か、この種の金が総会屋、暴力団、右翼に流れているのかつかめないというふうなまことに粗末な状況は一変するのです。全部わかるのですよ。

法務大臣、どうでしょうか。十六年前、法務省がここの立場に立ったのですから、もっと事態は深刻になっているのですから、せめてこの試案の立場に立って、そして法案を出してほしい。この法案と別法案でいいですよ。法務大臣、これは法務大臣の政治決断。

○下福憲國務大臣 今、御議論の過程をる聞いていたわけですが、私も、総会屋を根絶するために一生懸命やろうというふうな意気

込みでやっておるわけでございます。五十七年の経緯をひとつ私自身もよく勉強させていただきまして、今申し上げましたような方向で検討させていただきます。

○吉成説明員 ちょっと細かいことでございますが、私の方から御説明させていただきます。

実は、附属明細書の件でございますが、これはいわゆる計算書類規則というものがございまして、これの中に規定がございまして、委員御指摘の規定は、計算書類規則の四十八条に規定がございまして、その一項の五号で「営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細」という規定がござい

ます。この省令を作成する際の法務省側の見解をいたしましては、この一般管理費の中に通常の寄附等が入るといふふうな読めるのではないかとこのことから、特段の規定を置かなくてはならないというふうなところ、その後、四十八条の三項に「第一項第五号の明細は、大会社の監査報告書に関する規則第七條第一項第二号に掲げる事項に關し監査役が監査をするに於て参考となるように記載しなければならぬ」といふふうな規定の手当てをいたしておるところでございます。

○木島委員 そんな理由、全然理由にならぬですよ。それじゃ、今説明したようなことを忠実に守って、日本の問題になった大企業は、総会屋に対して金は全部明細書を書いていきますか。じゃ、聞きましよう。第一勤銀の明細書、どうですか。野村、どうですか。山一、どうですか。総会屋の名前をちゃんと書いて、いつ幾日、幾ら渡したという明細書になっていきますか。

○吉成説明員 個別的企业の附属明細書の内容はちょっと承知いたしておりますけれども、私どもも承知しております。一般管理費の中に寄附等は書かれておるといふふうな承知しております。

○木島委員 いや、全然出てこないのですよ。だからやみの金なんですよ。もっと言えば、こうし

たぐいの金は使途不明金という扱いもされてい

るのですよ。きょうは私、時間がないから国税を呼びませんが、使途不明金という扱いで裏金が

がつくられて、そして出る方もわからないようにな

つていられるのです。だから、私は、商法の上から

残念ながら、そういう点が今度の政府の九月五日なりの要綱には全然書いてないのです。物すごい膨大な項目です。あらゆる省庁にわたる総会屋対策が出ていることは確かなんです。この肝心のところ、肝心の法務省のやるべきこと、そして昔やろうとしたことが書かれていないというのが、私は大変な欠陥じゃないかと思うわけであります。

法務大臣も検討するという答弁でございましたから、速やかに、できたら今度の通常国会ぐらいに、もう案はここにありますが。しかも、これは省令でいいのです。法律じゃなくても法務省令でいいですね。だから、法務省がやろうと思えばすぐやれる。これはどうでしょう、法務大臣、省令でいいのですから、法律は要らないからやっていただけじゃないか。

○下村憲國務大臣 十分検討させていただきます。

○木島委員 じゃ、十分に検討していただいて、省令改正をしていただきますようお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

やはりこれはディスクロージャーにかかわる問題であります。企業の閉鎖的体質を是正するための強力な手段の一つに制度化されているのがいわゆる株主代表訴訟なんです。

そこで、法務省にお聞きいたしますが、株主代表訴訟について、裁判上の訴額が非常に改定されて、訴えやすくなったということがあります。最近における株主代表訴訟の運用の実態、あるいはこれが企業社会の公明正大化にどんな役割を果たしているのか、御報告願いたいと思います。

○森脇政府委員 株主代表訴訟というのは、会社が取締役の会社に対する責任の追及を急いでいる場合に、株主が会社のために取締役の責任を追及する訴えのことでありまして、取締役の違法行為により生じた会社の損失を回復するとともに、取締役が法令に従って適正な業務執行を行うことを確保するための有効な手段であるというふうに認識しております。そのように機能しているもの

と承知いたしております。

最近発覚しましたいわゆる総会屋に対する利益供与事件に関しまして、数件の株主代表訴訟が提起されてお承知しております。このことから考えましても、株主代表訴訟制度は、利益供与等の違法行為に関する監督措置としても機能しているというふうに認識しております。

○木島委員 非常にいい役割を果たしているというところ、法務省の答弁でありました。しかし、私は、問題なのは、せっかくいい役割を果たしているこの株主代表訴訟制度についても、今日、今現在、残念ながら日本の経団連と自民党は、これを改正して、私に言わせれば改悪にならざるを得ないのですが、骨を抜いてしまおうという動きが非常に出てきているというところを指摘しておかなければなりません。

最近、自民党の商法小委員会が、株主代表訴訟制度について、改正法案なるものを提出して、十項目についての改正項目を挙げました。全部述べた時間はありませんから、幾つかのポイントだけ言います。第六項に、「取締役の会社に対する責任について」、まさにこのために株主代表訴訟をやるのですが、「定款の定めまたは株主総会の特別決議による減免を認める」せっかく法律があつて、取締役の会社に対する責任が法定されておつて、それを取締役がやりませんから、株主がかつて、自分の身銭を切って裁判を起して取締役の会社に対する責任を追及する、そしてそれ、訴額も算定の方法を変えて立件しやすくなった、そこまでしたのに、それはいかぬというのです。定款の定めや株主総会の特別決議があれば、取締役の会社に対する責任を減免、免除してしまふ。自民党さんが本当に乱暴な試案を出しているのですね。驚きます。これは、それからも一つ、しかし、これはただ書き加つて、「取締役に忠実義務違反、犯罪行為、故意または重大過失があつた場合は例外とする。」さすがに自民党もここまではやれないと思つ

たせいか、故意または重大過失の場合は免責できないと書いてあるのですが、八項のところ、前記減免のできない取締役の会社に対する責任については、五年程度の短期消滅時効を法制化する。ひどいものじゃないですか、これは。故意または重大過失が取締役にあつて会社に損害を与えた場合、しかし取締役会は動こうとしないから、個人個人の株主がかつて会社のために裁判を起さそうとする、そういう場合には五年の短期消滅時効にしてしまふ。私は、本当にひどいものだ。

これは自民党だけじゃなくて、やはり経団連なんです。出どころが。経団連がことしの九月十日、コーポレート・ガバナンス特別委員会というところからコーポレート・ガバナンスのあり方に関する緊急提言というのを出しました。

その第二項目が、「株主代表訴訟制度の見直し」と題するところでありまして、「原告適格の見直し」、訴えることのできる原告を制限するというのです。訴えの原因となる行為の時点で株式を保有していた者とする。そういう不正行為があつたときに株主でなくだめだというのです。後から株主になった者も今はできるのです。裁判を起せるのです。それを、原告適格を縛り上げてしまふというのです。

それから、

取締役の損害賠償責任
取締役の会社に対する損害賠償責任につき、定款で責任額の上限を規定できるようにする。また、総会の特別決議によって個々の案件について責任を免除・軽減できるようにする（監査役全員の承認を得て、監査役会が総会に提案）。

自民党の案と、うり二つなんです。

これは、私さっき、昭和五十四年の法務省試案が握りつぶされてしまった、換骨奪胎されてしまったという理由を法務省はなかなか説明しようとしませんでした。実はその裏には経団連と自民党の圧力があつたのじゃないかと指摘を

しましたが、同じ形で、今、株主代表訴訟に關してこういうすさまじい攻撃がかけられている。法務省、御存じでしょうか。

○森脇政府委員 株主代表訴訟のあり方については、さまざまな議論があることは承知いたしております。ところでございませう。

ただ、株主代表訴訟制度は、先ほど申し上げましたとおり、会社の損失を回復する手段、さらには取締役の業務執行の適正を確保するための手段という機能を有しておりますので、このような機能を損なうことがないよう配慮していくことが必要だというふうに考えておるところでございます。

○木島委員 まさに取締役会が、あるいは個々の取締役が総会屋と癒着をして、また総会屋の圧力に屈して、不法に多額の金を渡す、そういう非違があつたときに、残念ながら、その取締役会はずから非違をなかなか追及できないでしょう、自分たちの仲間内がやっていることです。そういうときにこそ、個々の株主が取締役会にかつてその取締役を訴えて、会社に対する損害を賠償させる。まさにこの制度が機能することが総会屋根絶の非常に大きな手段になる、そういうものなんです。

非常に大事な役割を果たしていると今法務省は答弁されましたから、まかり間違つても、今回はこの問題については法務省は自民党や経団連の圧力には屈しないで守り抜いていただけるものと確信をしますが、法務大臣の決意を述べてください。

○下村憲國務大臣 代表訴訟の問題について議論されているということは承知いたしておりますけれども、今委員御指摘のような具体的な中身まで、私、承知いたしておりません。従来のいきさつ等を踏まえて検討させていただきます。

○木島委員 守るという立場で検討していただくならいいのですが、圧力に屈して今の制度を変えてしまふようなことの検討はぜひやめていただきたい。

それについて、私、念のため、これは本年九月三十日の朝日新聞の社説を引用しておきます。見出しが「代表訴訟見直しは性急すぎる」。るる書きまして、

トップまで手を染めた企業犯罪の数々。そこからは、経営の暴走を止める仕組みが欠けた日本企業の病弊が浮かび上がる。こうした事態をただすために、商法の見直しに取り組むのは、当然のことだろう。

しかし、経団連や自民党がめざしている方向には疑問がある。ようやく機能した株主代表訴訟の効力を弱めようという思惑があまりにも明らかなためだ。

こう日本の大新聞が社説で書いておられますことを、ぜひ自民党さんには、また法務省さんにはしっかりと胸に置いて、これからの検討をしていただきたいと思います。

時間も少なくなってきましたので、一点だけ、要求罪の解釈の問題でお聞きをしたいと思います。

実は、先ほど同僚委員からも、最近、総会屋がインターネットを使って情報を発信しているというお話がありました。私がここに持ってきているのはその一つなんです。これは、私がここの十月二十九日にインターネットでとったものであります。

御挨拶

「論談同友会」は、正木龍樹会長の一貫して変わらぬその生き方に共鳴し、心酔した人達の集まりで、いわば「正木塾」です。その薫陶を受けた創立以来の塾生四十名を中心とする親睦の会です。

論談同友会は、株主の利益を守る為の努力をしたいと思っております。ずっと文章が載っている。

警察ですかね、論談同友会というのは御存じでしょうか。

○玉造説明員 そういいうゆるグルーブ総会屋が存在しているというのは承知しております。た

だいまの、ホームページから引き出されましたその資料についても承知しております。

○木島委員 総会屋なんです、グルーブ総会屋なんです。

最初のページは非常に立派な文章なんです。ところが、三枚目の「論談ホームページ」というところが問題なんです。例えば、「昭和シェル石油(株)」「再販価格指示、拘束で独占禁止法違反」「公正取引委員会提出資料の全文公開」、また「(株)ダイエー」「中内王国(借入金五兆円)」に見える落日の影?、虚か実か内部告発から浮かび上がってくるダイエーの実情、こういう二行ぐらいの企業に対する論評があるのです。

こういうのを流しているのです。こういう情報をおれたちは持っているのだということをホームページなんかで広く示して、そして何をやるかといったら、私は、こういう人物が、グルーブ例えはダイエーに行つて、例えば昭和シェル株式会社に訪れて、そして陰に陽にですか、情報誌の購読を要求したり金品の要求をしたりする一つの大きな手段に、最近インターネットが利用されてきているのではないかと思います。

これは、自由と民主主義の国ですから、やること自体は結構なんですよけれども、こういうことをやった上で、この種のグルーブの仲間がこういう企業に訪れて金品要求すれば、この法案の要求罪に該当いたしますか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の利益供与要求罪は、株主の権利の行使に関して、会社の計算におきまして財産上の利益を自己または第三者に供与することを会社の役員に要求することにより成立する罪とされております。株主の権利の行使に關しは、株主の権利の行使またはその不行使に対する対価の趣旨を意味しております。例えば、株主総会で会社に有利な発言をしたり、不利な発言をしないようにすることの見返りの趣旨で財産上の利益の供与を要求する場合はこれに該当するものと考えます。

実際にこの罪が成立するかどうかにつきましては

は、証拠に基づきましてその事実にあてはめていく作業があるわけでございしますが、一般的に申し上げますと、仮に、ただいま申し上げたような趣旨で、いわゆる総会屋等が雑誌の購入依頼等の商取引の名目のもとに利益の供与を受けたら、これを要求したりするならば、犯罪は成立するといふことになると思います。これに對しまして、通常の形態の雑誌の購入依頼等の商取引行為は、そのような趣旨のものではないという点において区別されよう。

そこで、ただいま御指摘の、その金品要求の前提といたしまして、インターネットを利用して会社の不祥事をあげつらうような行為が行われたかどうかは、そのこと自体は利益要求罪の成否を直接左右する事実でないと考えますが、その内容とその後の要求行為の対応いかんによっては利益要求罪が、場合によっては威迫を伴うその罪が成立する可能性はあると考えられます。

○木島委員 最近の総会屋、暴力団は非常に法律的にも詳しくなつてきておまして、違法か合法的なすれすれの行為が非常に多いのです。そこで、現場ではなかなか警察官が手が出せない。私も職務上経験したことがたくさんあります。

そこで、最後にもう一点だけ警察にお聞きしたいのですが、一番邪魔になつてゐるのは、なかなか警察官が現場で手が出せないのが、いわゆる民事不介入の原則とやらなんです。そういう原則に今警察は立ってゐるのですか、それとも、民事事件であっても刑事事件に絡むものはきちっと処罰する、逮捕するなりきちと処理するということなんですか。

○玉造説明員 現在の警察の立場でございますが、民事にかかわる事案といえども刑罰法令に抵触する行為、さらには暴力団対策法違反行為、これを認めれば場合には捜査を行い、あるいは中止命令等行政命令を発出するなど厳正に対処いたしております。

さらに、これらの違反行為に当たらないものにつきましても、例えば総会屋あるいは暴力団等の

民事にかかわります要求に関連しまして、もちろんの御相談を受けることがあるわけでございします。その場合にも、その内容に応じて警察が直接対応要領等を教示するなり、あるいはこの分野にたけた弁護士会の民事介入暴力担当の弁護士さん、この辺と協調いたしまして適切な御指導をいたすということにしております。

○木島委員 時間ですから終わりますが、この種事犯は貸借契約書をかざしたり借用書をかざしたりして自分の権利があることを主張しますから、現場ではなかなか警察は手が出せない。そういうときにはぜひ、今答弁された立場で毅然として立ち向かうことと同時に、その現場で最寄りの弁護士などに通報して、そちらの方からこういう連中のバックを押さえていただきたいと思います。

○笹川委員 保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人でございます。時間が限られておりますので、やや早口になるかと思いますが、答弁の方も簡潔にお願いしたいと思います。

午前午後と聞いておまして、アリと砂糖というお話があったのですが、私に言わせれば、腐った肉、そこをどこまでも食い上げるピラニア、このピラニアはだれかが飼っているのかもしれない、こういう構造がだんだん見えてきたのではないかと思います。

そこで、端的なところから入りたいのですけれども、日本で株主総会が同日同時に集中して大半の上場企業で行われるという現実があるのですけれども、この現実が我が日本の企業に総会屋ありといふことを逆証明していることにはかならないのではないかと思います。つまり、総会屋といふ人たちがいろいろ影響力を行使するので、同日同時に上場企業の株主総会が集中して開催されることでその影響力を最小限にとどめるといふ措置、これがどういう経過かわかりませんけれども、この件について、法務省、見解をお願いしたいと思ひます。どのようにいらんか。

か。

○森脇政府委員 商法上、株主名簿の閉鎖期間及び基準日が御承知のとおり効力を有する期間は三月月を超えられない、という規定がございますために、三月末決算の会社が多いという現状におきましては、六月末ころのある程度の期間内に定時総会が集中するというときは、これはやむを得ない面があるというふうに考えております。

しかしながら、定時総会の開催日が特定の日に集中する、そういうことになりまると、複数の会社の株式を有している株主にとっては、それぞれの会社の株主総会に出席して議決権を行使するということが事実上不可能となりますので、株主総会を特定日に集中させるのではなくて、一定の期間内、一定の範囲内で日を異にして株主総会を開催するといった運用が株主の権利の保障の観点からは望ましいのではないかとこのように思っております。

○保坂委員 それでは一言御確認しますが、やはり同じ日に同じ時刻に総会であるという状況は好ましくない、こういうことでございますか。一言で。

○森脇政府委員 そのように思っております。

○保坂委員 警察の方にもお聞きをしたいのですけれども、いろいろなところで読んだり、あるいは話を聞いたりしますと、要するに総会屋対策の警備上の問題で警察当局のそういった指導が過去あったというふうなことも聞くのですけれども、これは事実いかがでしょうか。あったのならあった、ないのならないということをお答えいただきたいと思っております。

○玉造説明員 株主総会の開催が特定日に集中する傾向が強まっていることは十分承知しております。ただ、これにつきましては、各企業のまさに判断によるべきことでございまして、警察が警察といたしましてこうすべきである、あるいは警備上の都合から集中すべきであるというふうな指導をしているというところはございません。

○保坂委員 それでは、先ほど法務省に伺ったことと同じことを再度お尋ねしますけれども、確かに同じ日に同じ時刻に総会が各所で行われますと警備上大変なんじゃないでしょうか。そして、先ほど申し上げた、日本の株主総会で総会屋がかくも絶大な影響力を持っているというのを対外的に示す点においても、これは警察としても同一時刻で同じ日に開催されるということは歓迎していないというふうに考えてよろしいですか。

○玉造説明員 株主総会が特定の日に集中しようとするいは分散しよう、個々の株主総会に派遣する警察官の数等を勘案しますれば、どちらでも格別支障がある、どちらである方がより望ましいということとは格別ございません。

○保坂委員 そうすると警察は、企業が同じ時間、去年、おとしまでずっとあるように、そういうことで構わない、こういうことですか。それで総会屋根絶ができるのですか。これははっきりしてください。

○玉造説明員 株主総会のあるべき姿について、いかにあるべきかということについて、恐らく警察が述べる立場にはないのではないかとこのように思うに思います。それと、総会屋にとつてどちらが都合であるか、その結果として警察にとつて総会屋の遮断というふうな面から望ましいのはどちらかという問題は別問題でございまして。

○保坂委員 ぜひこういった悪習慣は来年よりきれいになくなるということを望みたいわけでございます。

実は、今回統々と、私、議員になってまだちょうど一年なんですけれども、毎回事件なんですね。最近、日がわりメニューになってまいりました。もうこの会社も皆さん捕まらぬ捕まらぬ。証券会社も四大証券全部でしょう。そうすると、僕は子供の問題をずっとやっているの、これはこないだいたたまたない国はないのじゃないか。子供たちがお父さんの会社は立派だというふうな誇りを持っていて、それが一夜にして、総会屋というふうなところにそれこそ利益供与をして、それで壊

れるということが続いているわけです。

これは、厳密にこの総会屋を「掃する」、暴力をなくしていくという強い決意が必要だと思えます。しかし、そこで、中央省庁の汚職も実はこの一年の中であつたことを思い出さなければ。泉井スキャンダルというのがちょうど一年前の今ごろに表面化した。通産省そして大蔵省のさまざまな疑惑ということがあつたわけですね。

そこで、刑事局長に伺いたいのですけれども、いわゆる官僚に対しては重なる接待、宴席、しかも高級料亭、これが重なる接待、宴席、職務に關する権限に、職務に關する事務に接待する側が影響力を行使する、これはいろいろに当たるといふふうに認定できないのか。なぜできないのかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 公務員に係ります贈収賄罪につきまして、接待の問題にお触れになりましたけれども、これはあくまでやはり、贈収賄罪が成立するためには、公務員が職務に關して財産上の利益を受けるということが構成要件になって、そこには対価関係が認められるということが要件になってまいります。

そういう意味で、証拠上、その一つのあるいは一連の飲食行為が、ある特定のそういう職務行為の対価関係をなしていたかというところは、あくまで証拠に基づいて認定してまいらなければならぬということでございます。一概にそういうものについて犯罪の成否を云々することは極めて困難であらうかと考えるわけです。

○保坂委員 いろいろ調べてみました。

「刑法概論」、大塚さんの本でございましてけれども、

賄賂の目的物は、有形のものであると無形のものであると問わず、いやしくも人の需要または欲望をみたすに足りる一切の利益を含む。それゆえ、たとえば、菓子類、謝礼金、金銭消費貸借契約による金融の利益、債務の弁済、保証・担保の提供などはもちろん、飲食物の饗

応、貸座敷における遊興

などもいろいろになるというふうに書かれているのです。

この点に照らしますと、少し、千円とか二千円の夕食を食べたということではないわけですね。少なくとも十、二十万、三十万という単位の飲食をたび重ねて同一人物から受けたというのは、これは、この接待そのものをわいせつと認定することはできるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○原田(明)政府委員 いわゆる贈収賄罪の対象と申しますか、対価として交付された中身に飲食が含まれるかということになりますと、一般的にはそういう場合もあると思うわけですね。先ほど申し上げましたように、そのことと公務員の職務行為の対価関係が認められるということが問題になるわけでございます。それはあくまで具体的な事件と申しますか、関係者の供述を含めた証拠に基づいて認定するというところになるかと思うわけですね。

○保坂委員 文芸春秋の今月号ですね、いろいろ話題を呼んでいるわけで、これはもちろん政治家についても厳しく問われなければいけないと思えますが、私が今の文脈の中で注目したいのは、この百九十二ページに、平成四年当時、大蔵省の主計局総務課長だった田谷氏に宴席の席上、仙合の防潮堤工事がおくれているという話をすると、「ちやうど宮内閣が景氣対策として補正予算を組むところだったため、ああ、いい話だ。担当に話をしておく」ということで、結果的に例年の倍以上の予算がついた」のでございまして、これはもう「さわ」とか「三嶋」という料亭で、ここに出ているだけでも五回接待を受けている、こういう事実があるのですけれども、これはいかがですか、法務省。

○原田(明)政府委員 犯罪の成否は、あくまで検察官、また法執行に当たる捜査官が収集した証拠に基づきまして厳密に認定される事実を前提にい

たしませんが、その成否を判断することはできないと考えます。そういう意味で、法務当局におきまして、具体的な事件で、ある一定の事実あるいは一定の申し立てと申しますかを前提としてその成否を論ずるということは適切でないと考えます。

○保坂委員 大蔵省、来ていただいているのでお答え願いたいのですが、今私の指摘した件について、これは大蔵省の信頼がここでも大きく揺らいでいるというふうな思われ方ですが、これについて、この実態はあったのか、この文芸春秋に出ている五回なら五回、こういったことを省内で調査されて、確かにあったならあったというふうな確認をしているかどうかということについてお答え願いたいと思います。

○渡辺説明員 お答えを申し上げます。

泉井氏が、平成四年当時に、大蔵省の主計局の総務課長であった田谷氏に、宴会の席上、仙台の防潮堤工事の話をしたという記事があることは承知しておりますけれども、田谷につきましましては、既に退官している者でありますので、省内の調査として直接田谷に確認をするということはしておりません。

○保坂委員 これは在職当時のことですね。在職、つまり退官された方がその後、別の会社でやったことじゃないわけですから、在職当時のこととでなせ調査しないのですか、理由を明らかにしてください。

○渡辺説明員 既に退職した公務員に對しまして、人事当局からそのような事情聴取をするという権限があるかどうかという点についての問題であると思っております。

ただし、一方で先生のような御指摘もございまして、当時、その防波堤等の担当をしておりました主計官、主査に對して、その記事にありましように何らかの口ききあるいは陳情といったものがあつたかどうかということについての聴取は行いまして、いずれもそのような形での陳情を、直接あるいは田谷から經由して受け取ったというこ

とはないという調査は行っております。

○保坂委員 田谷、中島問題で、いろいろ大蔵省からも来ていただいて調査をしておりますけれども、それゆえ、この事件がきっかけで、省内で紀律保持委員会をつくられて、十九回開催をされたというふうな聞いております。その開催の中で、新たに明らかにした不祥事、あるいは正すべき点というのはいくつかありましたか、お願いします。

○渡辺説明員 今先生御指摘のように、平成七年三月の段階で、規律保持の徹底に努めて、もつて職員に対する信頼の確保に資するためということ、官房長を委員長といたします紀律保持委員会を設置したところでございまして、この紀律保持委員会自体は、どのような形で綱紀の肅正を徹底するか、あるいはその場合にどのような対応の仕方があるかということについての対応を行う組織でございまして、紀律保持委員会の場で具体的に不祥事が明らかになるといったたいの性質のものではございません。

個別に不祥事あるいはそれに類するものが起こったということは、さまざまな形で情報として入つてまいりますので、それについては、それぞれの場合において受けとめて対応をしているというところでございまして。

○保坂委員 四大証券、そして第一勧銀、そしてこの国会にも来ていただいた中には、みずから亡くなった方もいらっしゃるわけですね。これだけの事態の中で、第一勧銀の大蔵検査の中で接待が行われていたということが七月の末に明らかになっております。こういうことをどういうふうな受けとめていらっしゃるのか。まさに諸外国ではあり得ない、金融機関の検査中に接待が行われる。そして、この二人ですか、日下部国税審議官と宮川金融検査部金融証券検査室長、二人は処分があつたというのですが、具体的にどういう処分、戒告という処分ですけれども、これで本心に信頼回復に足るかどうか、この点について答弁をお願いいたします。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、第一勧銀に対する検査の途中、あるいは検査後でありましても、いわゆる文書において示達をするという前の段階におきまして、第一勧銀の職員と会食をともにする、あるいはゴルフを行ったということで、それはいずれも先方の負担で行われたという事実があつたということを私どもとして確認いたしましたので、先般、今おっしゃったような戒告という処分を行ったところでございます。

いづれにせよ、検査というものは、銀行に對してその実情を調査して、それに伴って金融機関の健全性を審査するというものでございまして、そういうものにおいて私どもの検査が厳正にかつ公正に行われたかどうかということについては、国民の信頼を得る必要が行政活動一般についてと同じようにあるわけにございまして、そういう面において国民から疑念を招くようなことがあつたということで、私どもとして重く受けとめて処分を行ったところでございまして。

○保坂委員 じゃ、大蔵省に最後になりますけれども、こういった一連の不祥事、企業社会そのものに巣くっているやみの力、そして中央省庁の、大蔵の中にも極めて不適切な事態が発生しているという点に對して、例えば公的な調査報告、きちつと文書でかくしかじかであつたということを作成されて、今後繰り返さないという決意があらになるかどうか、そして現在、綱紀肅正は果たされているかどうか、この二点について伺います。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

今御指摘を受けましたような点も含めまして、過去に不祥事があつたということは、私どもとしてもその影響の重大さを重く受けとめているところでございまして、そのために信頼を回復すべく省を挙げて全力を尽くしているところでございまして。先ほどから先生御指摘もありましたような紀律保持委員会などの場において、日常的に繰り返して、さまざまな面での問題の注意あるいは喚起を

しているところでございます。

それから、全体についてまとめて調査をし調査報告をするかという御質問に對しては、今のところ消極的に考えているところでございます。

○保坂委員 いや、これだけ重大な疑惑に對してはまず機を正すべき、つまり、企業や、総会屋はもちろんですけれども、ルールをこれから確立していこうというときに、まことに不謹慎な発言だと抗議をしておきます。きちつと調査をして、通産省でもこの泉井事件に對しては報告をつくつております。大蔵省、全然つくつていないのはおかしいので、これは強く求めたいというふうな思いをします。

そして、もう時間がないので、最後に法務大臣に、この間のやりとり、私の趣旨としては、機を正すべきものはきちつと機を正して、そして、企業の中で本心に総会屋が根づいてしまった。そしてまた暴力やおどしが、これは鉄砲と言われるような行為で一月にも百億単位で、事件性のある株と言われるTDFでありますとか東邦金属ですとか、そういった株で一時のうちに金が動いているわけですね。これがやみの世界に吸い取られていくということにきちつと歯止めをかけようという本法案だと思ひますので、法務省、法務大臣としても、やはり内側でも正すべきものは正すということの決意をお聞きしたいと思ひます。

○下堀國務大臣 それは、まず我々から機を正さぬといかぬ問題だと思ひます。その上で、ひとつ今の御趣旨を体しまして積極的に推進いたします。

○保坂委員 時間が参りましたので、終わります。

○笹川委員長 渡辺喜美君。

○渡辺喜美委員 自民党の渡辺喜美でございます。

大臣には質問いたしませんので、ゆつくりお休みをいただきたいと思ひます。

野村証券、第一勧業銀行の、総会屋に対する利益供与事件に端を発しました一連の不正行為に對

しまして、我が自由民主党は、本年五月、自民党国会対策委員会の中に金融不正問題プロジェクトチームというものを設置いたしました。それを受けて、六月、その再発防止の具体策を検討するための金融不正再発防止対策特別調査会というものをつくったわけでございます。法務省を初め大蔵省、証券取引等監視委員会、日本銀行、学識経験者、マスコミ、全銀協、証券業協会、預金保険機構、日弁連等々からヒアリングを七回にわたって行なったわけでございます。そして、本年八月十一日、こうしたヒアリングの結果を踏まえまして、調査報告書というものをまとめたところでございます。

その調査報告書の中で、我が自民党は、以下のような項目についての提言をいたしております。

まず第一には、企業倫理の確立。

不正防止については、これはまずもって企業の自己責任ということが大事なことであり、経営トップみずからが、厳しい倫理観のもとに、内部管理体制の構築などにより、適切な企業運営の確保を図ることが大事なことであり、

第二には、不正行為に対する企業のチェック体制を強化するというところであります。

企業統治、コーポレートガバナンスの実効性を確保する観点から、例えば、社外監査役の効率的な活用等監査役というものを強化していくこと、会計監査人、例えば公認会計士または監査法人による経営監視を強化すること、取締役会のあり方、運営等を改善すること、株主総会のあり方、運営の改善、情報開示等を徹底することなどであり、

第三には、金融機関に対するより厳正で実効性のある検査、監督というものを実現していくことであります。

例えば、金融機関の内部管理体制、リスク管理体制等が適切に機能しているかをチェックするなど、検査内容を重点化していくことであります。また、外部監査人の監査結果の活用など、機動的な検査の実施であります。そして、検査等により

金融機関において違法なし不適正な事実が判明をした場合には、監督当局において厳正な対応を行うことであります。債権回収の実効性を高めるため、例えば預金保険機構の調査機能といったものを強化するとともに、関係各省庁との連絡を密にするというようなことも大事なことであります。また、整理回収銀行が回収に当たる債権につきましても、住専管理機構の持つ債権同様、預金保険機構に割賦つきの立入調査権限というものを付与すべきであるということも提言をいたしております。

第四には、的確な行政処分の執行、これが大事なことであります。

そして第五番目、罰則の強化。

商法や銀行法における罰則規定が非常に不十分であったというところに抑止効果を発揮し得ない一つの原因があったのではないかと、今、国会で審議をされておりますこの商法の罰則強化の提案を行ったところであります。

法務省が実に素早い対応をしてくださって、内閣提案の法律案として国会にかけていただいたこと、心から感謝を申し上げます。法務省もやればできるんだなということがよくわかったわけであり、

また、ぜひ今後とも、このような素早い対応をあらゆる分野においてやっていただきたいというふうに思っております。

そして第六に、組織犯罪対策法の制定と総会屋の取り締まり強化というものが我が自民党は提言をいたしております。

例えば、犯罪収益の隠匿、收受、いわゆるマネーロンダリングというものでありますけれども、及びこういった犯罪収益による事業経営支配等の処罰、あるいは犯罪収益の没収、追徴といったことをもって法制化しなければいけないのではないかと、そういうことが総会屋等の反社会的な勢力の取り締まりにも非常に役立つということを提案いたしました。

また、第七に、時効の延長といったことについても検討をしていく必要がある。

第八に、金融サービス分野における法的整備というものをやっていくという提言でございます。

そうした中で、提案の第六番目、組織犯罪対策法の制定というところで、非常に残念なことに、まだ国会で審議が行われない状況にございますが、我々としては、ぜひこの法案を、今国会において十分な審議をし、かつ、国会を通したいというふうな考えをしておりますが、法務省の決意のほどについてお聞かせいただきたいと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の、組織的犯罪対策に関する一連の措置に関する立案作業については、現在鋭意検討しております。できるだけ早く国会において御審議いただけるように努力いたしたいと考えております。

なかつたものと思われ、でございますが、近年、検察庁におけるこれら事件の受理は確実に増加いたしております。検察また警察当局におきましても、これらの規定の適切な運用が図られてあるものというふうに認識しております。

例えば、平成元年、二年、三年には、五十四件、十一件、三十件となっておりましたが、平成四年には八十件、平成五年には八十九件、平成六年には二百四十三件、平成七年には二百六件、八年には四百件を超える競売等妨害事件を受理いたしております。

強制執行妨害についても、それほどではないかもしれませんが、着実な件数の伸びを見ている。これは恐らく、経済の実情と申しますか、それに伴うさまざまな権利の実現に関する実際の状況が背景にあるのではないかと、このように考えている次第でございます。

刑罰の法定刑を含めた見直しにつきましても、犯罪の動向、実態、犯罪の及ぼす社会的影響、そして、犯罪に対する何よりも国民的な感情等を勘案しつつ、法定刑の水準を含めて常に検討を行っているところでございまして、今後とも、委員の御指摘を踏まえまして適切に対処してまいらなければならないものと考えております。

○渡辺(喜)委員 ぜひ法の適正な執行をお願いしたいと思っております。また、立法論として、刑罰の引き上げということが必要かどうかについては、我々も積極的に検討を行ってまいりたいと考えております。

こうした一連の不幸事件を考えますときに、やはり日本におけるコーポレートガバナンス、会社はだれのものか、会社の統治はどうあるべきかという点について考えざるを得ないわけでございます。

株式会社における株式とは、企業がただお金を調達できる便利な手段であるということでは毛頭ないわけであり、アメリカの経済学あるいは金融関係の入門書では、株式とは企業をシェアすることといった定義がなされております。企業

というパイを細かく分割したものであり、株を持つというものは企業の一片を保有することであるということが明快な規定として書かれているわけでありました。

株式会社というものは、株主の利益の増進に努めることであるということが明らかなわけでありました。会社経営について、例えば、従業員、債券の所有者、顧客、取引先、組合等との間で利益相反が起こった場合、原則として会社の所有者である株主の法的権利が優先されるというのは、これはアメリカの考え方でありました。すべてアメリカのまねをする必要は毛頭ありませんけれども、今我々に求められているのは、国際的に通用するコーポレートガバナンスの法整備を行っていくことであろうというふうに考えるのであります。

今、二十世紀の最後の十年間に起こっておりますことは、市場経済のグローバル化ということでありました。好むと好まざるとにかかわらず、日本型システムの見直しを今我々は迫られていると言っても過言ではありません。橋本内閣の六大改革あるいは日本の構造改革といったものは、まさにそういった視点が一つの大きな視座になるわけでありました。

昨年の十月に、日経新聞がおもしろい意識調査をいたしました。我が国経営者の意識調査、「会社は誰のものか」というものであります。

株主のものであると答えた人は全体の七・三％、会社は顧客のものであると答えた人は全体の一・七％、会社は従業員のものであると答えた人は全体の二・一％、一番多かったのが、株主、従業員、顧客とのバランスをよく考えるという極めて優等生的な答えであります。これが八六・五％でございました。

株主というのは英語ではシェアホルダーと言います。利害関係人というのはステークホルダー、こう言うわけですが、日本の経営者の場合には、株主よりはむしろステークホルダー、利害関係人を重視するという姿勢が非常によくあらわ

れた調査結果であろうというふうに思います。

こうした意識の背景には、株式持ち合いという慣行が我が国でとられていることが非常に大きな要因ではなからうかと思えます。会社の取引相手というのが同時に株主でもあるわけでありまして、間接金融に重点を置いた日本型のシステムでは、メインバンクの影響というものが非常に強大になっているわけでありました。そして、このメインバンク自身もまた五％以内において株主であるという事実があるわけでありました。

しかしながら、今こうした株式持ち合い制度というものがいよいよ崩れつつございます。こういうやり方ではまずいのだということよりは、むしろ、背に腹はかえられないという状況に置かれた持ち合いの解消、株の切り切りといったことが今現実に行われているとあります。日本では、残念ながら個人株主の比率というのは年々低下をいたしております。これは、早い話が、直接金融市場というか、資本市場というものを育てることに実は失敗してきたということが大きな理由であろうというふうに私は思います。

そこで、最近、物を言う株主として登場しつつあるのがいわゆる機関投資家です。下手をすれば、倒産をしてしまったということになれば、これは株式自体が紙くずになってしまうわけでありまして、これはただごとではありませぬ。ある厚生年金基金、これは日本の話であります。制度上、厚生年金基金というのは、議決権行使という点について直接指示を出すことはできません。そこで、この厚生年金基金は、使っている信託銀行に対して、ある不祥事を起こした企業の株主総会でなぜ白紙委任状を出したのか、それだけ個別に説明を求めるということを決めたものであります。

これから、こうした機関投資家が相当ふえていくということが考えられるわけでありました。企業に直接経営改善を働きかけないと、自分で自分の首を絞めてしまうということになりかねないからであります。機関投資家というのは膨大な株式を

保有しておりますから、もうこの会社は嫌だといって自分のところの株を売り出せば株価の下落を招いてしまうという事情が背景にあるからであります。

いずれにいたしましても、株式会社というものは株主のものであるというコーポレートガバナンスの思想というものは、市場経済のグローバル化の中で避けて通れない問題になりつつございまして、

自民党の商法に関する小委員会において、本年の九月八日であります。コーポレート・ガバナンスに関する商法等改正法案骨子というものを明らかにいたしました。一つには、「監査役の独立性の確保」、これは太田法案と言ってもいいかと思えます。また、「株主代表訴訟の見直し」、これは保証法案と言ってもよろしいかと思えます。その中で、もう時間が迫っておりますので詳しくは申し上げませんが、幾つかの原則を打ち出してあります。

原則の第一は、株式会社は株主のものであって、株式会社の主権者は株主とする。株式会社は、株主の利益を最大にするように統治されなければならない。

原則の第二は、株主総会を通じ、株主の利益を最大化するように経営の意思決定権限を取締役会に委任し、取締役会は意思決定の執行を経営の執行責任者に委任する。

原則の第三は、株主総会を通じ、経営の意思決定とその執行が株主の利益を最大化するために執行されているかどうかを監視し牽制する権限を監査役会に委任する。

取締役又は執行役員の忠実義務違反とは、株主の利益の最大化以外の目的のために、取締役の意思決定又は執行責任者の執行が行われた事実を言う。株主は、株主総会を通じ、取締役及び執行責任者の「忠実義務違反」を監視し牽制する責任と権限を監査役会に委任する。

原則の第四は、株主は、株主総会を通じ、取締役等に対する個人株主の訴訟の妥当性に関する一定の判断権及び提案権を監査役会に委ねる。

また、「株主代表訴訟の見直し」、これは我々は改正であるというふうに考えております。これが改悪だという御批判は全く当たらないというふうに思っています。

改正に当たっての原則のみを申し上げます。株主代表訴訟がコーポレート・ガバナンスの重要な手段であることに鑑み、その機能を減殺させないことを大前提とする。

日本経済の国際化にあたっては、経営者の積極的な挑戦と活力が不可欠であるため、株主代表訴訟が制度の目的を越えて必要以上に経営マインドを萎縮させる要素について改善する。

法律に明文文化されていないため、判例が分かれたり、一般に解釈が明確でない事項について、これを法的に明確にし、株主代表訴訟制度の法的安定性を確保する等、制度の機能を高める。

ということをお願いしております。こうした我々の提案については、来年の通常国会を目途に法律として国会を通したいというふうに考えておりますが、法務省における検討状況あるいは御意見等がございましたらお承りをさせていただきます。

○森脇政府委員 今先生御説明いただきましたとおり、自民党の法務部会商法に関する小委員会において、九月八日に改正法案骨子というものが作成されたということは私も承知しております。私どもにその配付を受けましたので、現在その内容について検討を行っているところであります。また、学者、有識者等の意見を徴することなども行っておりますので、こうした検討中であるということから、その内容に対する法務省の意

見を述べるといふことは差し控えていただき
たいと思っております。

○渡辺(喜)委員 いずれにしても、今、時代のス
ピードといふものは、我々の想像を絶する速さで
流れております。手をこまねいて見ているわけに
はまいりません。ぜひとも、法務省におかれまし
ても、そういう認識を持って対応していただきた
いといふふうに考えるものであります。

また、市場経済のグローバル化、こういう問題
は、世界的な規模でリストラが行われている。リス
トラといふものは、首切りだけが能ではありません
せん。例えば新規事業への進出といった前向き
の意味もあるわけであります。

そうした中で、さきの通常国会におきまして、
持ち株会社の解禁といふものが行われました。こ
の大競争時代の中で、旧態依然たる業界慣行に縛
られたり、政府規制による保護を求めたりしてい
たのでは、これはだめでありまして、そのような
企業行動をとっているうちに日本の企業の体力と
いうものは極めて脆弱なものとなっていってしま
うといふふうに思います。

日本の企業の売上高経常利益率あるいはRO
E、株主資本利益率といふものが、欧米の企業と
比べて極めて劣悪であるという現実がございま
す。例えば、資金量だけは世界で群を抜いている
にもかかわらず、格付は途上国並みあるいはそれ
以下であるといった日本の一流銀行の姿は、まさ
にその典型例でございいます。

したがって、ありとあらゆる経営資源というも
のを有効に活用していくための柔軟な企業行動が
とれる法整備を行うために、持ち株会社の解禁と
いふものを行つたわけでございいます。

そうした中で、銀行については、銀行持ち株会
社の創設のための特例法といふものが今国会で審
議される予定になっております。

いわゆる抜け殻方式といふものは、根拠当権の
譲渡については債務者の承諾が必要だといふよう
なバリアがありまして、非常に使い勝手が悪いと
いうことで、いわゆる三角合併といふものをイ

メージした中身になっておるわけであります。こ
れは銀行のみの特例でありまして、一般事業会社
あるいは保険業、証券業等には利用できないもの
でございいます。また、一時的に実体のない幽霊銀行
といふような代物をつくる必要があり、手続が非
常に迂遠であり、かつ技巧的な手法なんですね。
そこで、もっと端的に、使い勝手のいい制度に
するには、株式交換制度、こういったものを導入
すべきではないかと考えるのであります。法務
省の御見解を承らせていただきたいと思ひます。

○森脇政府委員 持ち株会社解禁に伴います株式
交換制度の導入という問題は、これは持ち株会社
の設立方法に関する問題でございいます。

持ち株会社につきましては、この設立の問題だ
けではなくて、持ち株会社及びその子会社の株
主、債権者等、利害関係者の保護の問題、これ
は、親子会社法制のあり方の問題と言つてもいい
わけでございいます。こういった問題があるわけ
でございいます。

法務省といたしましては、年内にはこの二つの
問題について法制審において検討に着手してい
ただくことといたしておるところでございいます。

○渡辺(喜)委員 年内に着手するといふことは、
結論はいつごろ出てくるのですか。

○森脇政府委員 まだ確定しているわけではござ
いせんが、立法を最近の社会のテンポに合わせ
てやっていたらなければならないということ考
慮いたしますと、半年程度で問題点を洗い出す、そ
して、中間報告的なものをした上で、さらに半年
あるいは一年程度の法制審議会の審議期間とい
うペースになるかといふふうに考えております。

○渡辺(喜)委員 結局、二年かかるということな
るんですね。今のお答えは、こんなスピードで、移
り変わる時代に、二年もとてもじゃないが待てな
いよといふことであらうと思ひます。余りにも時
間がかかるのであれば、我々はまた立法府におい
て独自の判断をしていかなければならぬといふ
うに考えます。

また、会社分割の規定については、いまだこれ

は未整備なんですね。この会社分割の規定の創設
についてはいかがですか。

○森脇政府委員 この問題は、当初、会社分割法
制といふのと合併法制といふのは表裏の関
係にあるわけでございしますが、合併法制につきま
しては、平成九年の通常国会において、その簡素
合理化のための法改正をしていただいたところで
ございいます。

なお、会社の分割法制に関しましては、現行法
のもとでも、営業譲渡、現物出資等の方法により
行うことができるものでございまして、これに加
えて新たに制度の創設をする必要があるのかどう
か、実務界のニーズはどうかといった点について
も、新たな合併法制の運用の実情にも配慮しなが
ら今後とも検討してまいりたいといふふうに考
えておるところでございいます。

○渡辺(喜)委員 会社分割といふのは、いわば会
社全体の株主が、個別の事業部毎に株主に転嫁す
ることを意味しておるわけでありますから、コー
ポレートガバナンスもより強く働くといふふう
に考えられるわけでございいます。我々は、こうした
問題についても、法務省がなかなか結論を出さぬ
といふのであれば、独自に行動してまいりたいと
いふふうに考えます。

それから、債権の流動化といふことは金融ピ
グバンの中で非常に大事な話でございいます。
債権譲渡の対抗要件の簡素化について、これは
民法四百六十七条の問題であります。この対抗
要件の簡素化についての検討状況を説明願いま
す。

○森脇政府委員 この問題につきましては、政府
の規制緩和推進計画においても取り上げられてい
るところでございまして、法務省といたしまして
は、民法の特例を定めるという形で、次期通常国
会に提出すべく、現在その作業を行つておるとこ
ろでございいます。

○渡辺(喜)委員 次期通常国会ですね。大変結構
な話だと思ひます。これは国策でやろうとしてい
るわけでありますから、ぜひ国策のつとめた検

討をしていただきたいといふふうに思ひます。
次に、法務省所管の法律であります借地借家法
の改正問題であります。我が自民党におきまし
て、定期借家権等に関する特別調査会といふもの
をつくり、今、積極的にこの制度創設について検
討をしているところであります。法務省にも入
っていたらいい、手前みそはすべて明かしなが
らやっているわけでありますけれども、何か御感想
あるいは御意見があればお承りをお願いと思ひま
す。

○森脇政府委員 この定期借家権を含む借地借家
等に関する問題につきましては、私も民事局内
に研究会をつくりまして、本年六月に中間報告を
取りまとめ意見照会をしたといふところでござ
います。現在、その意見照会に対して寄せられた
意見を取りまとめ中といふところでござい
ます。一方、自由民主党の方の特別調査会におい
て、これについて非常に速いペースで検討が進めら
れておるといふことは十分承知しておるところで
ございいます。

○渡辺(喜)委員 とにかく、この定期借家権の問
題は、第一に戦時立法の中で行われた改正を、今
の時代に合わせた法整備をやる、いわばそのイ
デオロギー的な変換をやるということが一つであ
ります。

第二には、正当事由といった規制を設ける結
果、良質の借地借家が供給されなくなつてしま
つたという厳然たる事実があるわけであります。
良質な借家の供給のためにはぜひとも法整備が必
要である。

第三点は、この金融ビッグバンの中で不動産の
証券化といったものをやっていくときに、不動産
の利回りは、いわゆるキャピタルゲインではな
く、インカムゲインといふものを基本に考えてい
かなければならぬわけであります。どうして
も、そういった観点から、この定期借家権の創設
は必要であるといふふうに我々は考えているとこ
ろであります。

この問題につきましても、我々は、来年三月をめどに通常国会に法案を提出したいというふうに考えておりますので、法務省におかれましてはそのつもりで対応していただきたいというふうに思うわけであります。

今、我が自民党の中で、司法制度改革という問題につきましても検討を開始したところであります。政治においては政治改革というものを、選挙制度改革が主であります。行つたわけでありまして、また、行政においては、橋本六次改革の中で行政改革について積極的な推進を今行つておるところであります。唯一、司法制度のみが手つかずで残つてしまつたことでは、日本の構造改革の中で非常に均衡を失ふことになっていくわけであります。

この司法制度改革について、まだまるっきり答えはなかりと思ひますけれども、大まかな意気込みというか、そういったことがあれば法務当局のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○山崎(潮)政府委員 お答え申し上げます。規制緩和を初めといたしますさまざまな改革が推進されていくに伴ひまして、社会経済活動の円滑かつ公正を確保するために、司法の場において各種の法的紛争を適正かつ迅速に解決することにも、さまざまな形態の違法行為に適切に対処していく必要はますます高まつておるものと思われ

ます。司法はこのような社会の要請に十分にこたえるものでなければならず、司法の機能をより一層充実強化を図つていくために、法務当局といたしましては、今後とも、国民的見地に立つてこの問題について適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺(重)委員 我が自民党は、今述べましたように、積極的に立法府の機能を果たすべく具体的な提案をしているところであります。どうぞ、今私が申し上げた種々の提案につきましては、野党の皆様方におかれましては、十分な検討をされ、賛成いただくようお願いを申し上げる次第であります。

ます。

以上、質問を終わります。

○笹川委員長 渡辺博道君。

○渡辺(博)委員 自由民主党の渡辺博道でございます。最後の質疑をさせていただきます。

法務大臣におかれましては、早朝から本堂に御苦勞まででございます。

実は質問を三十数項目、私は用意してあつたわけでございますが、前質疑者からほとんど質問されてしまいました。したがひまして、これから質問する内容はかなりダブる面があるかと思ひますが、ひとつその辺は御了解いただきまして、懇切丁寧に答弁をお願いしたいというふうに思つております。

私は、この問題が起きるまでにいろいろと新聞をとらせていただきました。そうすると、最近だけでこの程度の厚さになりましたが、ことし一年間でずと持ち切れないので持つてきませんでしたが、その中に、ほとんどの紙面は、法人のいわずの不正行為または倒産、こういったものが見出しに躍つてゐるわけです。

ちなみに言いますと、きょうの新聞であります「野村証券 特殊法人に接待攻勢」、それから、「阪和銀元頭取ら逮捕」とか「三洋証券 会社更生法申請」とか、常にそういう形で国民の目にさらされておる現状があります。

こういった中で、一体、国民の皆さんが企業に對してどのような意識を持つてゐるのか、これを真剣に考えなければいけないというふうに思つてゐるわけでありまして。特に、本年に入りましては、大手銀行や証券会社を初めとします業界の本當に代表的な企業が、いわゆる総会屋との関係においていろいろな事件が明るみに出されました。

これは先ほども質問の中にありましたけれども、こういった総会屋とかかわりは外国等には例がないというお話でありました。この外国等には例がない日本の特殊事情、これをやはり説明しないかなければならないというふうに思ひます。

会社との癒着、会社とのもたれ、持ちつ持たれ

つの関係を形成し、会社からいわれる総会屋に流れるお金、先ほど正確なお金は述べられておりませんが、かなりの額が流れているというふうな聞いております。しかも、この資金は暴力団の資金源となつてゐるというふうにも聞いておるわけでありまして、こうした企業と総会屋の結びつき、これは一般国民の企業への不信を募らせるまさに一因ではないかというふうに思つておるわけ

ります。さらに、国際的に見ましても、今申しましたように、株主に対する責任というものがほとんど果たされず、利益供与、不正行為の隠ぺいなど、平然と法律違反を繰り返す企業社会が世界から孤立するということは全く疑う余地はありません。

特に証券・金融業界においては、多くの一般投資家や外国人投資家、これは日本のなれ合いの体質、癒着の構造、頻発する金融スキャンダルに嫌氣を差して、日本のマーケットから離れていくという話も聞いております。

私は、現在の日本経済の危機の根幹はまさにこういったところにあるのではないかとこのように思つております。総会屋との関係を絶つことは、会社の自主的な経営コントロール手段として重要な株主総会の復権化を図ること、このためにも絶対必要であると思ひます。それと同時に、日本の株式会社に対する信頼感をつなぐためにも欠くことのできない措置であるというふうに思つております。

そこで、初めに大臣にお伺ひいたします。本法案提出に当たりまして、いわゆる総会屋と企業との関係に対する基本的な認識並びに本法案成立にかける意気込みをお聞かせいただきたいと存じます。

○下福葉國務大臣 日本は、先進国ということ、特にアジアの中におきます役割というものは大変重要でございます。ところが、その日本の企業、なかんずく今問題になっておりますような金融関係を中心とする大企業が総会屋によってその中核まで揺さぶられてゐるといいますか、という

ふうなことは、国際的には、何だ先進国だと思つてもそういうふうなものかというふうな認識を持たれてゐるのではないかと思います。甚だ遺憾なことだと思つたのです。そういうふうなこと等も踏まえまして、今申し上げましたような罰則の強化を中心とする商法の改正をお願いしたいと思つておるわけ

でございます。朝ほどからいろいろ御議論いただきました。なかなか難しい問題もたくさんございまして、けれども、そういうふうなことはもう今さら言うておれないわけでございます。それから、具体的にいろいろなまた御教示を各委員からいただきたいと思います。私も十分深く受けとめたいと思ひます。

そういうふうなことでございまして、とにかく、日本の企業経営者の意識改革を中心として、総会屋を根絶し、そして、健全な経済社会の確立というふうなことに一生懸命努力してまいりたい、このように思ひます。

○渡辺(博)委員 確かに大臣のおっしゃるようになつては、経済は一流、政治は三流とかいうふうな言われておりましたが、まさにこの経済のあり方は、もう三流どころではなくて四流、五流になつてゐるのじゃないかというふうに思ひます。こういった現状を踏まえていくならば、やはり総会屋との根絶を図る、これはもう喫緊の課題であるということは、朝からの質疑もお伺ひさせていただきましたが、まさに共通の認識であるというふうに思つております。

そうした中で、細かい点になりますけれども、いま一度、この条文に關しての理解をさせていた

いただきたいというふうに存するわけであります。その前提は、やはり総会屋に対する現状認識と

総会屋との関係を有する企業というのはごく一部にすぎないというふうな思われ方であり、現在、法人の数というのは、この資料の中にございませうけれども、現存会社数が全部で百二十二万二千ですか、そのうち上場企業は、一部で千三百二十六社、二部で四百七十三社、店頭で八百二十四社という形になっておりますが、その中の本当に一部であるというのを信じていたわけでありませう。でも、代表的な企業が総会屋と癒着して、そして利益供与している、こういった現実がありますと、さらに小さな企業であってもそういったところにかかわっているのじゃないかというふうな推測されるわけでありませう。そうしますと、この総会屋に対する不法行為を把握することというのは非常に困難であるのではないかと、このように思われるわけでありませう。

こうした企業と総会屋の関係をより効果的に把握するためにはどのようにしているのか、それについて伺いたいと思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、企業数は膨大なものがございませう。その中で、現在摘発が続いているような事案を考えますと、そのような事態はかなり深く進行しているのではないかと、考え方が一部あるわけではございませうけれども、実際にそれを把握していくということは大変難しい側面も持つわけではございませう。

ただ、私ども、伝わってくる、いろいろなことで情報として入ってくるによりまして、従来、いわゆる総務部担当者につきまして、企業側の行為者として特定されまして、それについて法執行が行われたということがございまして、けれども、このたび一連の事件、特に銀行あるいは大証券会社につきまして、企業のいわばトップにまで刑事責任が追及されているというところは、つまり、企業側を含めた幅広い一連の社会の中で大変強く受けとめられているというふうな伺っております。そういう点で、これを網羅的に把握していく、

網羅的に検挙していくということは大変難しいゅうございませう。犯罪はすべてそういう面があるものでございませうが、また、社会のコストといった点でも、これをすべて明らかにしていくという点では大変難しい面があります。私どももいたしましては、このような事例の摘発を通じて、その問題点をできるだけつまびらかにして、そのことをまた参考にして、そして一般の企業の方々がこのような事態から抜け出していくことを強く期待し、また、そのように望んでいるというのが実情でございませう。

○渡辺(博)委員 確かに、大変多くの企業の数でございませう。全体把握というのは大変困難だと思ひます。そういった意味では、代表的な企業を徹底的にやることによって、それより下の企業が見習ってきちんとした形になるのではないかと、このことも考えられなくはないと思ひます。

次に移ります。

現在、商法の改正問題というのは、罰則の引き上げとそれから要求罪の新設というものがございませうが、ここで改めて商法四百九十四条の意義を問うてみたいと思ひます。

これは昭和十三年という戦前の設置でありませうけれども、その後、戦後、五十六年まで改正されなかつた事案であります。したがって、企業としては、まさに企業の中の根柢として、不正の請託、この意味合いに対する考え方が、本来であれば不正の請託がなければ問題ないのだという意識が根柢にあるのではないかと、このように思ひます。

そこで、この四百九十四条の不正の請託が要件となつていて、ために適用しにくい規定となつていて、この不正の請託が構成要件とされたその経緯、これについて伺ひたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

昭和十三年の商法改正のときに、御指摘の四百九十四条が新設されたものでございませう。政府の原案におきましては、四百九十四条につきまし

て、株主権等の行使に關して「賄賂ヲ收受シ、」というところになつていたのでございませうが、貴族院の審議の過程におきまして、「賄賂ヲ收受シ、」という部分が「不正ノ請託ヲ受テ財産上ノ利益ヲ收受シ、」という表現に修正されたものというふうな承知いたしております。

当初の政府原案で、公務員の収賄罪は不正の請託の有無にかかわらずいづれを受ければ成立するのでございませうが、会社の役員職務の適正を確保し、会社荒らしを十分取り締まる等のためには、会社の重役等についても同じように考えてもよいのではないかと考えられたようであらうと思ひます。

これに對しまして、貴族院の審議におきましては、公務員の場合とは異なりまして、民間の会社関係者の場合には、財産上の利益を得まして、正しい職務行為や権利行使をしていられる限りはこれを罰するのとはおかしいのではないかと、また、条文の新設に当たつていきなり会社の重役等を公務員並みに扱うことは急激な変化ではないか等の議論がなされた由でございまして、結局、不正行為をするという前提要件がある場合にだけ処罰すれば足りることとされ、本条に不正の請託の要件が取り入れられたものと承知しております。

○渡辺(博)委員 不正の請託については、最高裁の判例があります。昭和四十四年十月二十二日の決定であります。この最高裁の判例があることによつて、この判例では、いわゆる協力型総会屋であつても、会社役員らがこれを利用することは、場合によつては犯罪になることが明らかになつたというふうな言ひをいたします。だから、要するに、不正の請託、いわゆる不正をやらせなくても、これはこの該当要件にするという意味だと思ひます。すが、ちよつと理解が間違つていませんか。

○原田(明)政府委員 御指摘のように解されると存じます。

○渡辺(博)委員 そうしますと、一審では、総会屋と総会荒らしを区別し、会社役員が議事進行の円滑を図るため、いわゆる協力型総会屋に金を

贈つても不正の請託とは言えないという解釈を示して、商法違反については被告人らに無罪としたという下級審があるわけですね。

そうしますと、最高裁の中で、こういった不正の請託に対する解釈が本来だったら浸透するはずであります。でも、これが浸透すれば今日のようない利益供与の罪というのは起こらないのじゃないかなというふうな思ひますが、その根柢には、私はやはり、一審における、あくまでも総会荒らしというふうな区別した考え方が昭和五十六年までずっと生きていたのじゃないかなというふうなちよつと解釈しているわけですね。

その後、昭和五十六年に改正されたとしても、その改正した結果がどれだけ企業者または国民に周知して徹底したか、この部分が一つの問題点ではないかというふうな思ひます。先ほど来の議論の中にもありますが、附帯決議で周知徹底を図るというような話があつたわけですが、本来、周知徹底がされればこういふことも変わっていくというふうな思ひます。けれども、その辺がやはり国として十分だったのじゃないかなという感じがしてなりません。

この点について、新たに五十六年に商法改正しました利益供与罪、これの背景、それについても若干教えていただきたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 確かに、四百九十四条の不正の請託につきましては、会社の側から、つまり会社の役員の方から、いわゆる総会屋と申しませうか、そういう立場の人物に不正の請託をする、そして株主権の行使の適正を害するようになつたというところを構成要件としたのでございませう。で、実際問題として、そのような立証というのは極めて難しいという点があるかと思ひます。刑事事件でございませうので、証拠に基づいてそれを立証し切ることが、関係者の供述をあわせましてなかなか難しいという面がある。一方では、いわゆる総会屋というふうな人物が相当いて、そのことによつて会社の財産から相当な支出がなされているという実情があつたために一般の

改正が行われて、そのような状況が認められなくても、利益の供与をする、株主権の行使に関して利益が収受されましたら、それについて新しく罰則をもって制裁するという事になったものと考えています。

○渡辺(博)委員 そうしますと、私は、逆に言う、商法四百九十七条を新設することによって利益供与・受供と罪等が整備されている現在ですけれども、この四百九十四条の存在意義というものをもう一度確認させていただきたいと思うのです。

○原田(明)政府委員 先ほども申し上げましたように、四百九十四条の方は、会社の役員の方から総会屋に不正の請託をいたしまして株主権等の行使の適正を害するという事を構成要件として考えておりますので、そのような事態も実際は予想されるわけでございまして、そういう場合には四百九十四条を適用する。そして四百九十七条の利益供与よりも重く処罰して、株主権等の適正な行使を確保するという必要性は依然として認められるというのが根拠であると思われま。

○渡辺(博)委員 時間が迫りますので、次に移ります。新たに設定します利益供与と要求罪についてお伺いしたいと思います。

この利益供与と要求罪、まさに要求した段階で罪になるといふことだと思ふのですが、いろいろとお伺いして、その趣旨や背景についてわからなかったわけでございまして、株主ノ権利ノ行使ニ関シ」ということを要件としていますけれども、供与を受ける側、これは株主であることが要件でしょうか。

○原田(明)政府委員 現行の四百九十七条二項の利益受供と罪は、その規定上、供与を受ける者を株主には限定しておりません。したがって、株主の権利の行使に関して、会社の計算において供与される利益であることを認識いたしまして、その利益を受けた以上、その者が株主ではなくて他人の株主権の行使に関して利益の供与を受けた場合でございまして受供と罪は成立するものと

いうふうに解されているのでございます。

これと同様に、本改正で新設する四百九十七条三項の利益供与と要求罪につきましても、その主体を限定しておりません。株主でない者でございしても、他の株主の権利の行使に関して、会社の計算において利益を供与することを要求した場合は利益供与と要求罪は成立するというふうに考えられます。

具体的には、例えば、株主でない、いわゆる総会屋が、株主である他の総会屋が株主総会において会社経営陣の経営上の事情等を暴露しようとしていることを告げまして、これをやめさせる見返りとして財産上の利益を要求するような場合が想定されるわけでございます。

○渡辺(博)委員 株主である必要はないということとはわかりましたけれども、この要求の意義については、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

ここで使われております要求とは、刑法上のいろいろの要求罪と同様でございまして、相手方に対して、趣旨を認識し得る状態において財産上の利益の供与を求めようとする意思表示をすることを意味いたします。若干ごたごたして申しわけございませんが、その趣旨が客観的に明らかでございまして、それが直接的であろうと間接的であろうと、また、明示ないし黙示の異同を問わないということとでございます。

○渡辺(博)委員 商法の四百九十三条の第二項には、「前項ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者」というふうに出ております。同じように、この要求罪についても申し込み罪や約束罪を設けなかった、その理由は何かあるのでしょうか。

○原田(明)政府委員 要求罪を新しく設けさせていただく趣旨は、いわゆる総会屋が利益供与を要求する行為を、それ自体として独立して処罰することといたしまして、総会屋に対する制裁を強化するとともに、これによりまして、会社関係者が

利益供与の要求を受けたその段階におきまして捜査当局に対して犯罪の届け出をすることを可能にする、そして、その早期かつ効果的な摘発を図ることにあるわけでございます。

一方で、会社側の申し込み行為や、双方で約束行為を処罰の対象にしたといたしましても、要求段階で総会屋の摘発を可能とすること以上に、事犯の早期摘発や、会社と総会屋の癒着関係の排除に資するところは少ないと考えられます。また、約束罪を設けますと、約束をした会社側が通報するということへのインセンティブは失われるおそれがあると考えられたわけでございます。

したがって、要求罪以外に、あえて申し込みでありまして、約束という構成要件を設ける必要はなく、また、相当ではないと考えられたわけでございます。

○渡辺(博)委員 やはり総会屋を根絶するためには、要求だけでは私には十分であるというふうには思っているのです。それは、当然、要求を受けた取締役は、その事実を捜査機関に通報しなければ、これは事実として犯罪が成立しないわけですね。したがって、私は、基本的には通報義務ないし告発義務を設けた方がいいのではないかというふうに感じておられるわけですが、この点についてお伺いします。

○原田(明)政府委員 この点も若干繰り返しになりますが、お尋ねでございます。うになるかと存じますが、お尋ねでございます。で、お答えさせていただきます。私、プライベートの人物に犯罪の告発義務を課した規定はなく、ただ、実際に通報義務を課したものといたしましては、爆発物取締罰則でございまして、サリン等による人身被害の防止に関する法律等によりまして、告知あるいは通報義務があるものでございます。が、これらはいずれも、不特定多数人の生命、身体を害するおそれがある危険なもの、毒物、また災害等に係る公共の危険に関連するものでございまして、いわゆる総会屋の根絶が現下の重要課題であることを考慮いたしまして、直ちに私人に

そういう要求があったことを通報することを義務づけるという事は相当ではないと考えられたものでございます。

実際には、総会屋対策に関する政府全体の働きかけと、官民あわせ総会屋排除運動が展開されているところでございまして、要求罪新設に加えてこのような動きがあることによって、あえて通報義務を法定しなくても、いわゆる総会屋による犯罪を有効に摘発し得ると思われるしております。

一般的に、そのような多数の犯罪類型の中で、ある種の行為の要求を受けた、そのことが犯罪になる場合に、そのことをもって直ちに通報する義務を定めるということにつきましては、いろいろな角度から検討しなければならぬ面もあるかと思われまして、直ちにそのような義務を課することは相当ではないであろうというふうに考えられたわけでございます。

○渡辺(博)委員 基本的には、生命や財産、生命や身体、こういったものに直接かわるものについては、サリンの問題や爆発物、それに限定されているというお話でありますけれども、一私人という感覚ではなく、日本が、まさに独自の総会屋という存在があるわけであり、国際的に見て極めて異例な存在である。これは金融政策上も国際的な信用を失墜するための大きな要因になるのではないかというふうに思うわけですね。

そうすると、やはり今こういう形で根絶しない限り、今回の法改正で根絶しない限り、次の法改正ではなかなかできないというふうになるわけですよ。であれば、より実効あらしめる方法として、一つの要求に対して通報する義務化をすることの方が、私は逆に言うとお適切に執行できるんじゃないかなというふうに思うわけです。これは見解の相違ですので、改めて御意見はお伺いしません。

そこで、ちょっと観点を交えて、この商法改正というのは、商法上、会社といいますが、株式会社だけではなく、有限会社、合資会社、合名

会社、あるいは銀行なんかにおいても株式会社や相互会社というのがあるわけですね。これらについてこの法文の適用はありやなしや、また、罰則強化、ほかの部分で、特に銀行関係について、相互会社、こういったものについての罰則の強化というのは考えているのかどうか、それについてお伺いします。

○森脇政府委員 今回、改正法が適用されるのは株式会社に限られるわけでございます。それでは、同じ商法上の会社でありながら、合名会社、合資会社あるいは商法の特別法であります有限会社、これらについてはどうなるのかという問題でございます。

これらの会社はいずれも、ある意味で閉鎖的な会社でございまして、その会社の持ち分を譲渡するには、他の社員あるいは社員総会の承認といったような条件が入っております。そういったものと、自由に譲渡することができない。その結果、部外者が入り込んできて、いわゆる総会屋的な行動をするという場面は非常に限られて、偶然のような場合だろうというふうに考えられます。

また、そういう会社については、現に総会屋のいわば被害といえますか、そういうものがあるということも聞いておらないところでございまして、今回の改正からはこれは必要ないのではないかとということで、株式会社以外の会社には適用されないこととしたところでございます。

それから、保険会社の相互会社、これについては商法の適用がありません。したがって、この部分につきましては、今回の商法改正案に合わせて保険業法を改正して、相互会社についても商法と同様の罰則強化を図る、そういう内容の法律案、これは大蔵省の所管でございしますが、本国会に提出されているというふうに承知しているところでございます。

○渡辺(博)委員 次に、具体的な提供で若干疑問点がありますので、その辺のことについてお伺いしたいと思います。

企業においては、各株主に対して、株主優待制

度ということ、無料パスやそのほか割引のチケットとか、こういったものが配付されております。そしてまた、総会出席をしたときに、お土産ということ、株主にお土産なんかを出します。また、大株主については、中元、歳暮に何らかのものを贈与するということのような事例があると思いが、こういった場合、利益供与罪の適用についてはどうなるのか、お伺いします。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

いわゆる株主優待制度と申しますのは、一般には、会社がサービス、興行、観光、販売業等を営むような場合に、一定数以上の自社株を所有している方に、通常の顧客に対する価格より一定割合での値引き等の優遇をするような制度をいうものとされております。これらは、本来、一定数以上の株主でございまして、だれでも利用できるという制度でございまして、株主たる地位そのものに對して与えられる利益でございします。

また、会社といたしまして、会社の売り上げ、利益を向上させる一手段としての団体割引や社員割引等の他の割引制度と同様に、一面において、販売促進のための営業活動として実施しているものも認められるようでございます。

四百九十七条に言う「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」とは、株主の権利の行使あるいは不行使に對する対価の趣旨をいうものと解されておりますので、ただいま申し上げたような株主優待制度については、株主を公平に扱うものでございしますれば、株主の権利の行使に關して利益を供与あるいはその供与を受けたとは認められず、この利益供与・受供与罪、また要求罪の問題は生じないものと考えられます。

ただし、優待株主数を著しく大きくいたしました、ごく少数の大株主が優待を受けられるようにいたしました、特定の総会屋のみが優待を受けられるような特殊な優待条件を設けまして、株式数と無関係に恣意的な優待をするなどいたしました、特定または少数の株主の権利の行使に關して利益供与をすることのいわば潜脱手段として株主

優待制度が利用される場合も考えられるのでございしますが、そのような場合には四百九十七条の罪が成立する余地はあると考えます。

○渡辺(博)委員 いろいろ適用でこれから具体的な事例が積み重なっていくと思えますけれども。

実は、先ほども申しました、昭和五十六年の商法改正を行ったにもかかわらず、総会屋に利益供与を行う企業が後を絶たない、こういった一連の事件が検査されていることに對して先ほどから御答弁をいただいたわけでございますけれども、私は、こうした事実を繰り返さないために法の周知徹底というものが一番大事だと思うのですが、今回、商法改正が成立して、その後、どういう形で周知徹底を図るのか、特に警察においても各企業にどのように指導していくのか、これを具体的ににお話したいと思ひます。

○玉邊(明)政府委員 利益供与要求罪の新設を初めとします今回の商法の改正につきましては、企業から不正に利益を求めます総会屋等の活動の抑止という面におきまして相当な効果が見込まれるというふうに考えております。とりわけ利益供与要求罪の規定につきましては、企業側の総会屋等への毅然たる姿勢と相まって大きな効果を発揮するものだとこのように考えております。

その意味でも、警察といたしましては、今回の改正案が成立いたしました際には、各種の機会をとらえまして、企業に對して改正法の内容につきまして周知徹底を図るとともに、総会屋等への毅然たる姿勢の堅持、そして、総会屋等から利益供与の要求等の働きかけがあった場合の警察への通報、さらに捜査への協力といったものについて強力に訴えてまいりたいと思っております。

○原田(明)政府委員 法務省といたしましては、ただいま警察当局から御答弁申し上げましたとおり、政府全体の中の役割を分担する、そして官民一体となつてこういう事態に對処するというところで、独自にもまた広報活動を行うほか、各業界を所管しております省庁や取り締まりの第一線に當

たる警察当局の協力も得ながら、罰則強化の趣旨、また内容の周知徹底に努めてまいりたいと思ひます。

○渡辺(博)委員 まさに法律というのは施行されただけでは意味がないわけでありまして、それを国民にいかにか周知させるか、これが大事な問題だということふうに思ひます。

最後になりますが、大臣にお伺いします。

こういった法の罰則強化並びに要求罪の新設、こういった法律が制定されることによって本間に総会屋を根絶できるかどうか、または、もったほかの法整備が必要なのかどうか、この辺を踏まえて、お話を最後にお願ひしたいと思います。

○下(福)國務大臣 答弁がダブるかもしれませんが、総括的に御答弁したいと思ひます。

今回の罰則強化はいわゆる総会屋の根絶のために相当の効果を発揮するものと考えておりますが、他方、これまで罰則があつたにもかかわらずこの種の事件が後を絶たなかったことにかんがみまして、その違法性を十分に知りながら総会屋と癒着し、利益供与を行う会社の側、そこに、その幹部の意識に大きな問題があつたこともまた事実であり、会社幹部の意識改革が図られる必要があると考えております。

会社側と総会屋との間で利益の授受が行われ、双方がこの事実を隠ぺいしようとする場合、捜査当局としては犯罪捜査の端緒を得て摘発することが極めて困難でありますので、今回の法案では、こうした観点から利益供与を要求する罪を新しく設けて、会社側がいわゆる総会屋から不当な要求を受けた段階でこれを捜査当局に届け出て、その処罰を求めることができるようにしておりますが、これによって、会社側が総会屋に對して毅然たる対応をとることも容易になると考えられます。

もちろん罰則の強化だけではなお十分ではございませんが、このような罰則の強化と会社幹部の意識改革とが両々相まって、総会屋の活動を根絶し得るものと考えております。

○渡辺(博)委員 終わります。ありがとうございます。

○笹川委員長 次回は、来る七日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十四分散会